

第4次牧之原市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

【素案】

目次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	7
第2章	牧之原市の現状・課題のまとめ	8
1	牧之原市の現状	8
2	アンケート調査結果からみた現状	21
3	計画策定に係る意見交換会の結果	47
4	牧之原市の地域福祉を取り巻く課題	51
第3章	基本理念・基本目標	56
1	計画の基本理念	56
2	計画の基本目標	57
3	重点的な取組	58
4	計画の体系	59
5	計画を推進していくためのそれぞれの役割	60
第4章	地域福祉施策の展開	62
	基本目標1 支え合う「人」を育てる	62
	基本目標2 支え合う「地域」をつくる	71
	基本目標3 幸せあふれる「仕組み」をつくる	76
第5章	重層的支援体制整備事業に向けて	85
1	趣旨	85
2	取組方針	86

第6章	第2期成年後見制度利用促進基本計画	87
1	趣旨	87
2	成年後見制度について	87
3	今後の取組	91
第7章	再犯防止推進計画	95
1	趣旨	95
2	現状と課題	96
3	再犯防止等の推進にあたっての基本的方針	99
4	今後の取組	99
第8章	計画の推進体制	101
1	推進体制	101
2	進行管理・評価	102
資料編		



計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国では、少子高齢化や人口減少が進む中、高齢者世帯や単身世帯の増加により、社会的孤立や、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなどといった様々な課題が生じており、人々の暮らしの中での課題は複雑化・多様化しています。

一方で、社会構造の変化、人々の価値観や考え方、ライフスタイルの多様化等により、人との関わり方が変容しています。その結果、地域社会との関わりを断ち、孤立して生活している人が増加するなど、地域における人と人とのつながりが希薄化しています。

さらに、共働き世帯の増加や高齢化などにより、地域における様々な活動や支援の担い手の確保が難しくなってきました。

また、令和元年度末から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症によって人々の生活が大きく変化しました。感染拡大防止対策として従来の地域活動等が自粛されたことにより、人のつながりが制限され、社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化してきました。このことは、人と人との絆が重要であること、つながりを実感できる地域づくりが大切であることを再認識するきっかけとなりました。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源（支援関係機関等）が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

本市において、平成31年3月に、「第3次牧之原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を一体的に策定し、「市民一人ひとりと地域が創る幸せあふれるまち」を基本理念として、市民のだれもが住み心地のよい暮らしと生きがいを持つ「地域共生社会」の実現を目指して、様々な事業や取組を実施してきました。

「第3次牧之原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は令和5年度末に計画期間が終了するため、少子高齢化の進行等といった社会経済環境の変化や、社会福祉法の改正等国や静岡県との動向を踏まえ、令和6年度以降の市の地域福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、牧之原市の実情に応じた「第4次牧之原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

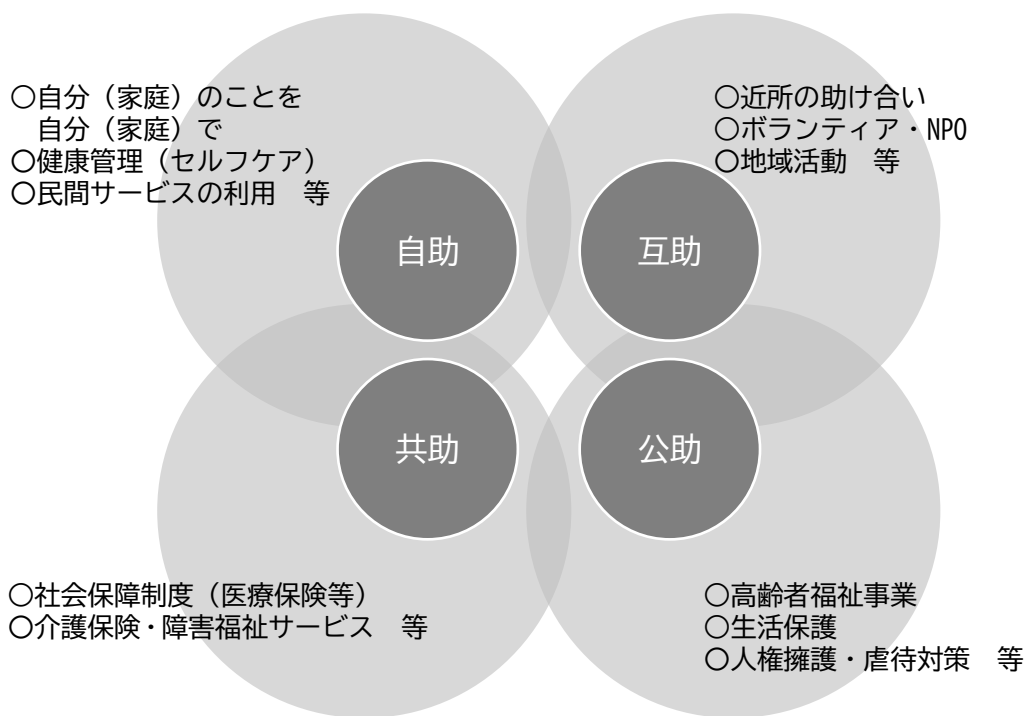
＜地域福祉とは＞

「福祉」という言葉の本来の意味は「幸せ」です。つまり、「地域福祉」は、地域住民一人ひとりがふだんの暮らしの中で感じるちょっとした問題を、ほんの少しの手助けや気づかいで解決し、より幸せを感じることができる地域にしていくことです。

しかし、一人では解決できない問題も数多くあります。そのような問題は、家族や友人、近隣に住んでいる住民の方、事業所、社会福祉協議会、行政などと協力して解決方法を考えていかなければなりません。そして、そのための仕組みづくり、基盤整備を進める必要があります。

令和2年に改正された社会福祉法第4条では、支援を必要とする地域住民が住み慣れた地域で生活を送り、様々な活動に参加することができるよう、地域住民が協力し合わなければならない旨が定められています。

生活課題や地域課題の解決に向けて、自助、互助、共助、公助の考えに基づいて、市民、事業者、関係機関・団体、行政のそれぞれが役割を果たし、連携して取組をしていくことが必要とされています。



2 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法の第 107 条に規定する市町村地域福祉計画であり、本市が今後、地域福祉を推進していくための基本理念や基本目標、施策の方向性等を総合的に定めるもので、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる地域福祉に関する「上位計画」として位置づけられています。また、令和 2 年 6 月の一部改正において、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するための重層的支援体制整備事業を行うことができるとされました。本計画においては、今後の本市の重層的支援体制整備事業の在り方についても示しております。

更に、平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」による「地方成年後見制度利用促進基本計画」、平成 28 年 12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」による「地方再犯防止推進計画」も一体的に策定しました。

【関連法令 抜粋】

社会福祉法（抜粋）

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項 ※
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

※ 下線部は地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律令和3年4月1日施行部分

成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施期間の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めなければならない。

(2) 関連計画

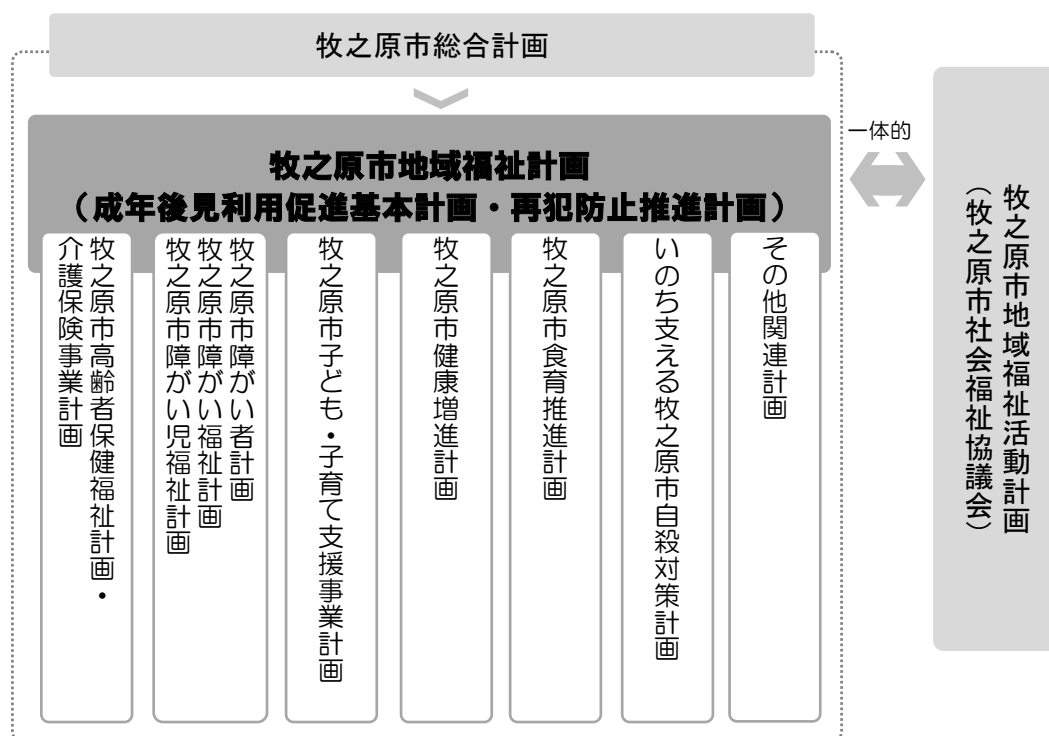
「牧之原市地域福祉計画」は、「第3次牧之原市総合計画」の下位計画、各福祉分野において策定する計画の上位計画として位置づけます。また、各福祉関連計画との整合を図ります。

「牧之原市地域福祉計画」は、市の地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示し、地域福祉の体制づくりを目指す行政計画です。

一方、「牧之原市地域福祉活動計画」は、牧之原市社会福祉協議会が中心となって社会福祉を目的とする様々な個人や団体、事業所との協働により、地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

本計画では、「牧之原市地域福祉計画」と「牧之原市地域福祉活動計画」を一体的に策定し、双方の強みを活かして実効性のある計画の推進を図ります。

[位置づけ図]



(3) SDGs (持続可能な開発目標)

サステイナブル ディベロップメント ゴールズ

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げ、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ※(行動計画)」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴール(目標)と169のターゲットから構成されています。








市では、「第3次牧之原市総合計画基本構想前期基本計画」の中で、施策の推進に合わせて17の目標の実現に努めており、本計画においても関連する目標の達成に向けて施策を推進していきます。

※ アジェンダ(行動計画)が示す3つの側面

- ① 貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ
- ② エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消など全ての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ
- ③ 地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダ

本計画に関連する目標は17のゴール(目標)のうち以下7つの目標を掲げています。

※施策体系との関連は59ページに記載

マーク	目標	内容
	貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困を終わらせる。
	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。
	働きがいも経済成長も	働きがいのある人間らしい仕事を推進する。
	人や国の不平等をなくそう	年齢、性別、障害などによる差別をなくし、だれもが平等に暮らせる社会を実現する。
	住み続けられるまちづくりを	人々の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。
	平和と公正をすべての人に	平和でだれもが受け入れられ、すべての人が法や制度で守られる社会をつくる。
	パートナーシップで目標を達成しよう	様々な立場の人々が、手を取り合って協力し、目標達成に向かって取り組む。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や大きな制度改正、関連する個別計画との整合に柔軟に対応できるように、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。



第 2 章

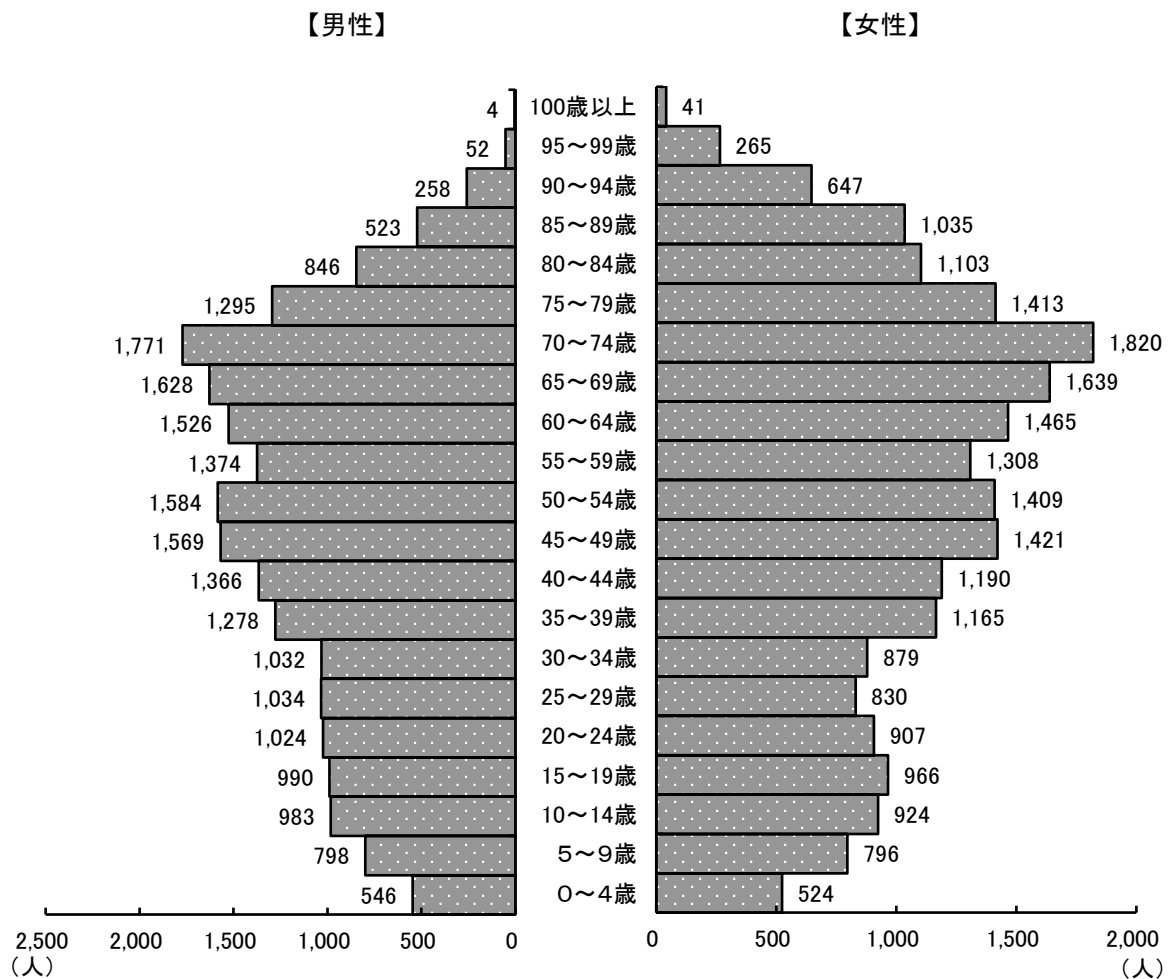
牧之原市の現状・課題のまとめ

1 牧之原市の現状

(1) 人口・世帯の状況

① 男女別・年齢階級別人口

令和5年10月1日現在、牧之原市の総人口は43,228人となっています。年齢階級別で見ると、70～74歳が最も多くなっています。

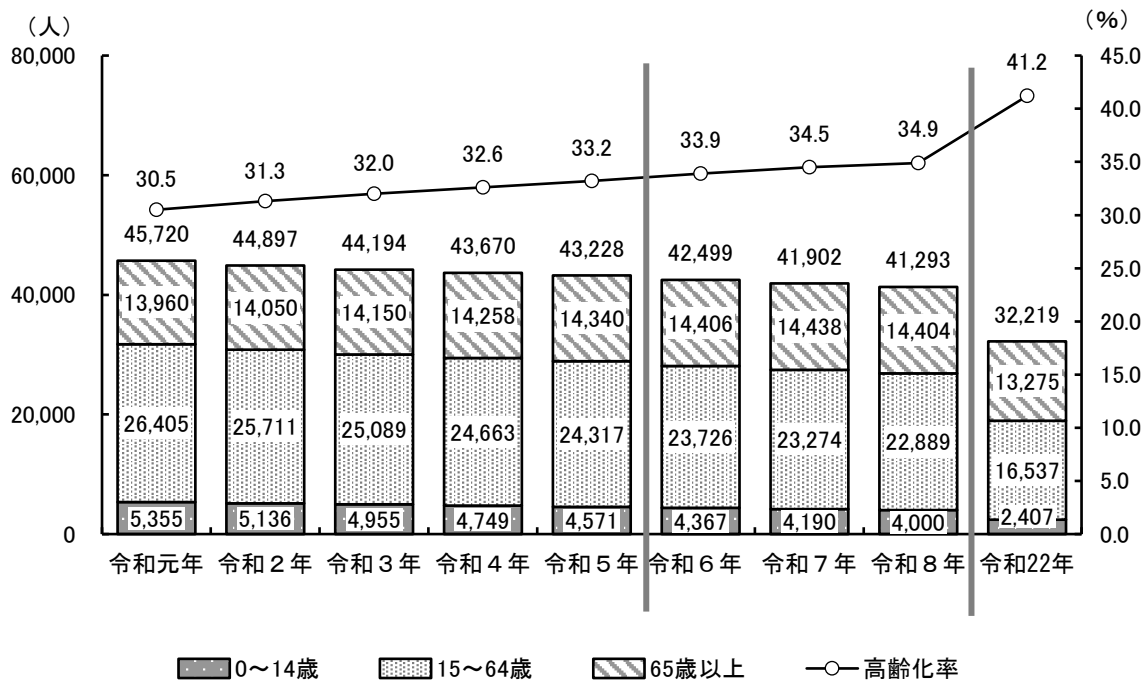


資料：住民基本台帳（令和5年10月1日現在）

② 人口の推移・推計

人口の推移をみると、減少傾向となっています。年齢3区分別人口をみると、0～14歳人口、15～64歳人口が減少しており、65歳以上人口で増加しています。

人口の減少は、令和6年（2024年）以降も続いていくと推計され、団塊の世代が75歳を迎える令和7年では41,902人、団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年（2040年）では32,219人となると見込まれます。

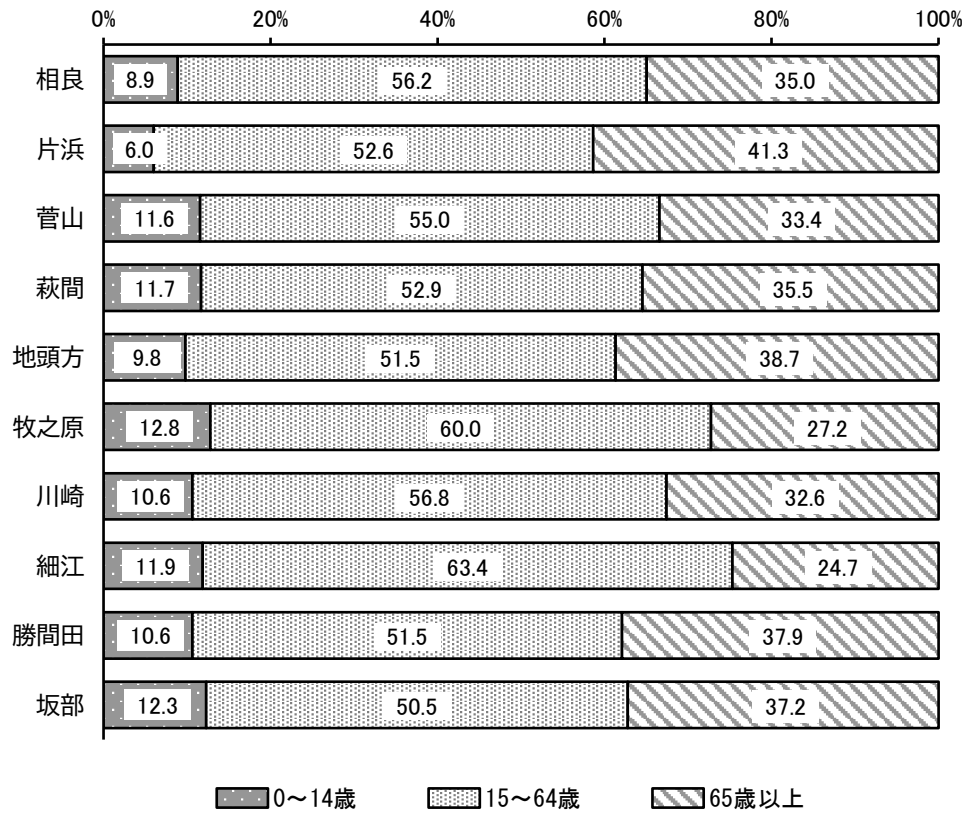


資料：住民基本台帳（令和5年10月1日現在）

令和6年以降の人口は、住民基本台帳人口をもとにコーホート変化率を用いて推計

③ 地区別・年齢3区分別人口割合

地区別の年齢3区分別人口割合をみると、片浜地区で他の地区と比べて0～14歳人口割合が低い一方、65歳以上人口割合が高くなっています。



資料：住民基本台帳（令和5年10月1日現在）

④ 地区別世帯数・自治会加入世帯数

総世帯数をみると、増加傾向となっています。地区別にみると、特に川崎地区や細江地区で増加しています。

自治会加入世帯数をみると、減少傾向となっています。地区別にみると、特に相良地区で減少しています。

単位：世帯

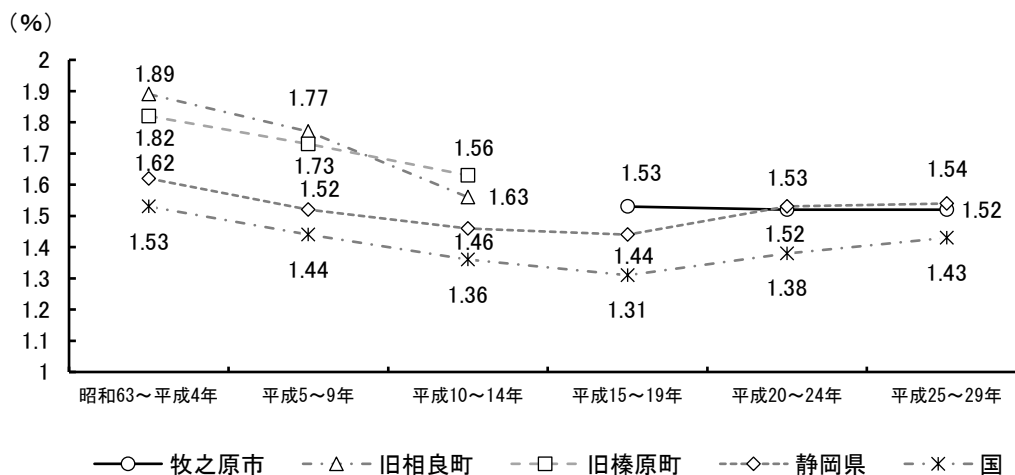
	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	総世帯数	自治会加入世帯数	総世帯数	自治会加入世帯数	総世帯数	自治会加入世帯数	総世帯数	自治会加入世帯数	総世帯数	自治会加入世帯数
相良	3,949	2,698	3,958	2,649	3,930	2,622	3,949	2,596	3,959	2,574
片浜	415	309	427	304	435	300	434	290	446	284
菅山	929	647	927	649	921	638	942	643	948	649
萩間	1,045	774	1,084	773	1,075	770	1,093	771	1,069	753
地頭方	1,526	1,197	1,521	1,205	1,510	1,199	1,504	1,191	1,492	1,183
牧之原	916	696	907	721	899	716	927	718	994	726
川崎	3,357	2,880	3,399	2,845	3,401	2,842	3,444	2,839	3,413	2,788
細江	3,175	2,554	3,133	2,589	3,216	2,616	3,266	2,626	3,387	2,628
勝間田	810	704	821	701	823	699	823	695	829	686
坂部	883	629	860	623	844	622	846	622	842	621
計	17,005	13,088	17,037	13,059	17,054	13,024	17,228	12,991	17,379	12,892

資料：住民基本台帳・世帯数調査（各年10月1日現在）

(2) 子ども・子育ての状況

① 合計特殊出生率の推移

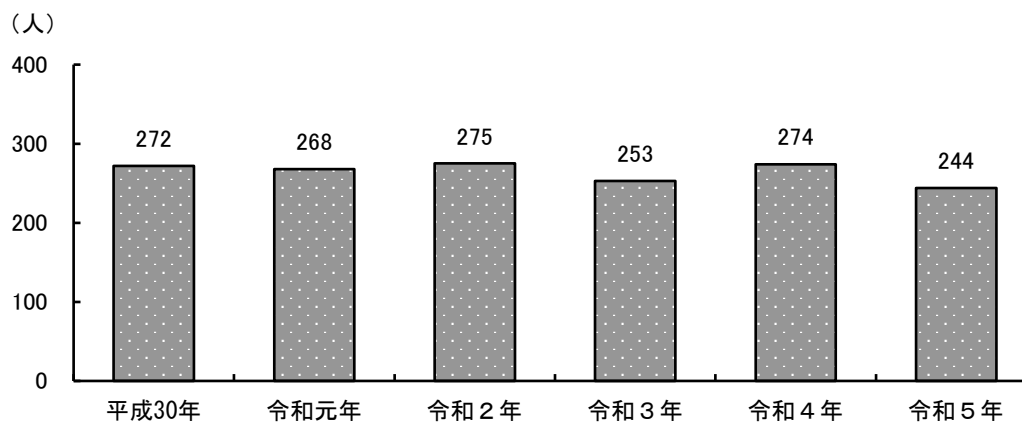
合計特殊出生率をみると、横ばいに推移しています。平成15年から平成19年では静岡県よりも高くなっていますが、平成25年から平成29年では同水準となっています。



資料：人口動態保健所市町村別統計

② 児童扶養手当受給資格者数の推移

児童扶養手当受給資格者数の推移をみると、増減を繰り返しており、令和5年では244人となっています。

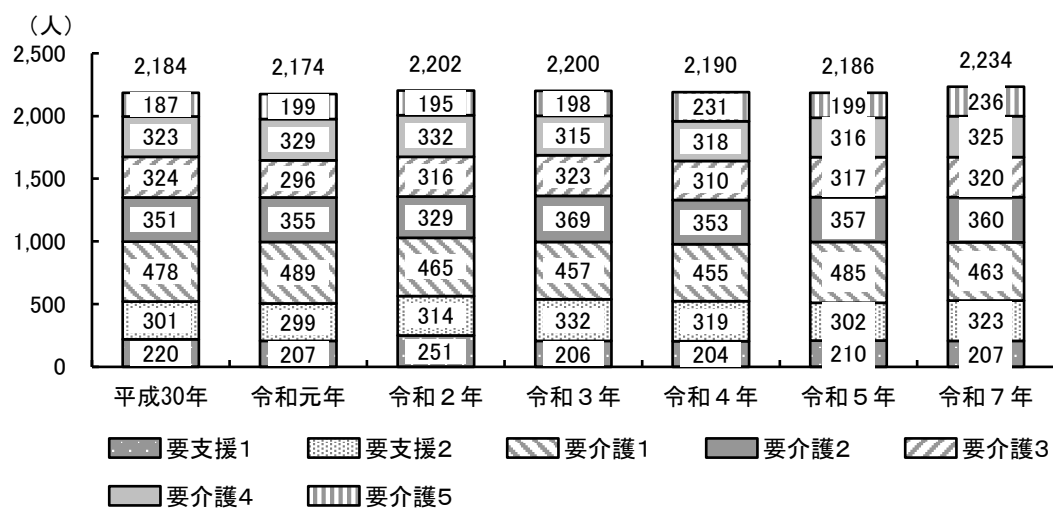


資料：子ども子育て課（各年3月31日現在）

(3) 高齢者の状況

① 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移をみると、ほぼ横ばいに推移しています。



資料：介護保険事業状況報告（各年月報9月）

② 高齢者世帯数の推移

高齢者世帯数の推移をみると、「高齢者のみで構成される世帯」が増加傾向となっています。

単位：世帯、%

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総世帯数	16,884	17,090	17,096	16,994	17,237
高齢者以外で構成される世帯	8,260	7,456	7,742	7,613	7,892
	48.9	43.6	45.3	44.8	45.8
高齢者と子らの同居世帯	6,081	5,841	5,211	5,065	4,843
	36.0	34.2	30.5	29.8	28.1
高齢者のみで構成される世帯	2,543	3,793	4,143	4,316	4,502
	15.1	22.2	24.2	25.4	26.1
ひとり暮らし世帯	1,231	2,119	2,207	2,294	2,388
	7.3	12.4	12.9	13.5	13.9
夫婦のみ世帯	1,087	1,526	1,595	1,677	1,742
	6.4	8.9	9.3	9.9	10.1
その他の高齢者のみの世帯	225	148	341	345	372
	1.3	0.9	2.0	2.0	2.2

資料：高齢者福祉行政の基礎調査（各年4月1日現在）

③ 高齢者の就業状況

平成22年(2010年)以降の推移をみると、令和2年(2020年)では労働力人口は5,019人、それに伴って就業人口も4,921人とそれぞれ3.8ポイントの増加を示しています。

単位：世帯、%

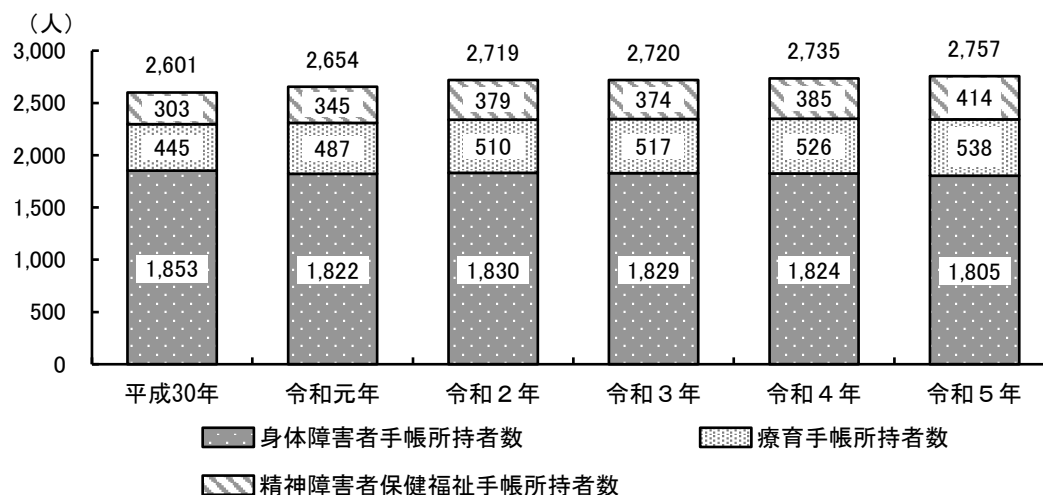
	平成 22 年 (2010 年)		平成 27 年 (2015 年)		令和 2 年 (2020 年)	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
65 歳以上の労働力人口	3,939	32.5	4,564	34.7	5,019	36.3
就業人口	3,854	31.8	4,474	34.1	4,921	35.6
主に仕事	2,925	24.1	3,366	25.6	3,638	26.3
家事のほか仕事	832	6.9	1,014	7.7	1,135	8.2
通学のかたわら仕事	-	-	4	0.0	1	0.0
休業者	97	0.8	90	0.7	147	1.1
完全失業者	85	0.7	90	0.7	98	0.7
65 歳以上の非労働力人口	8,077	66.7	8,558	65.1	8,484	61.3
不詳	100	0.8	15	0.1	331	2.4
合計	12,116	100.0	13,137	100.0	13,834	100.0

資料：国勢調査

(4) 障がい者の状況

① 障害者手帳所持者数の推移

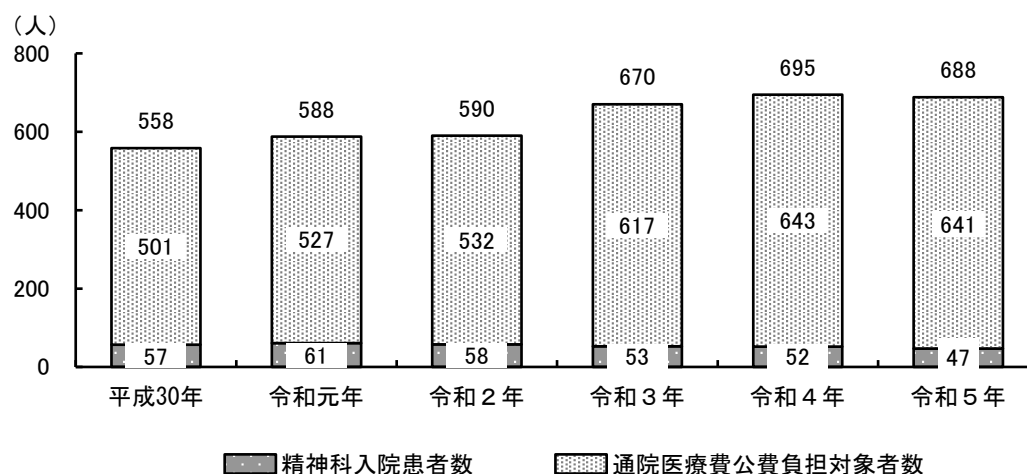
障害者手帳所持者数の推移をみると、年々増加しており、特に精神障害者保健福祉手帳所持者が増加しています。



資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

② 精神科入院・通院者数の推移

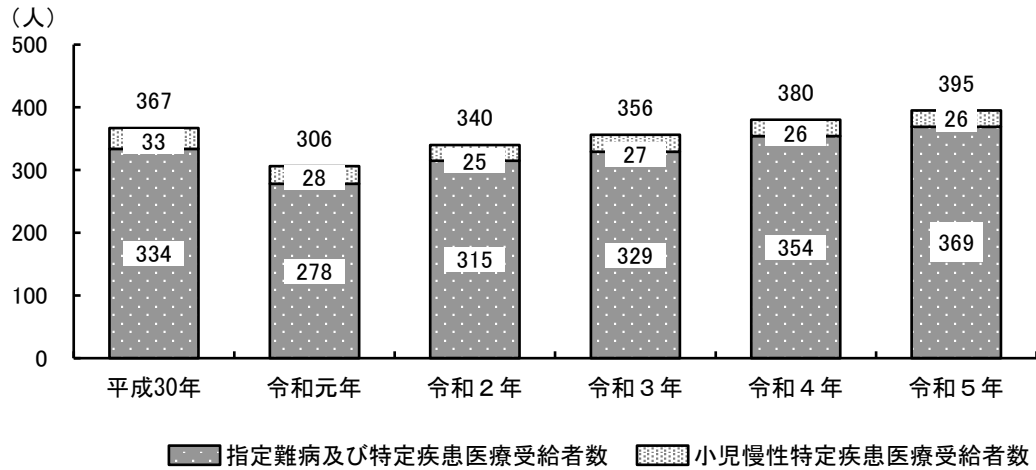
精神科入院・通院者数の推移をみると、年々増加していましたが、令和5年では688人と減少しています。このうち、通院医療費公費負担対象者数は643人から641人とほぼ横ばいに推移しています。



資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

③ 難病患者数の推移

難病患者数の推移をみると、令和元年から令和5年にかけて増加しており、令和5年では395人となっています。

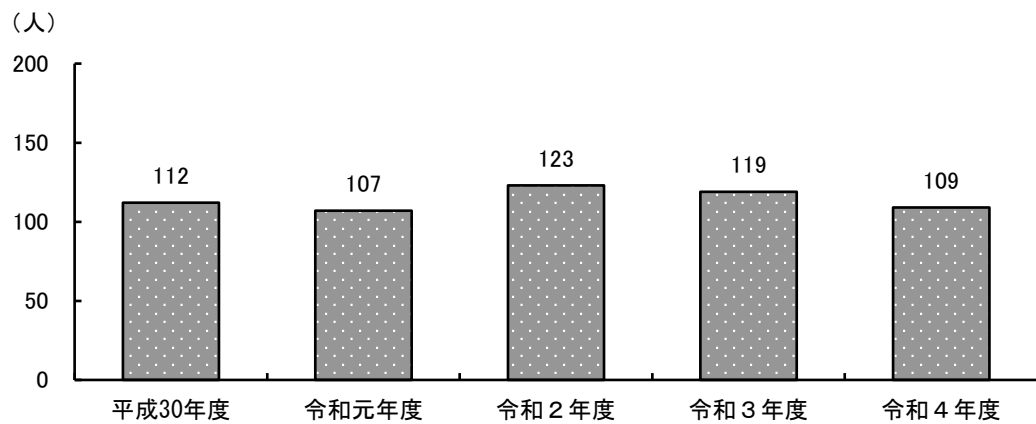


資料：中部保健所（各年3月31日）

(5) その他支援を必要とする人の状況

① 生活保護受給者数の推移

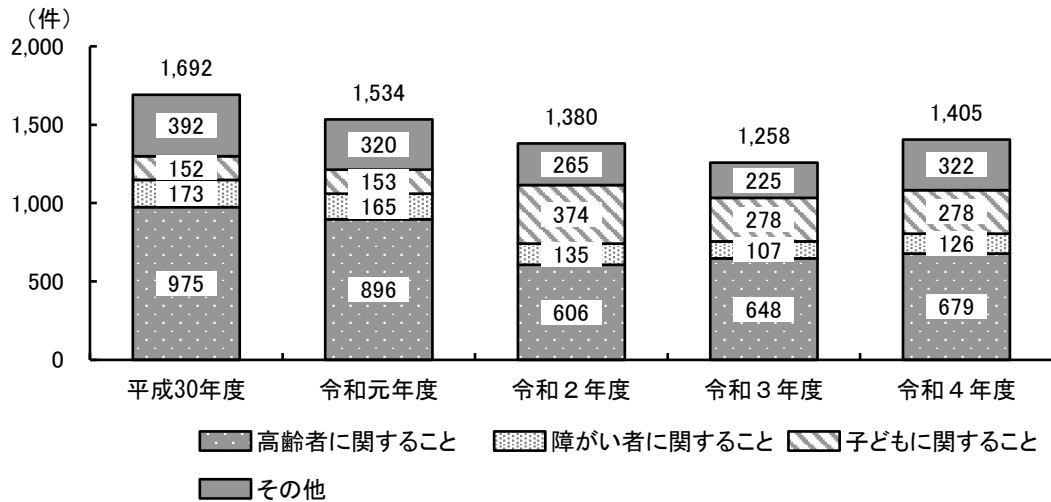
生活保護受給者数の推移をみると、令和2年から減少しており、令和4年では109人となっています。



資料：福祉こども相談センター（各年度末月）

② 民生委員・児童委員の分野別相談・支援件数の推移

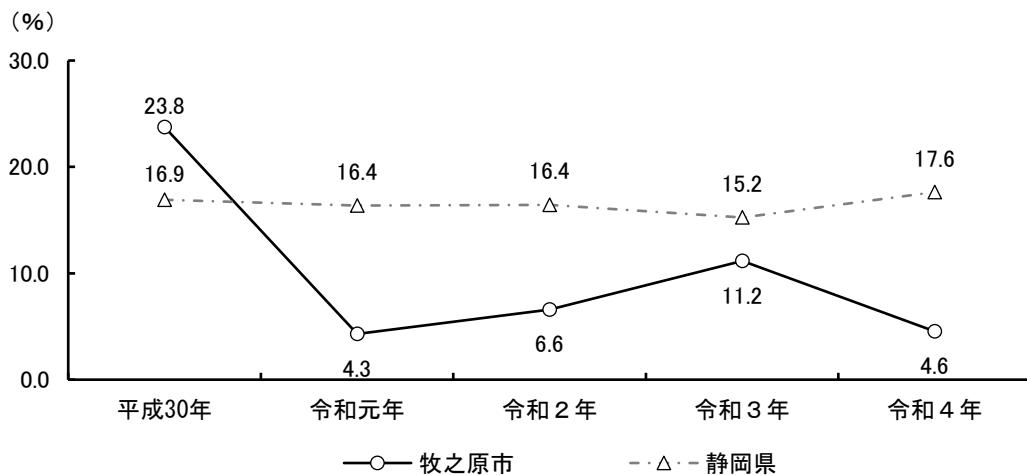
民生委員・児童委員の分野別相談・支援件数の推移をみると、平成30年から令和3年にかけて減少していましたが、令和4年で増加し、1,405件となっています。「高齢者に関すること」は679件、「障がい者に関すること」は126件、「子どもに関すること」は278件となっています。



資料：社会福祉課（各年度末現在）

③ 自殺死亡率の推移

自殺死亡率の推移をみると、平成30年から令和元年にかけて大幅に減少し、令和3年にかけて徐々に増加しています。令和4年では減少し、4.6%となっています。

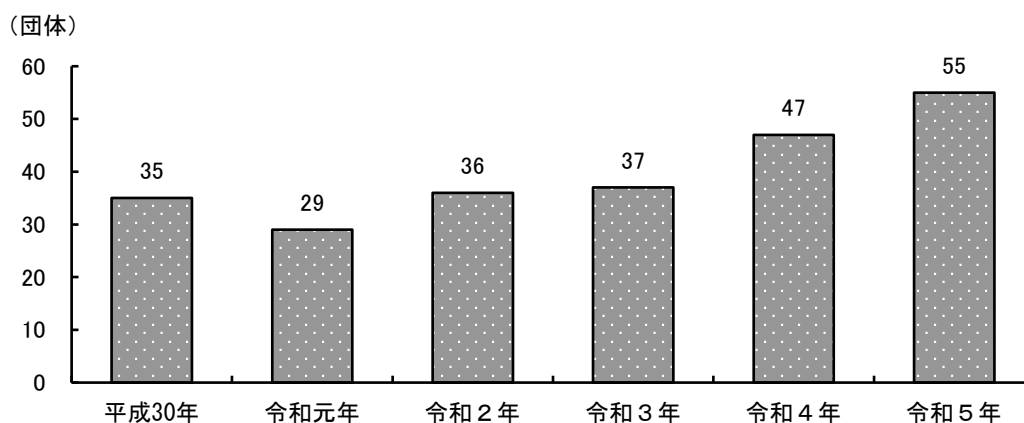


資料：地域における自殺の基礎資料（厚労省）

(6) 地域活動の状況

① ボランティア登録団体数の推移

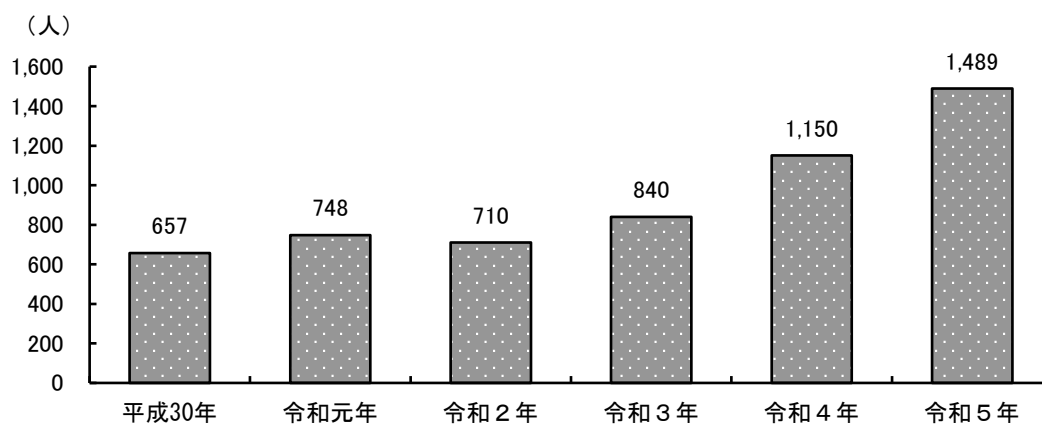
ボランティア登録団体数の推移をみると、増加傾向となっており、令和5年では55団体となっています。



資料：牧之原市社会福祉協議会
ボランティア活動者数調査
(各年4月1日現在)

② ボランティア登録者数の推移

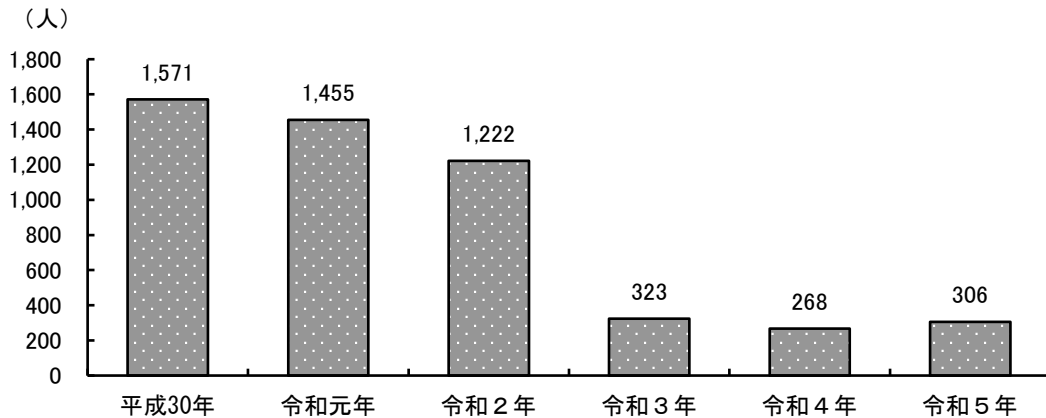
ボランティア登録者数の推移をみると、増加傾向となっており、令和5年では1,489人となっています。



資料：牧之原市社会福祉協議会
ボランティア活動者数調査
(各年4月1日現在)

③ シニアクラブ会員数の推移

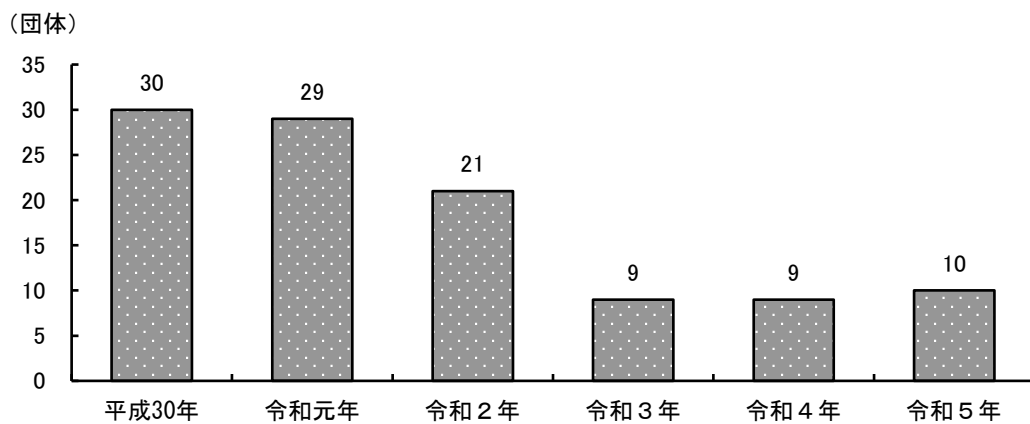
シニアクラブ会員数の推移をみると、令和2年から令和3年にかけて大幅に減少し、令和5年では306人となっています。



資料：牧之原市社会福祉協議会（各年4月1日現在）

④ 単位シニアクラブ数の推移

単位シニアクラブ数の推移をみると、令和2年から令和3年にかけて大幅に減少し、令和5年では10団体となっています。



資料：牧之原市社会福祉協議会（各年4月1日現在）

2 アンケート調査結果からみた現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

市民や福祉活動に携わる方の地域福祉に関する意識や地域活動の現状などを把握し、計画全体の評価並びに本計画策定の基礎資料とするためのアンケート調査を実施しました。

② 調査対象

市民：18歳以上の一般市民

福祉に携わる方：市内福祉関係団体

③ 調査期間

令和4年11月25日～令和4年12月16日

④ 調査方法

郵送配付・郵送回収方式

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
市民	1,000 通	468 通	46.8%
福祉活動に携わる方	300 通	227 通	75.7%

(2) 調査の結果

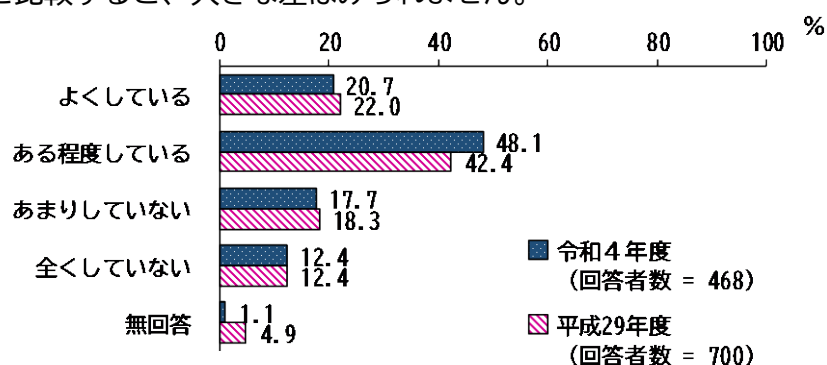
(2) - 1 市民調査

① 地域生活に関することについて

ア 地域内の行事や活動の参加・協力状況

「よくしている」と「ある程度している」をあわせた“している”の割合が68.8%と高くなっています。

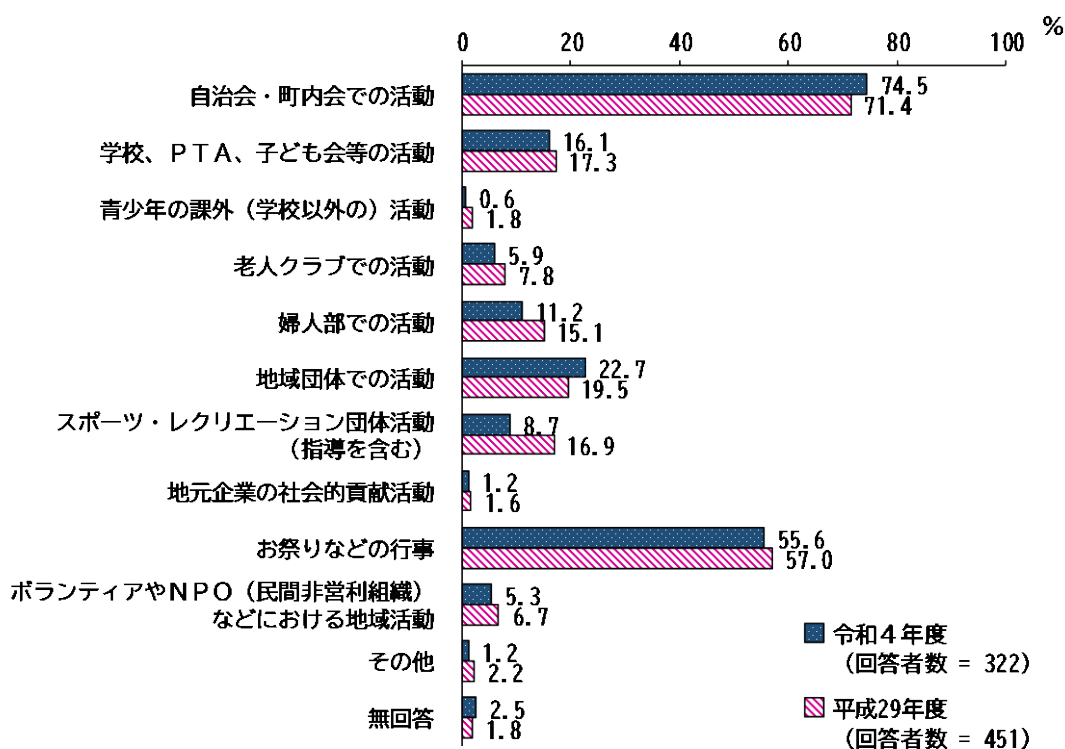
平成29年度と比較すると、大きな差はみられません。



イ 地域で参加している活動

「自治会・町内会での活動」の割合が74.5%と最も高く、次いで「お祭りなどの行事」の割合が55.6%、「地域団体での活動」の割合が22.7%となっています。

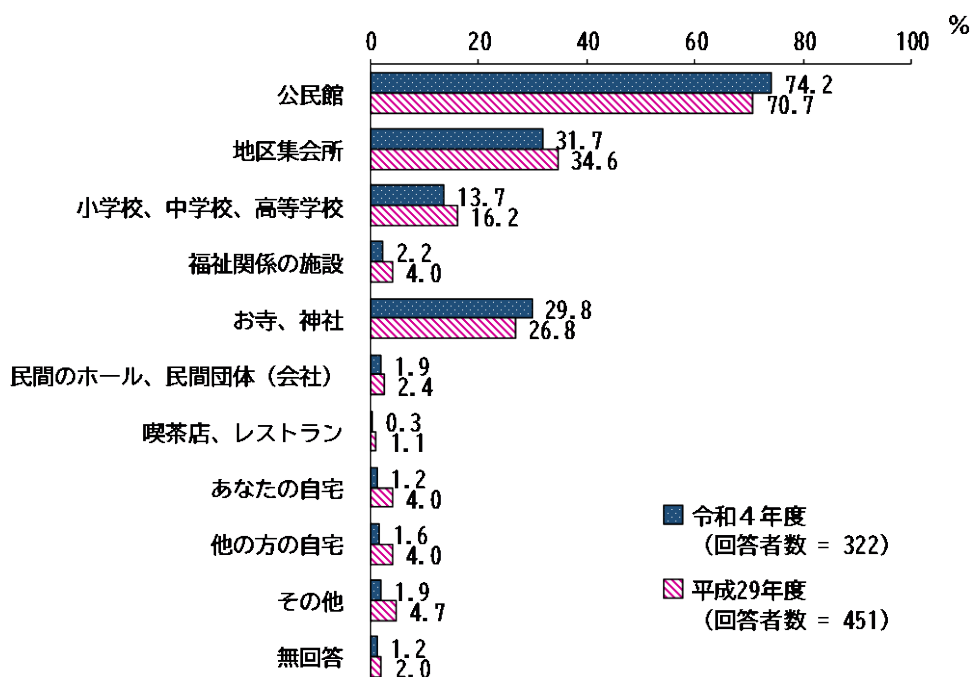
平成29年度と比較すると、「スポーツ・レクリエーション団体活動（指導を含む）」の割合が減少しています。



ウ 地域活動を行う場として利用している場所

「公民館」の割合が74.2%と最も高く、次いで「地区集会所」の割合が31.7%、「お寺、神社」の割合が29.8%となっています。

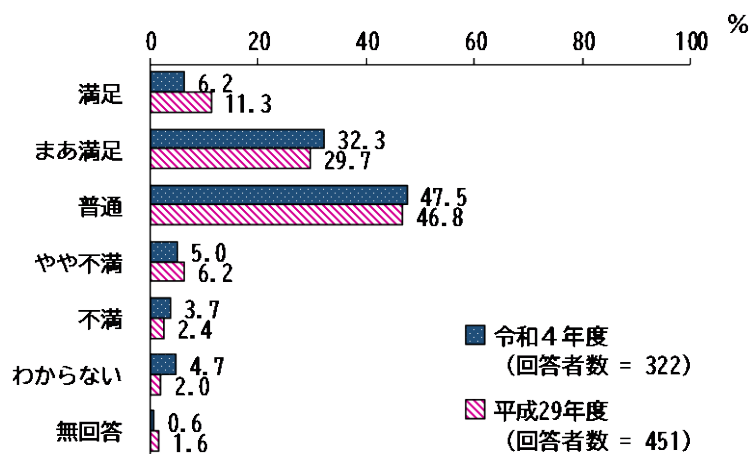
平成29年度と比較すると、大きな変化はみられません。



エ 地域活動に対する満足度

「普通」の割合が47.5%と最も高く、次いで「満足」と「まあ満足」をあわせた“満足”の割合が38.5%となっています。

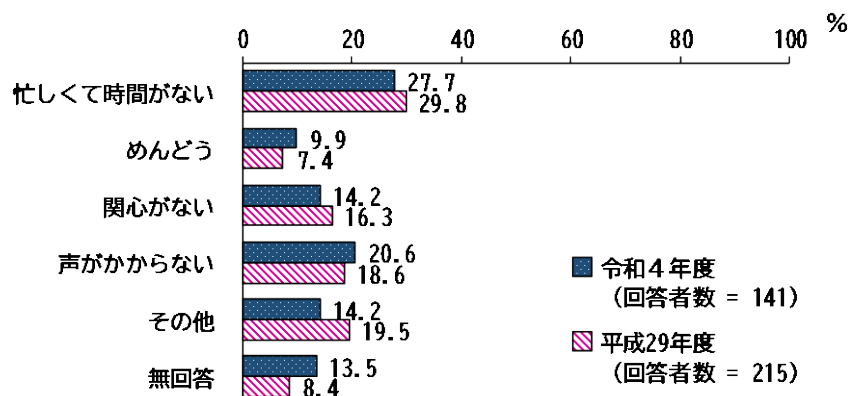
平成29年度と比較すると、「満足」の割合が減少しています。



オ 地域活動をしていない理由

「忙しくて時間がない」の割合が27.7%と最も高く、次いで「声がかからない」の割合が20.6%、「関心がない」の割合が14.2%となっています。

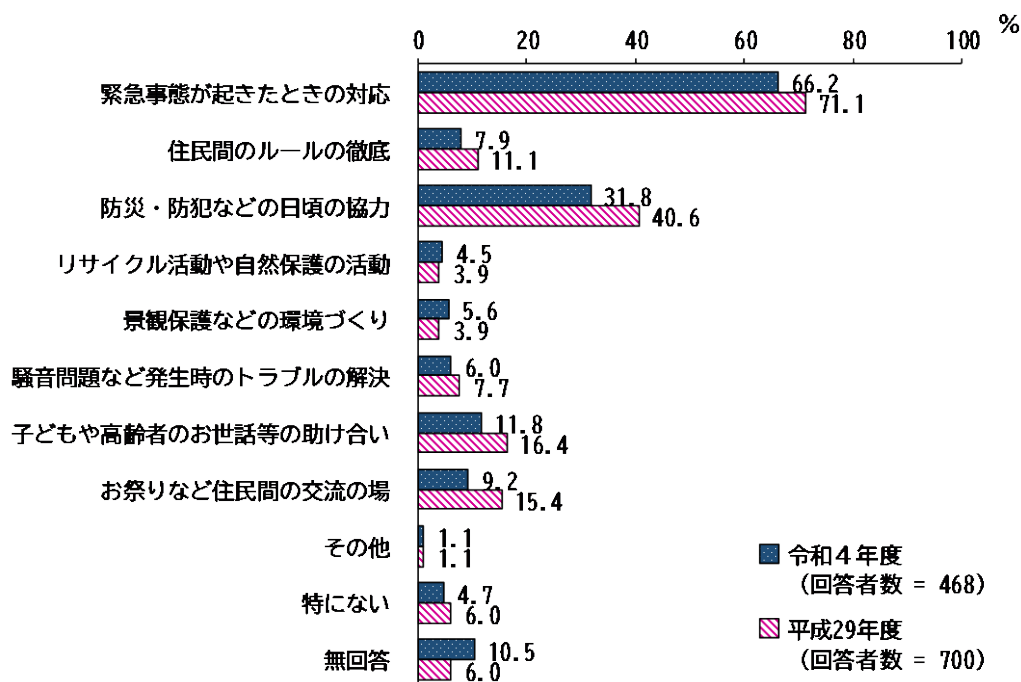
平成29年度と比較すると、大きな変化はみられません。



カ 地域社会の役割への期待

「緊急事態が起きたときの対応」の割合が66.2%と最も高く、次いで「防災・防犯などの日頃の協力」の割合が31.8%、「子どもや高齢者のお世話等の助け合い」の割合が11.8%となっています。

平成29年度と比較すると、「防災・防犯などの日頃の協力」「お祭りなど住民間の交流の場」の割合が減少しています。

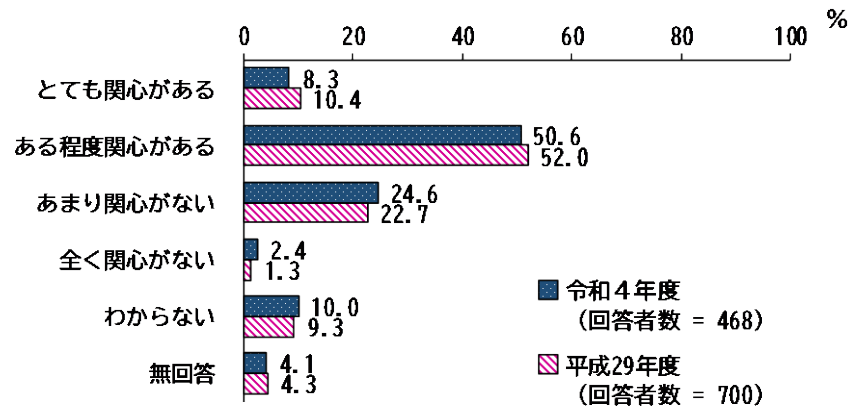


② 福祉への関心、意識について

ア 福祉への関心度

「とても関心がある」と「ある程度関心がある」をあわせた“関心がある”の割合が58.9%と高くなっています。

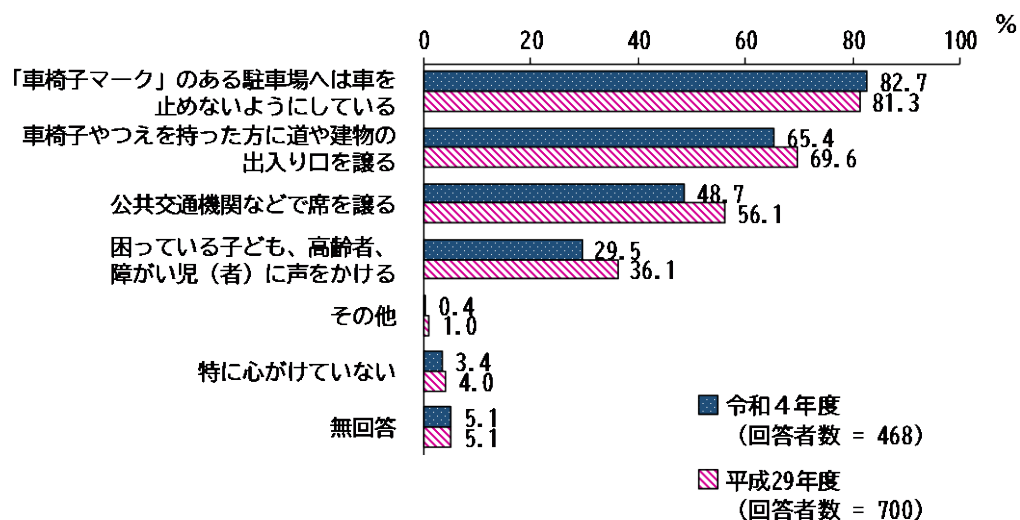
平成29年度と比較すると、大きな変化はみられません。



イ 街中での心がけ

「「車椅子マーク」のある駐車場へは車を止めないようにしている」の割合が82.7%と最も高く、次いで「車椅子やつえを持った方に道や建物の出入り口を譲る」の割合が65.4%、「公共交通機関などで席を譲る」の割合が48.7%となっています。

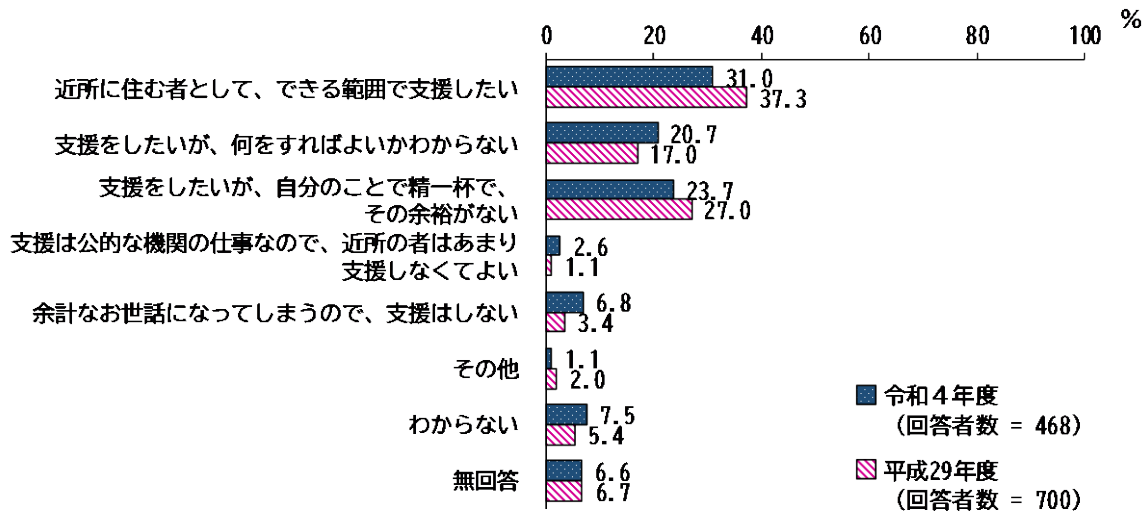
平成29年度と比較すると、「公共交通機関などで席を譲る」「困っている子ども、高齢者、障がい児（者）に声をかける」の割合が減少しています。



ウ 近所に住む方への支援に対する考え方

「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」の割合が31.0%と最も高く、次いで「支援をしたいが、自分のことで精一杯で、その余裕がない」の割合が23.7%、「支援をしたいが、何をすればよいかわからない」の割合が20.7%となっています。

平成29年度と比較すると、「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」の割合が減少しています。

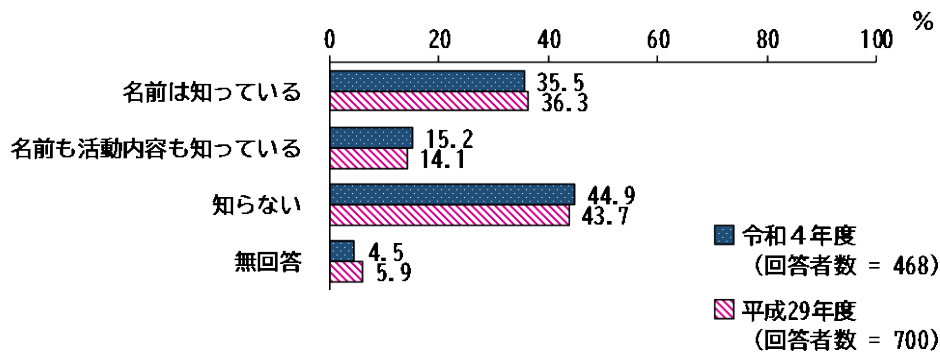


③ 民生委員・児童委員について

ア お住まいの地域の民生委員・児童委員の認知度

「知らない」の割合が44.9%と最も高く、次いで「名前は知っている」の割合が35.5%、「名前も活動内容も知っている」の割合が15.2%となっています。

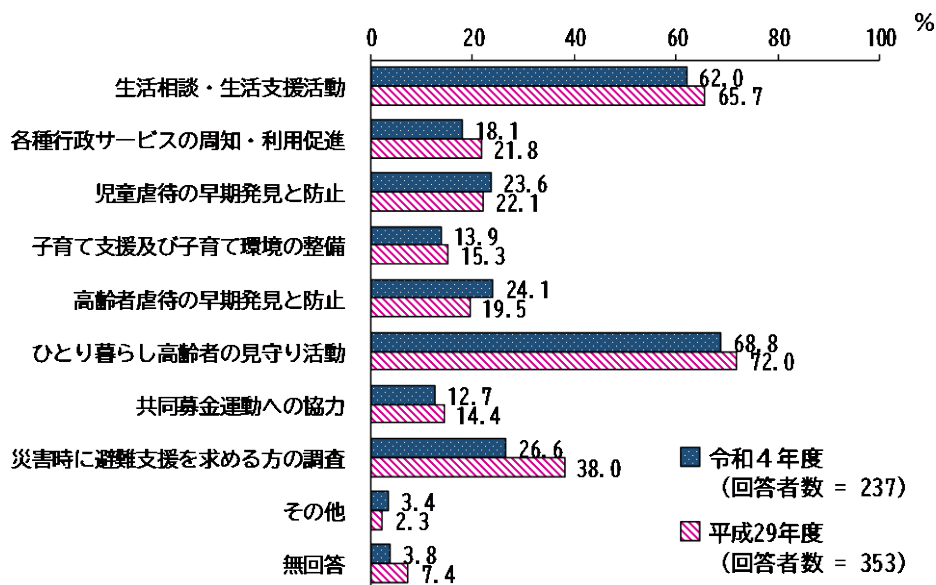
平成29年度と比較すると、大きな変化はみられません。



イ お住まいの地域の民生委員・児童委員が行っている活動に対する認知度

「ひとり暮らし高齢者の見守り活動」の割合が68.8%と最も高く、次いで「生活相談・生活支援活動」の割合が62.0%、「災害時に避難支援を求める方の調査」の割合が26.6%となっています。

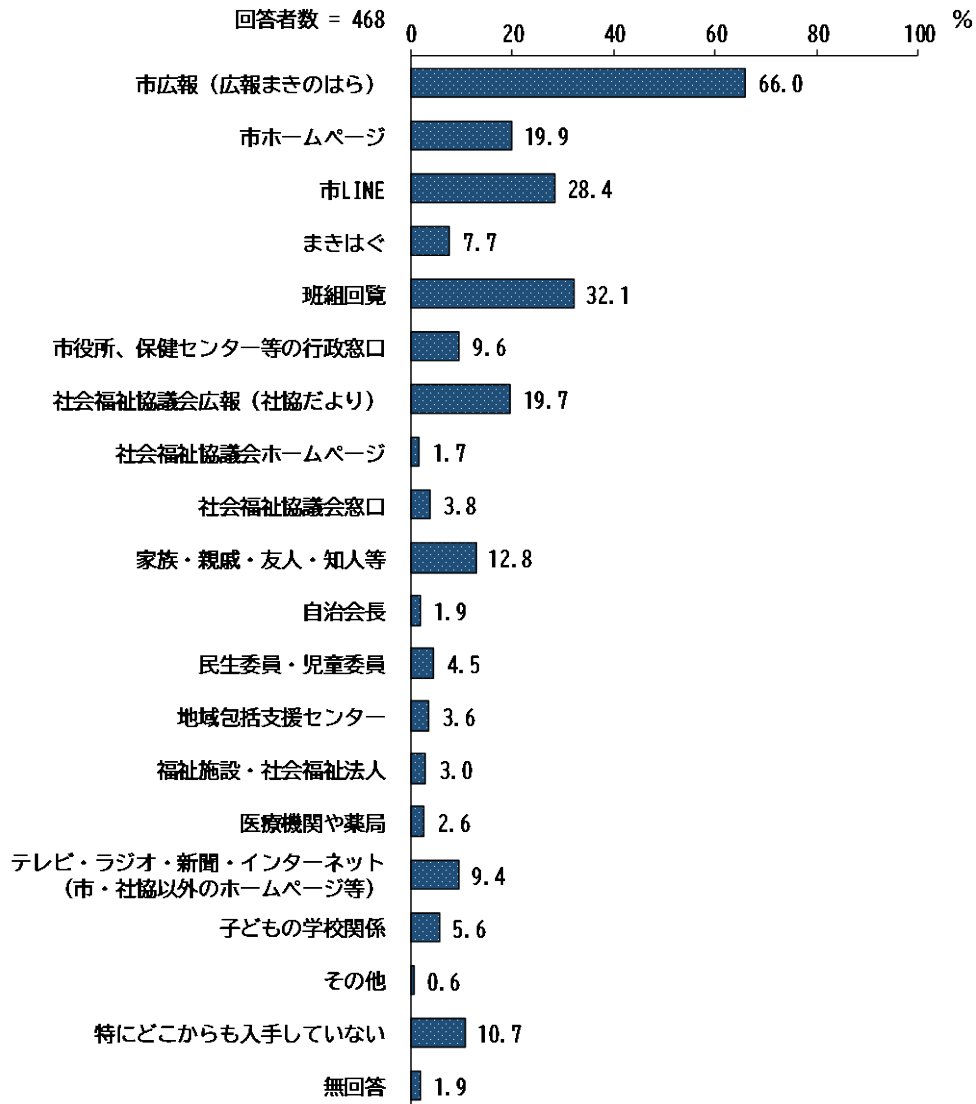
平成29年度と比較すると、「災害時に避難支援を求める方の調査」の割合が減少しています。



④ 福祉支援機関・福祉サービスについて

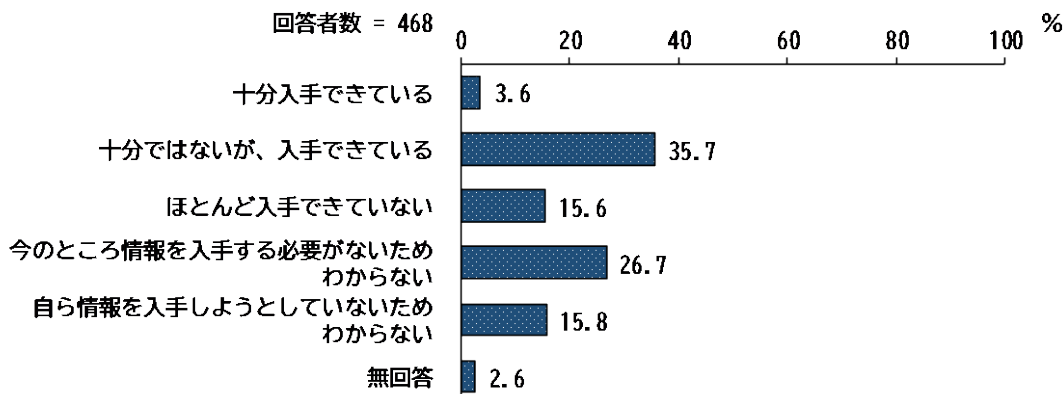
ア 福祉サービスの情報入手先

「市広報（広報まきのはら）」の割合が66.0%と最も高く、次いで「班組回覧」の割合が32.1%、「市LINE」の割合が28.4%となっています。



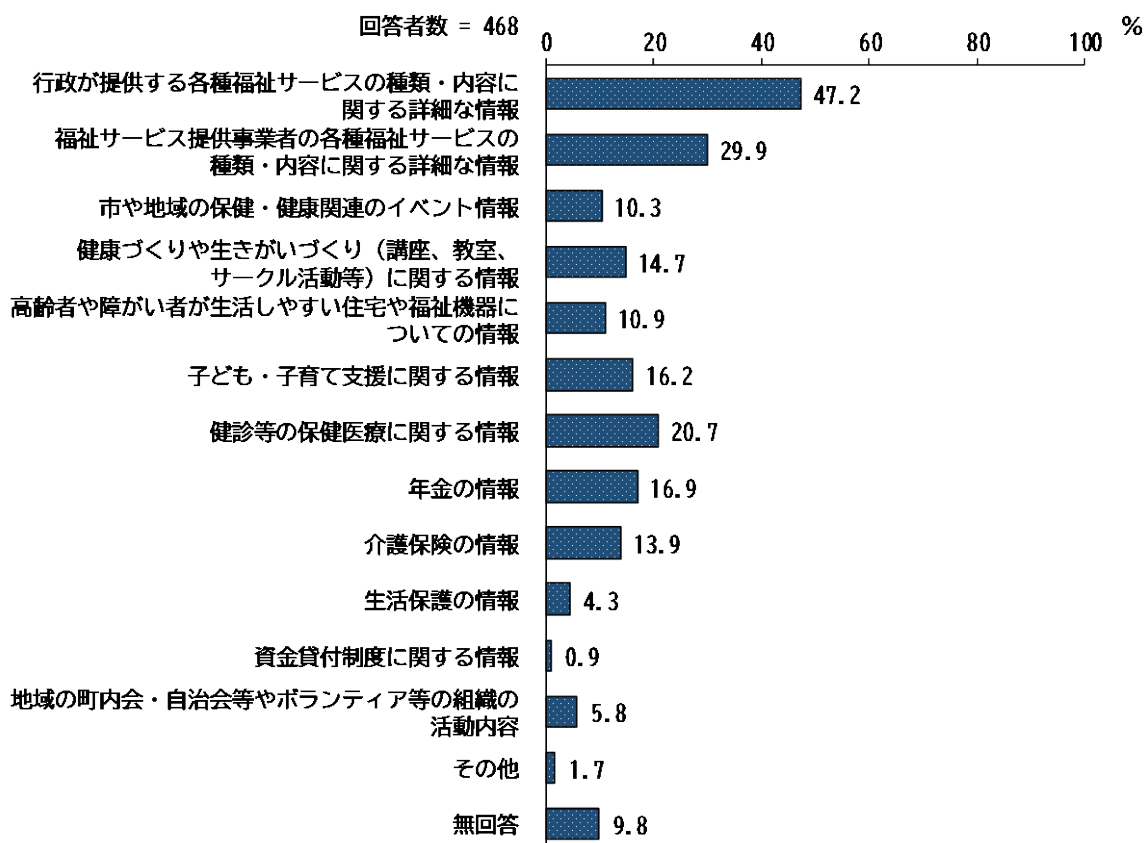
イ 福祉サービスの情報入手の有無

「十分ではないが、入手できている」の割合が35.7%と最も高く、次いで「今のところ情報を入手する必要がないためわからない」の割合が26.7%、「自ら情報を入手しようとしていないためわからない」の割合が15.8%となっています。



ウ 福祉サービスの優先情報

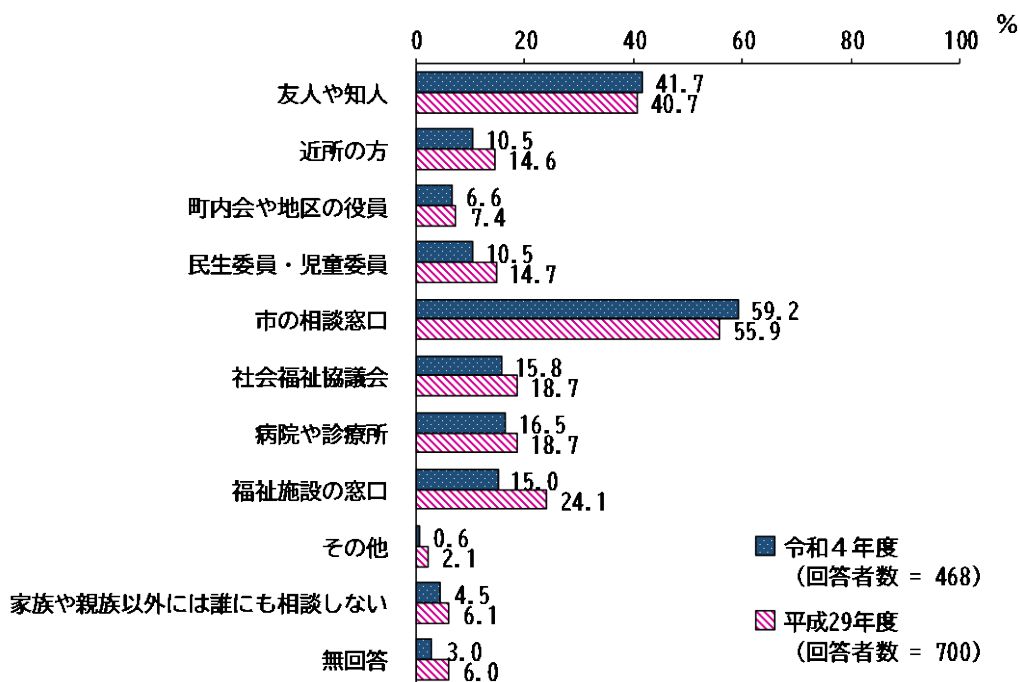
「行政が提供する各種福祉サービスの種類・内容に関する詳細な情報」の割合が47.2%と最も高く、次いで「福祉サービス提供事業者の各種福祉サービスの種類・内容に関する詳細な情報」の割合が29.9%、「健診等の保健医療に関する情報」の割合が20.7%となっています。



エ 福祉サービスについての相談先

「市の相談窓口」の割合が59.2%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が41.7%、「病院や診療所」の割合が16.5%となっています。

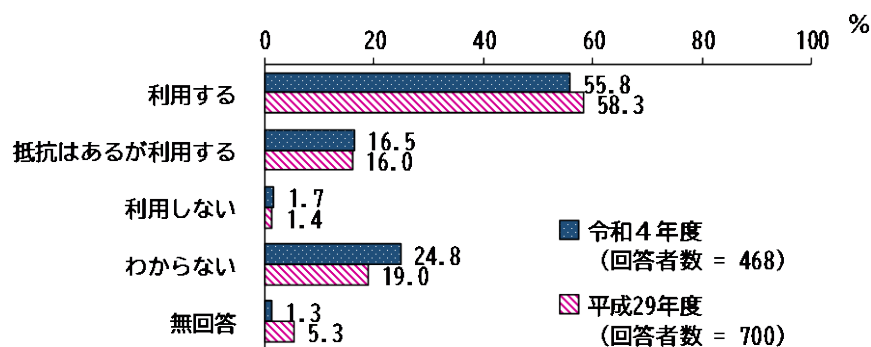
平成29年度と比較すると、「福祉施設の窓口」の割合が減少しています。



オ 福祉サービス利用の有無

「利用する」の割合が55.8%と最も高く、次いで「わからない」の割合が24.8%、「抵抗はあるが利用する」の割合が16.5%となっています。

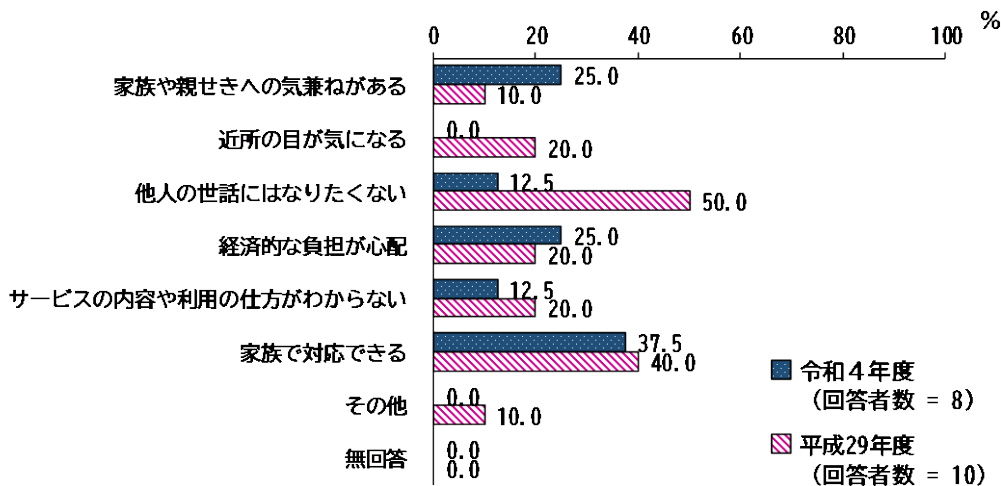
平成29年度と比較すると、「わからない」の割合が増加しています。



カ 福祉サービスを利用しない理由

「家族で対応できる」の割合が37.5%と最も高く、次いで「家族や親せきへの気兼ねがある」、「経済的な負担が心配」の割合が25.0%となっています。

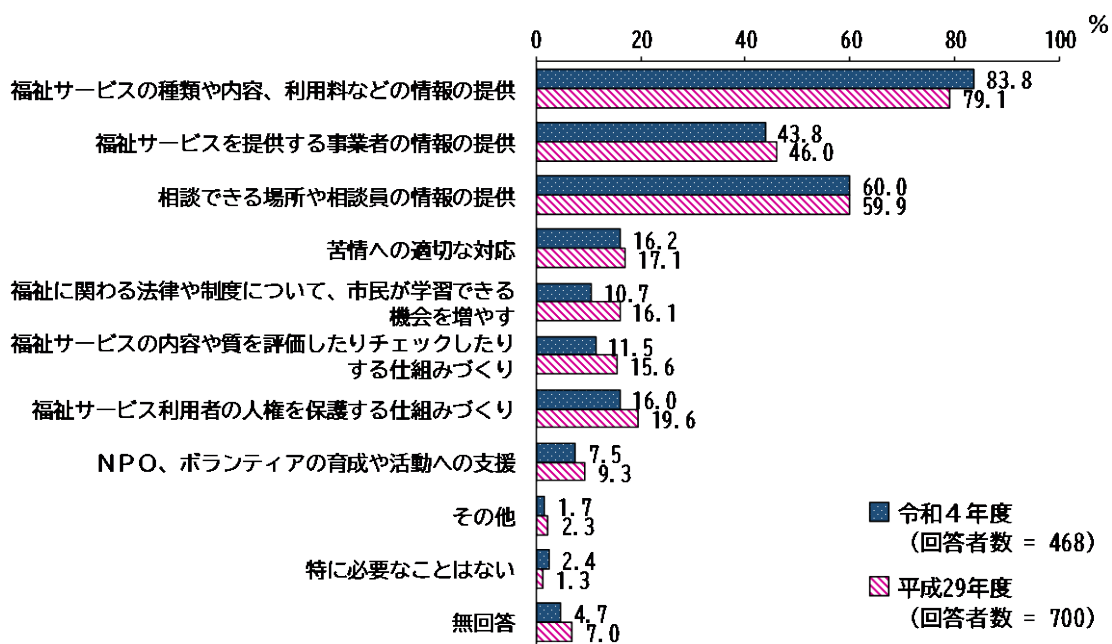
平成29年度と比較すると、「家族や親せきへの気兼ねがある」の割合が増加しています。一方、「近所の目が気になる」「他人の世話にはなりたくない」「サービスの内容や利用の仕方がわからない」の割合が減少しています。



キ 福祉サービスを安心して利用するための必要事項

「福祉サービスの種類や内容、利用料などの情報の提供」の割合が83.8%と最も高く、次いで「相談できる場所や相談員の情報の提供」の割合が60.0%、「福祉サービスを提供する事業者の情報の提供」の割合が43.8%となっています。

平成29年度と比較すると、「福祉に関わる法律や制度について、市民が学習できる機会を増やす」の割合が減少しています。

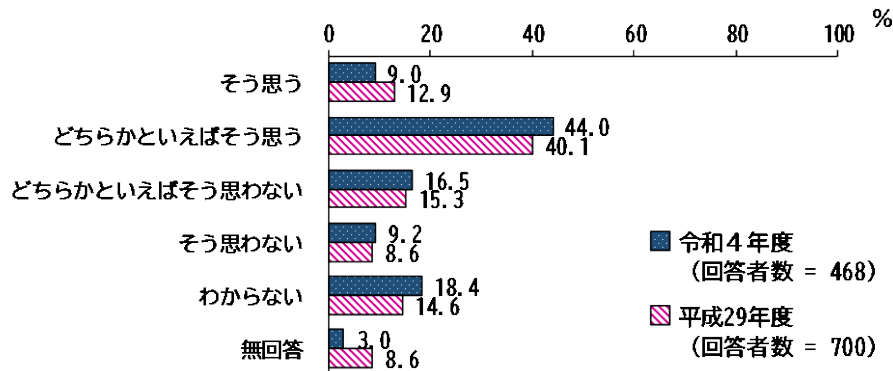


⑤ 福祉施策に関することについて

ア 困った時に隣近所で助け合えるまち

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた“そう思う”の割合が53.0%と高くなっています。

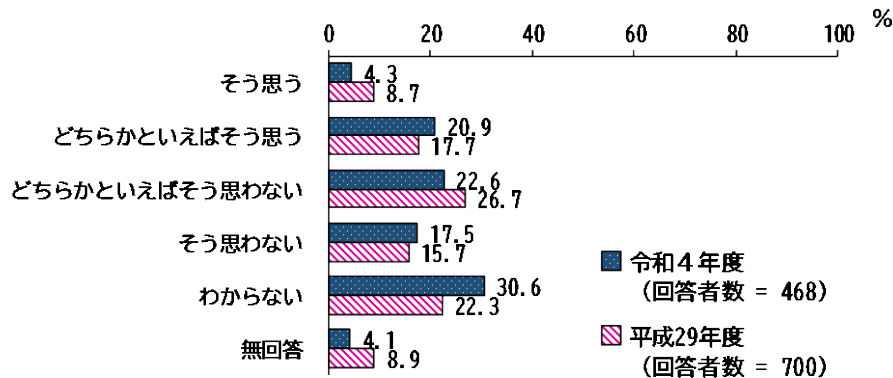
平成29年度と比較すると、大きな変化はみられません。



イ 福祉施設が整備されているまち

「わからない」の割合が30.6%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」をあわせた“そう思わない”の割合が40.1%となっています。

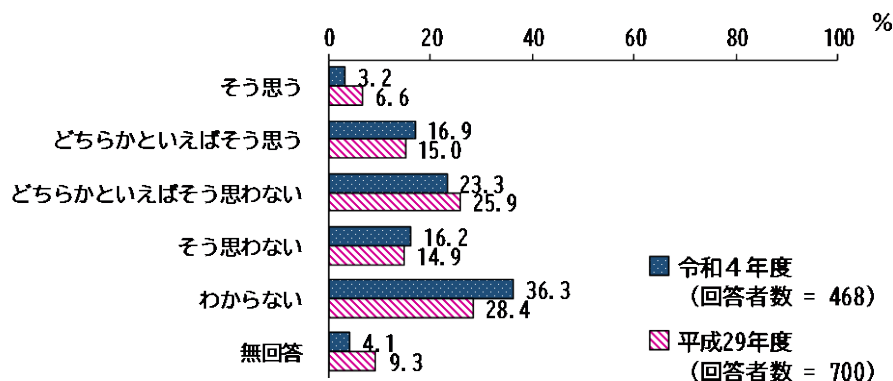
平成29年度と比較すると、「わからない」の割合が増加しています。



ウ 市民の福祉活動が活発に行われているまち

「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」をあわせた“そう思わない”の割合が39.5%と最も高く、次いで「わからない」の割合が36.3%となっています。

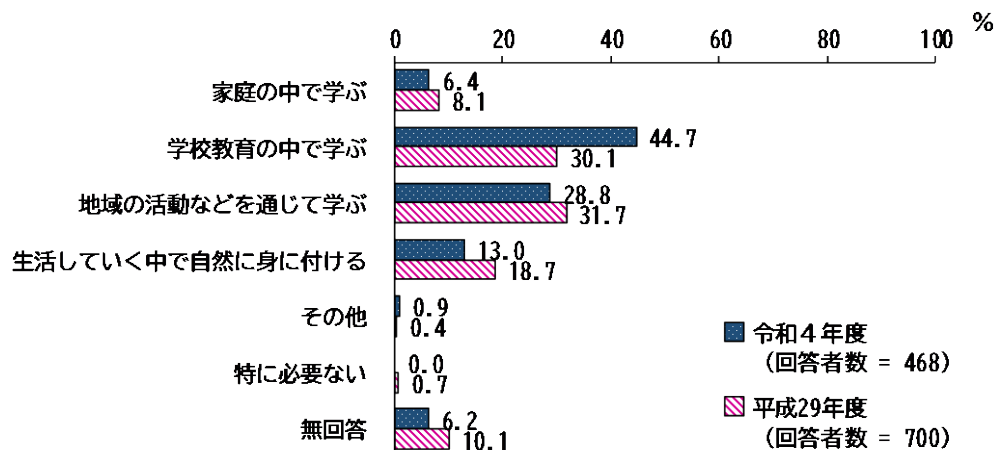
平成29年度と比較すると、「わからない」の割合が増加しています。



エ 子どもたちが福祉について学ぶためにふさわしい場面

「学校教育の中で学ぶ」の割合が44.7%と最も高く、次いで「地域の活動などを通じて学ぶ」の割合が28.8%、「生活していく中で自然に身に付ける」の割合が13.0%となっています。

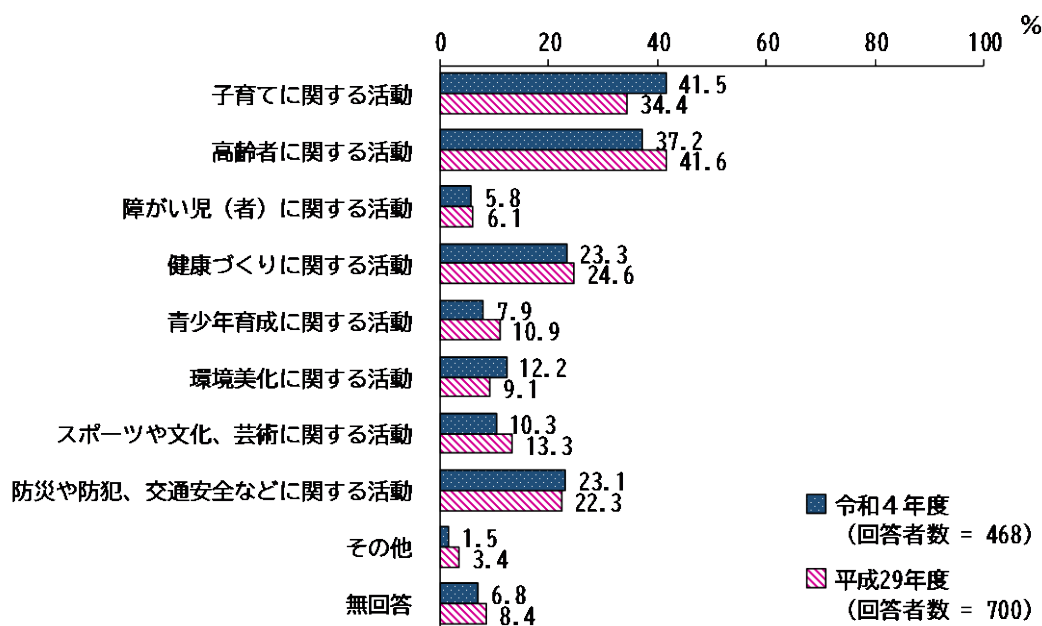
平成29年度と比較すると、「学校教育の中で学ぶ」の割合が増加しています。一方、「生活していく中で自然に身に付ける」の割合が減少しています。



オ 牧之原市が今後必要な活動

「子育てに関する活動」の割合が41.5%と最も高く、次いで「高齢者に関する活動」の割合が37.2%、「健康づくりに関する活動」の割合が23.3%となっています。

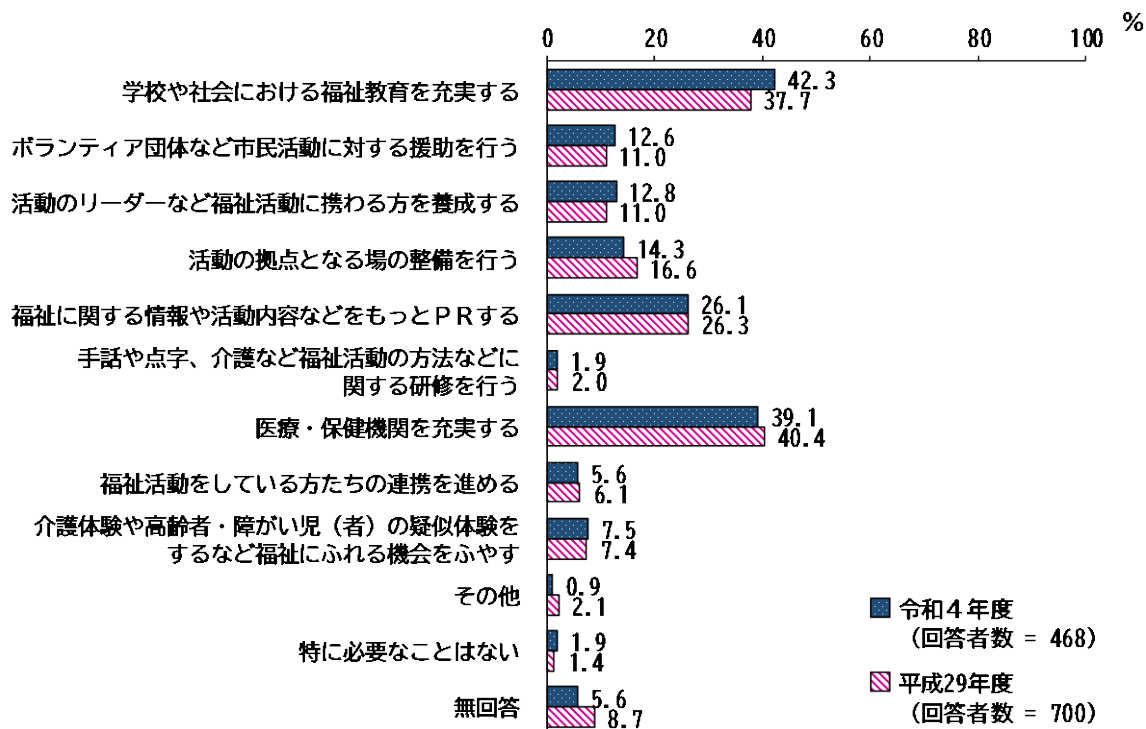
平成29年度と比較すると、「子育てに関する活動」の割合が増加しています。



カ 地域の助け合いや福祉活動を進める際の必要事項

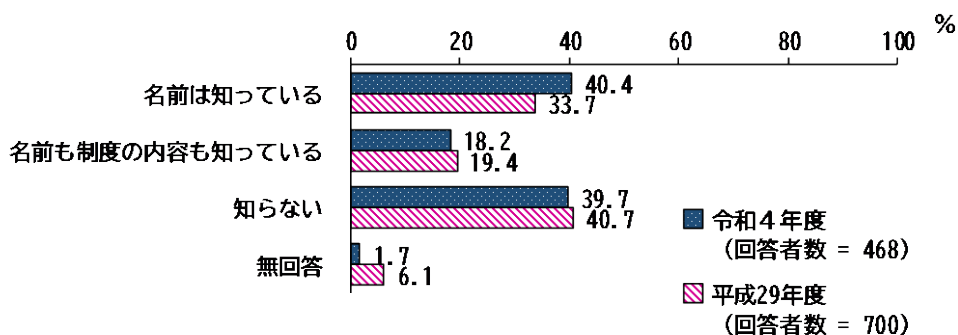
「学校や社会における福祉教育を充実する」の割合が42.3%と最も高く、次いで「医療・保健機関を充実する」の割合が39.1%、「福祉に関する情報や活動内容などをもっとPRする」の割合が26.1%となっています。

平成29年度と比較すると、大きな変化はみられません。



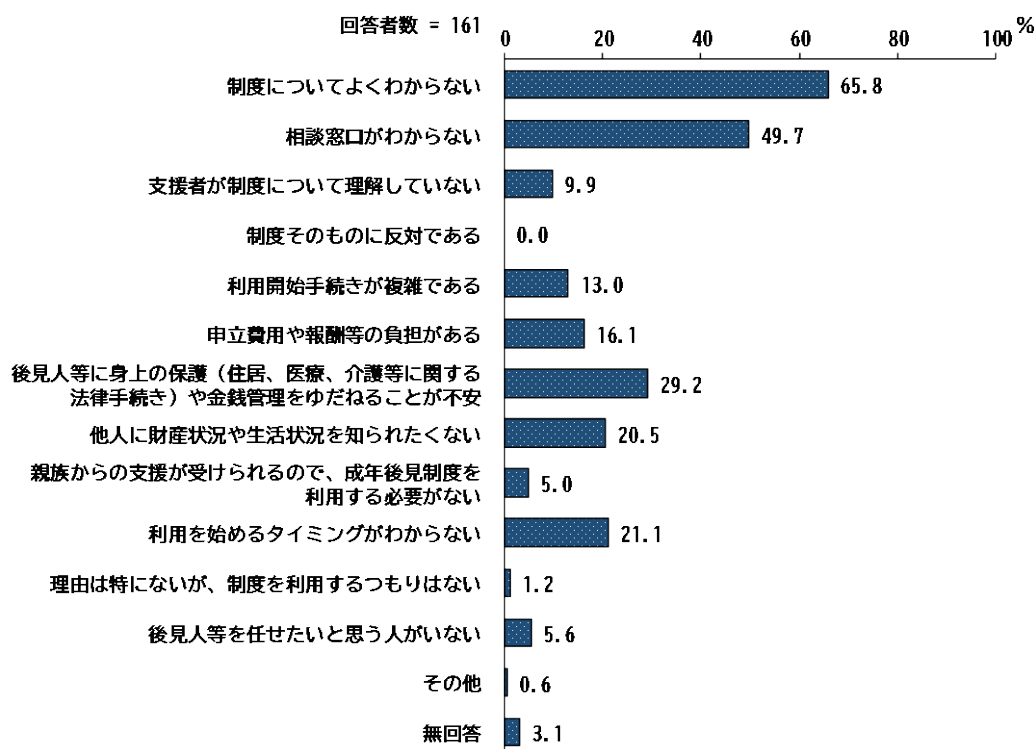
キ 成年後見制度の認知度

「名前は知っている」の割合が40.4%と最も高く、次いで「知らない」の割合が39.7%、「名前も制度の内容も知っている」の割合が18.2%となっています。



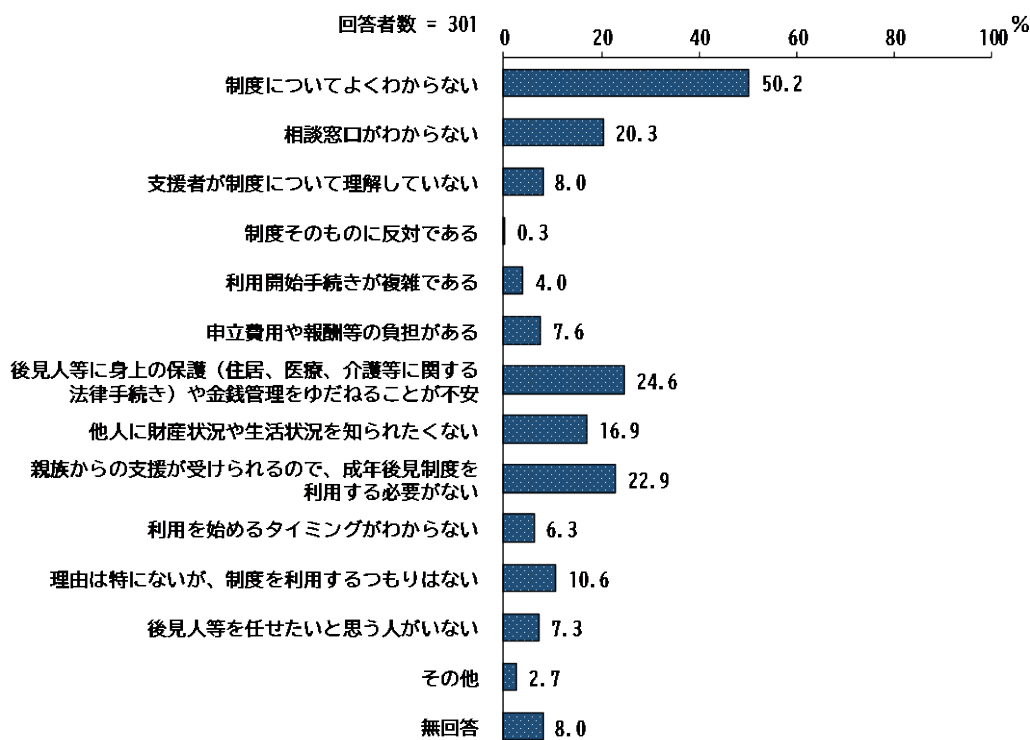
ク 成年後見制度を利用する際の不安点

「制度についてよくわからない」の割合が65.8%と最も高く、次いで「相談窓口がわからない」の割合が49.7%、「後見人等に身上の保護（住居、医療、介護等に関する法律手続き）や金銭管理をゆだねることが不安」の割合が29.2%となっています。



ケ 成年後見制度を利用したくない・わからない理由

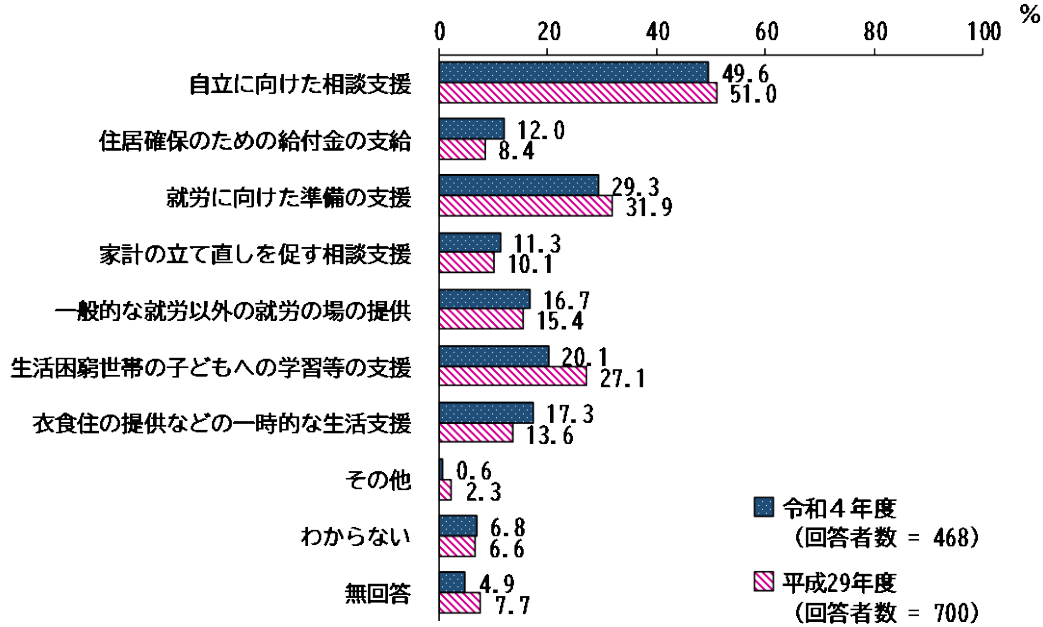
「制度についてよくわからない」の割合が50.2%と最も高く、次いで「後見人等に身上の保護（住居、医療、介護等に関する法律手続き）や金銭管理をゆだねることが不安」の割合が24.6%、「親族からの支援が受けられるので、成年後見制度を利用する必要がない」の割合が22.9%となっています。



コ 生活困窮者を支援する際の重要な施策

「自立に向けた相談支援」の割合が49.6%と最も高く、次いで「就労に向けた準備の支援」の割合が29.3%、「生活困窮世帯の子どもへの学習等の支援」の割合が20.1%となっています。

平成29年度と比較すると、「生活困窮世帯の子どもへの学習等の支援」の割合が減少しています。

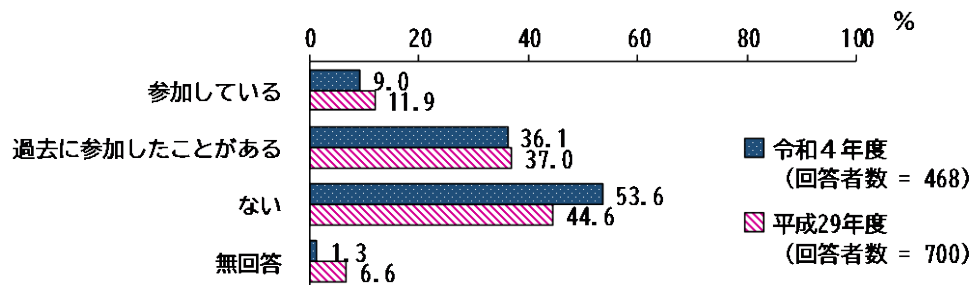


⑥ ボランティア活動などに関することについて

ア ボランティア活動への参加有無

「ない」の割合が53.6%と最も高く、次いで「過去に参加したことがある」の割合が36.1%となっています。

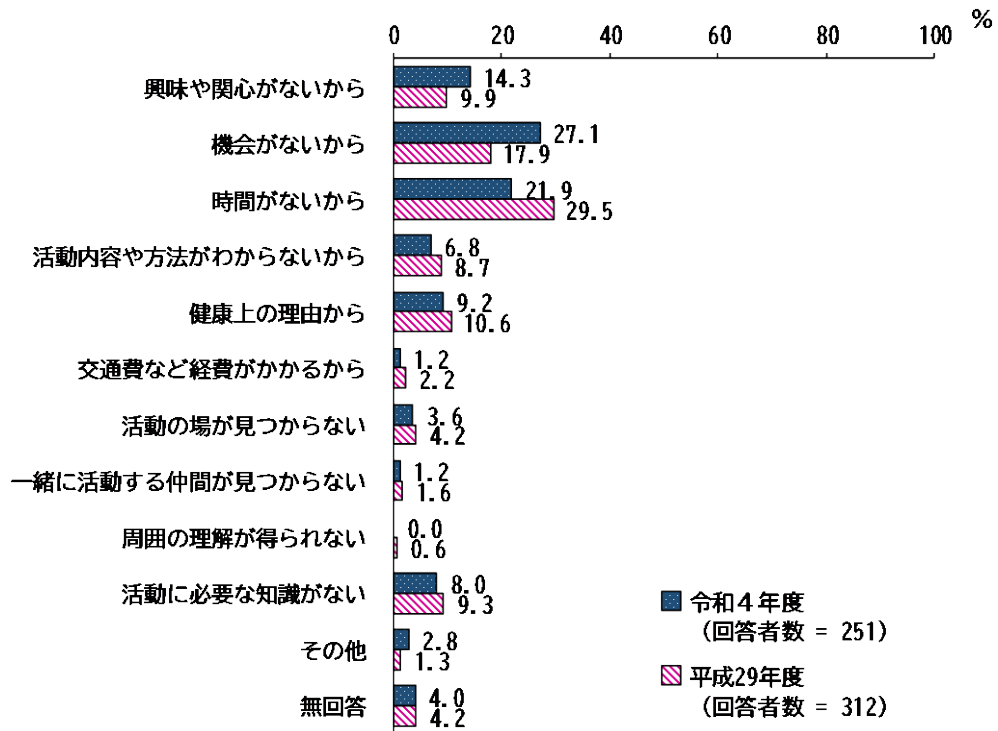
平成29年度と比較すると、「ない」の割合が増加しています。



イ 参加したことがない理由

「機会がないから」の割合が27.1%と最も高く、次いで「時間がないから」の割合が21.9%、「興味や関心がないから」の割合が14.3%となっています。

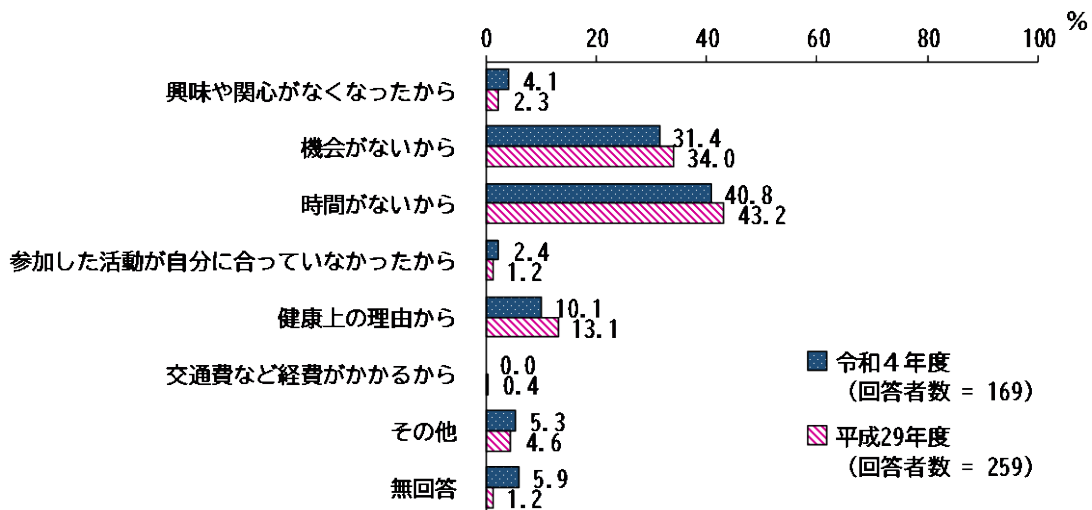
平成29年度と比較すると、「機会がないから」の割合が増加しています。一方、「時間がないから」の割合が減少しています。



ウ 現在参加していない理由

「時間がないから」の割合が40.8%と最も高く、次いで「機会がないから」の割合が31.4%、「健康上の理由から」の割合が10.1%となっています。

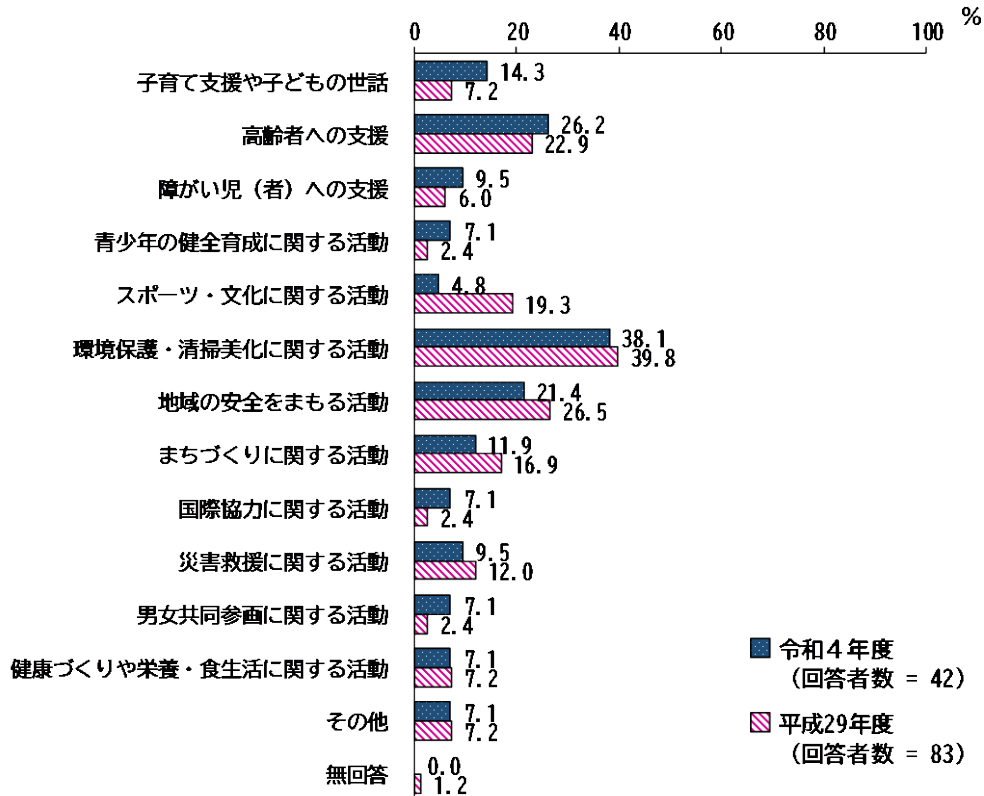
平成29年度と比較すると、大きな変化はみられません。



エ 参加している活動の内容

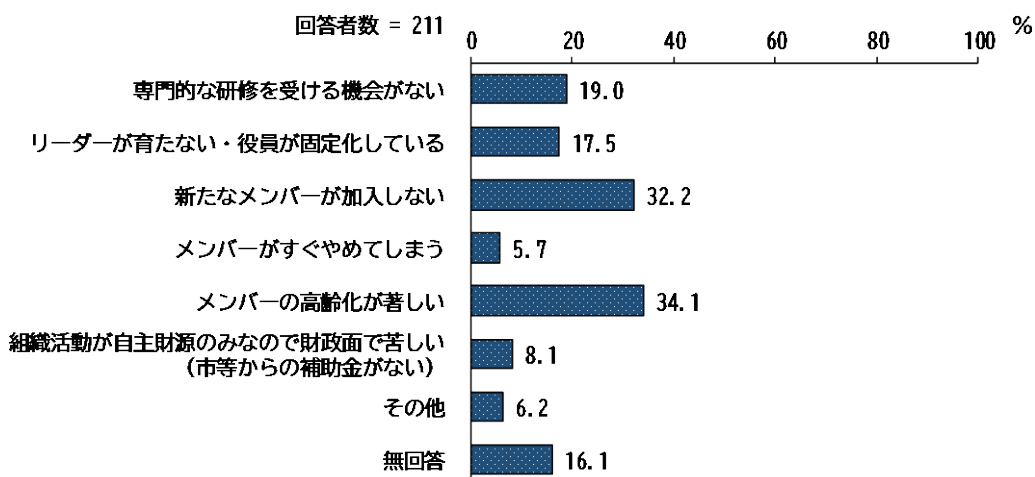
「環境保護・清掃美化に関する活動」の割合が38.1%と最も高く、次いで「高齢者への支援」の割合が26.2%、「地域の安全をまもる活動」の割合が21.4%となっています。

平成29年度と比較すると、「子育て支援や子どもの世話」の割合が増加しています。一方、「スポーツ・文化に関する活動」「地域の安全をまもる活動」の割合が減少しています。



オ 活動にあたっての問題点

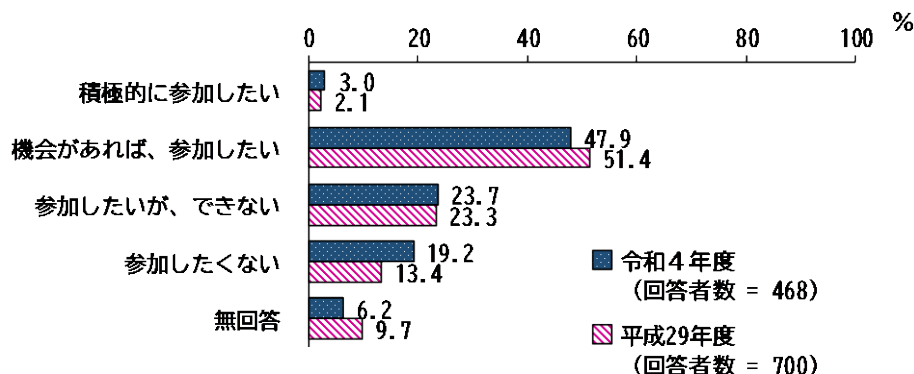
「メンバーの高齢化が著しい」の割合が34.1%と最も高く、次いで「新たなメンバーが加入しない」の割合が32.2%、「専門的な研修を受ける機会がない」の割合が19.0%となっています。



カ 今後ボランティア活動に参加したいか

「機会があれば、参加したい」の割合が47.9%と最も高く、次いで「参加したいが、できない」の割合が23.7%、「参加したくない」の割合が19.2%となっています。

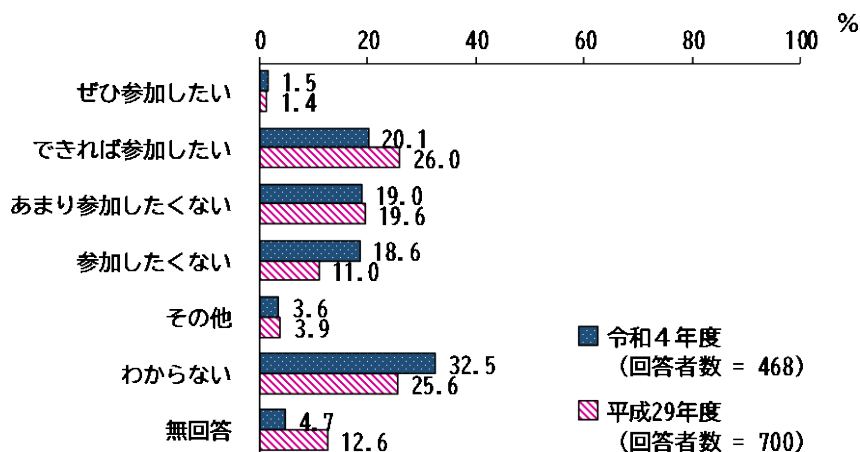
平成29年度と比較すると、「参加したくない」の割合が増加しています。



キ ボランティア活動に関する研修や講習会への参加度

「あまり参加したくない」と「参加したくない」をあわせた“参加したくない”の割合が37.6%と最も高く、次いで「わからない」の割合が32.5%となっています。

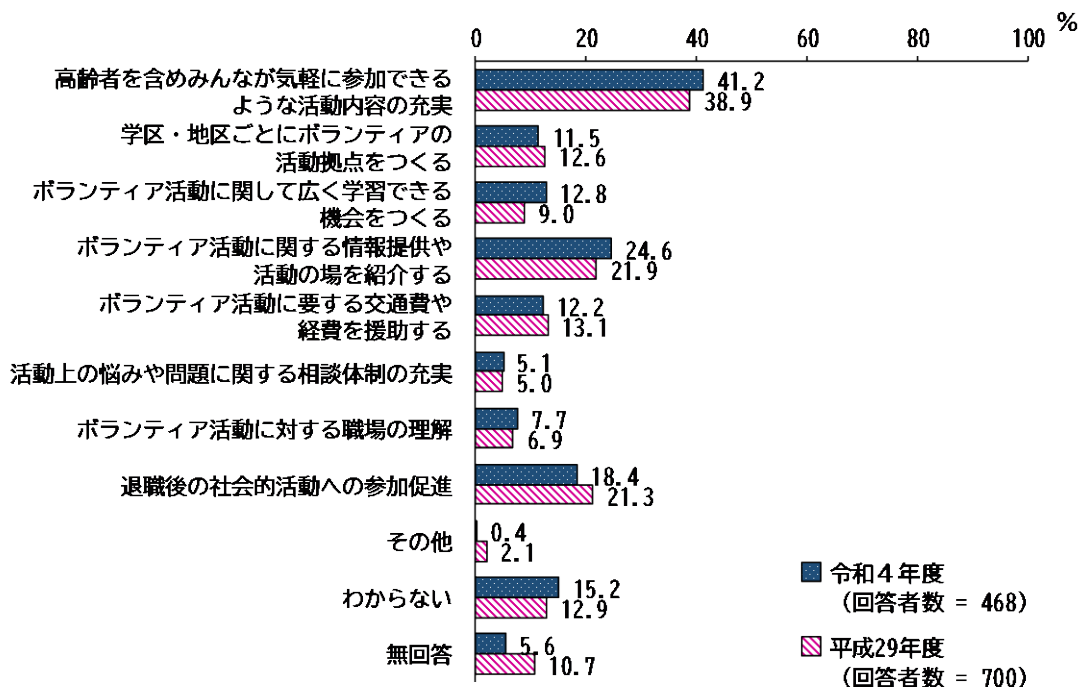
平成29年度と比較すると、“参加したくない”「わからない」の割合が増加しています。一方、「ぜひ参加したい」と「できれば参加したい」をあわせた“参加したい”の割合が減少しています。



ク 今後、牧之原市でボランティア活動が活発に行われるための必要事項

「高齢者を含めみんなが気軽に参加できるような活動内容の充実」の割合が41.2%と最も高く、次いで「ボランティア活動に関する情報提供や活動の場を紹介する」の割合が24.6%、「退職後の社会的活動への参加促進」の割合が18.4%となっています。

平成29年度と比較すると、大きな変化はみられません。

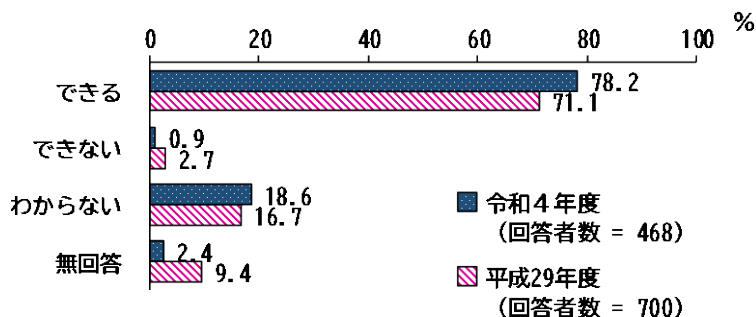


⑦ 災害時のことについて

ア 地震などの災害発生時に、自力で避難可能か

「できる」の割合が78.2%と最も高く、次いで「わからない」の割合が18.6%となっています。

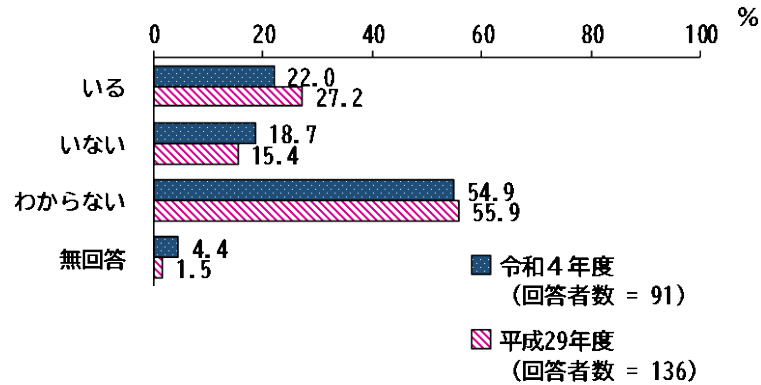
平成29年度と比較すると、「できる」の割合が増加しています。



イ 地震など災害発生時に助けてもらえる方の有無

「わからない」の割合が54.9%と最も高く、次いで「いる」の割合が22.0%、「いない」の割合が18.7%となっています。

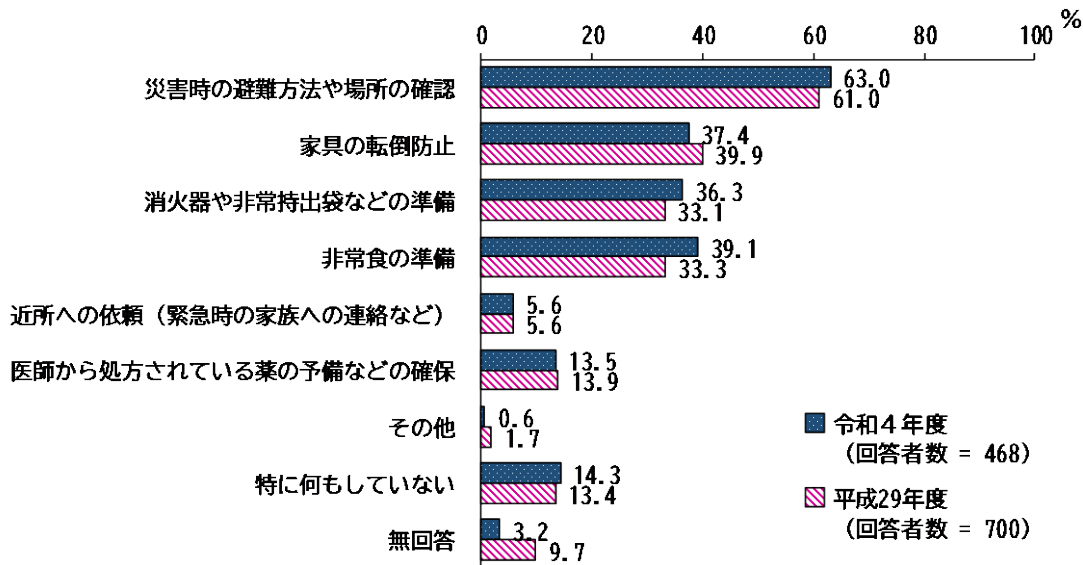
平成29年度と比較すると、「いる」の割合が減少しています。



ウ 普段から災害に備えるための対応状況

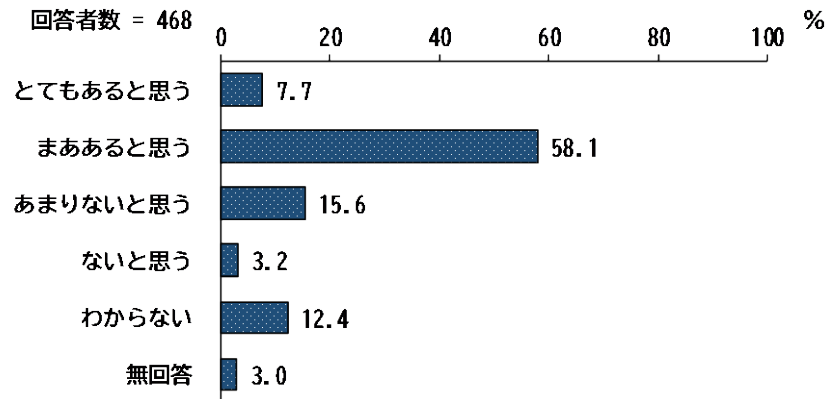
「災害時の避難方法や場所の確認」の割合が63.0%と最も高く、次いで「非常食の準備」の割合が39.1%、「家具の転倒防止」の割合が37.4%となっています。

平成29年度と比較すると、「非常食の準備」の割合が増加しています。



エ 災害時に支え合う気運の有無

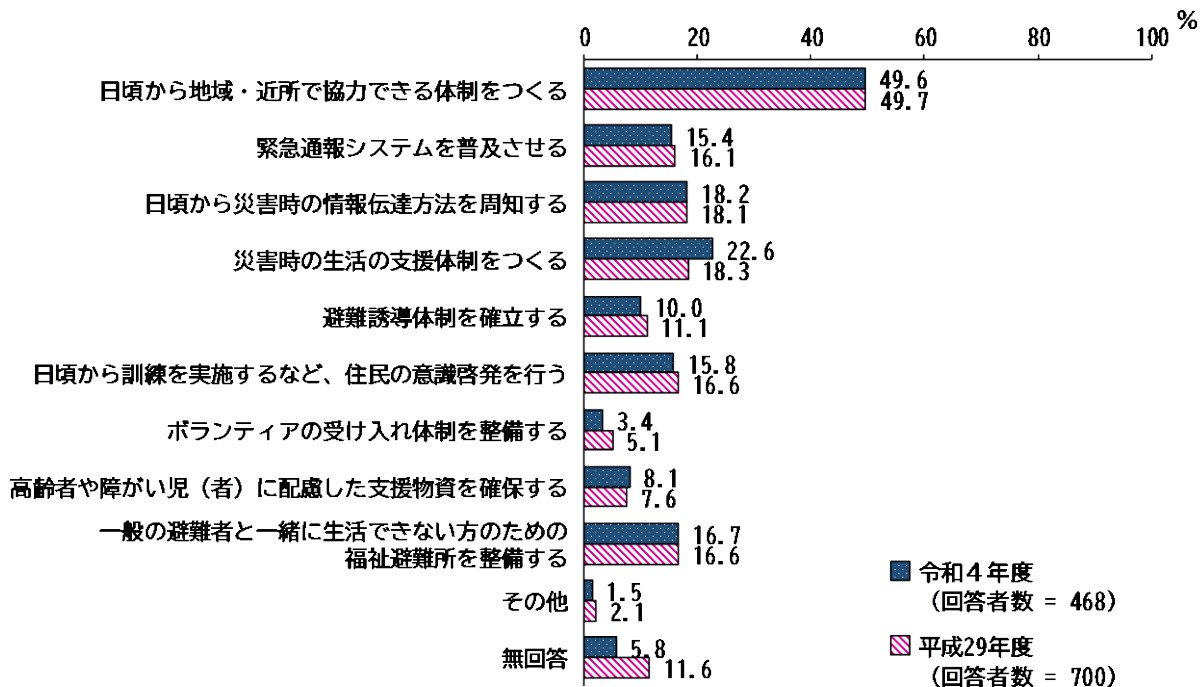
「とてもあると思う」と「まああると思う」をあわせた“あると思う”の割合が65.8%と最も高く、次いで「あまりないと思う」と「ないと思う」をあわせた“ないと思う”の割合が18.8%となっています。



オ 地震や台風などの災害時に備える手助けに必要な対策

「日頃から地域・近所で協力できる体制をつくる」の割合が49.6%と最も高く、次いで「災害時の生活の支援体制をつくる」の割合が22.6%、「日頃から災害時の情報伝達方法を周知する」の割合が18.2%となっています。

平成29年度と比較すると、大きな変化はみられません。



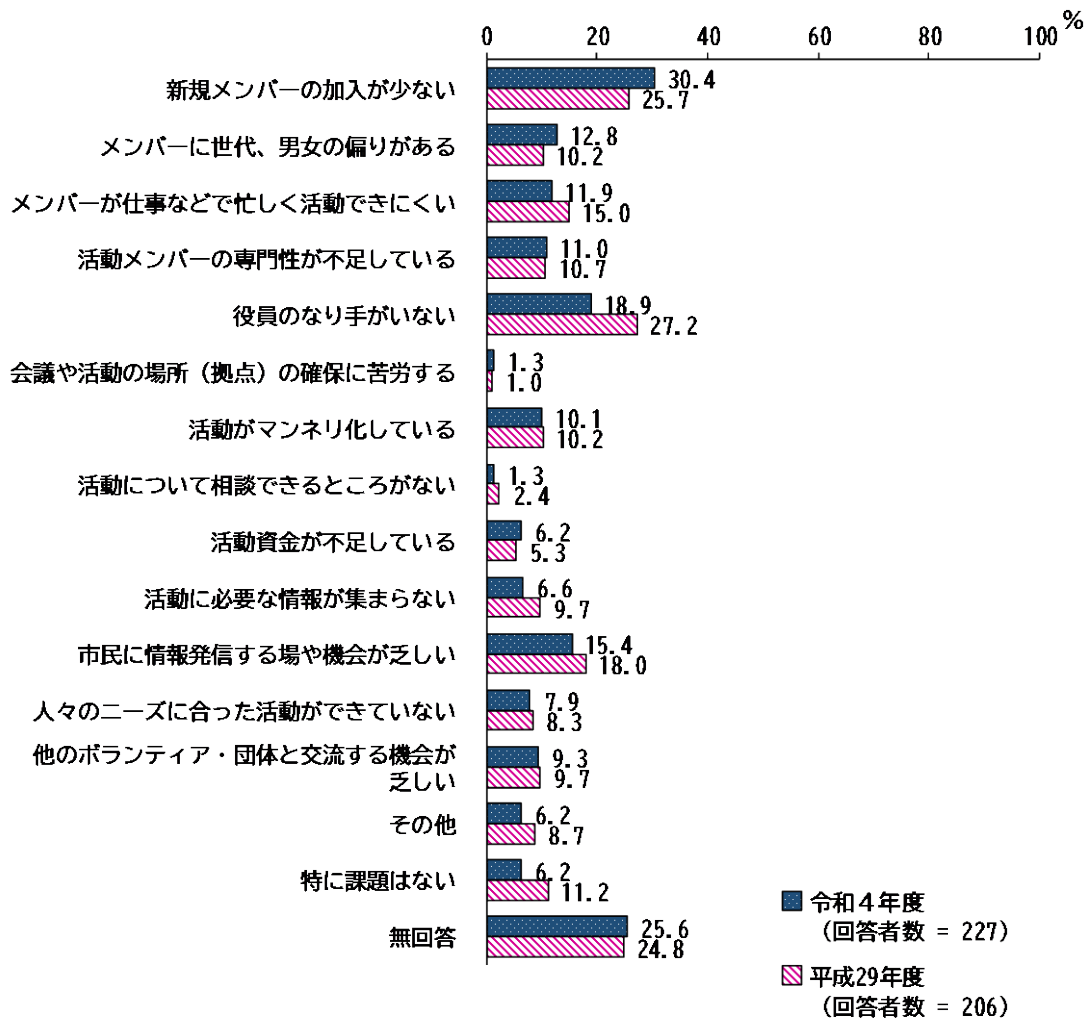
(2) - 2 福祉活動に携わる方の調査

① 地域での福祉活動について

ア 現在の活動上の課題

「新規メンバーの加入が少ない」の割合が30.4%と最も高く、次いで「役員のなり手がいない」の割合が18.9%、「市民に情報発信する場や機会が乏しい」の割合が15.4%となっています。

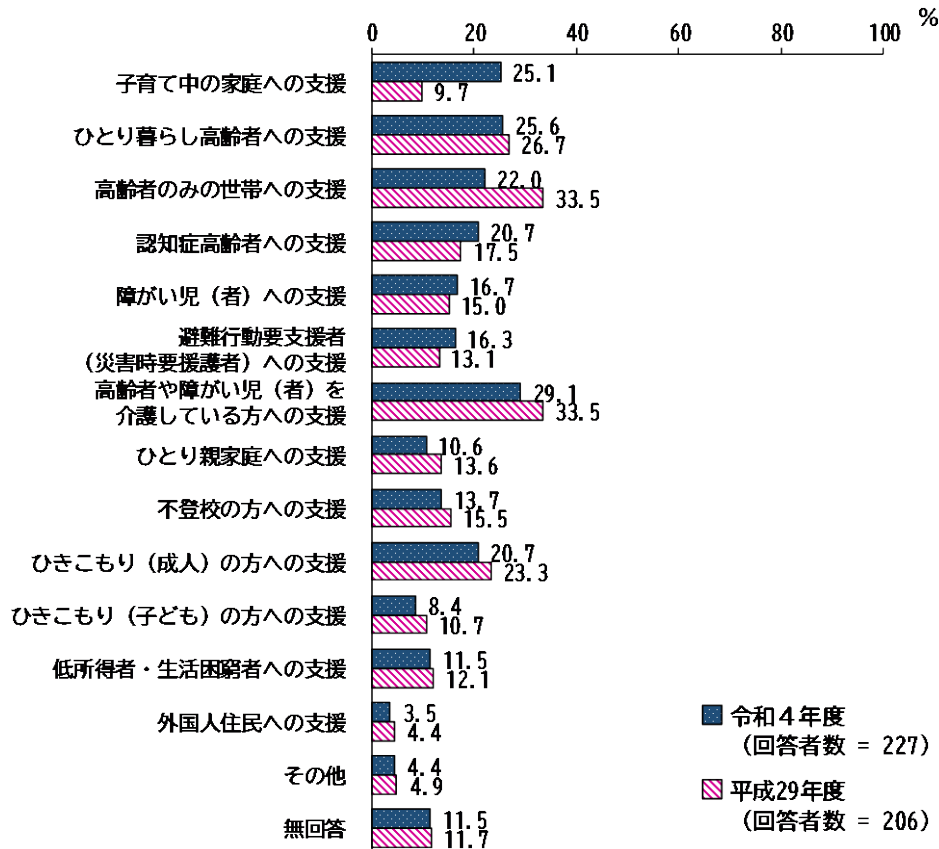
平成29年度と比較すると、「役員のなり手がいない」の割合が減少しています。



イ 行政サービスや活動支援の不足点

「高齢者や障がい児（者）を介護している方への支援」の割合が29.1%と最も高く、次いで「ひとり暮らし高齢者への支援」の割合が25.6%、「子育て中の家庭への支援」の割合が25.1%となっています。

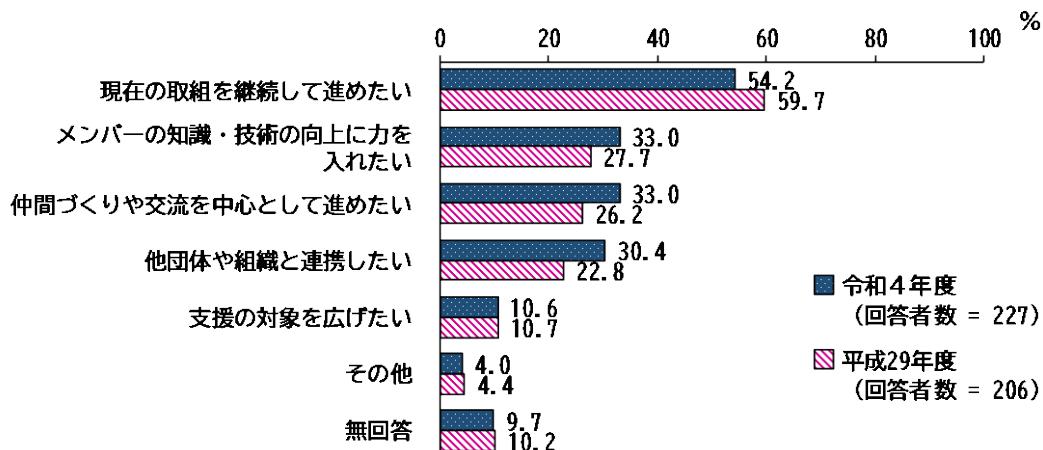
平成29年度と比較すると、「子育て中の家庭への支援」の割合が増加しています。一方、「高齢者のみの世帯への支援」の割合が減少しています。



ウ 今後の方向性

「現在の取組を継続して進めたい」の割合が54.2%と最も高く、次いで「メンバーの知識・技術の向上に力を入れたい」、「仲間づくりや交流を中心として進めたい」の割合が33.0%となっています。

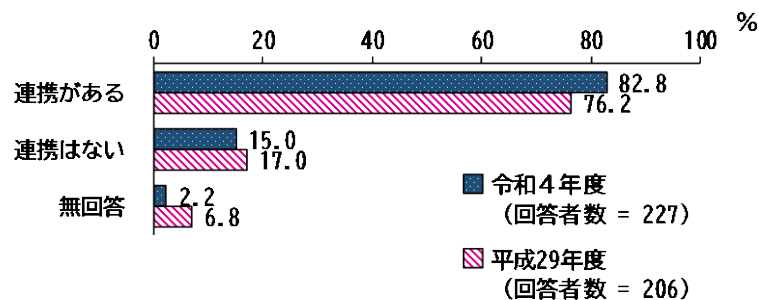
平成29年度と比較すると、「メンバーの知識・技術の向上に力を入れたい」「仲間づくりや交流を中心として進めたい」「他団体や組織と連携したい」の割合が増加しています。一方、「現在の取組を継続して進めたい」の割合が減少しています。



② 他団体等との連携状況について

ア 他の組織・団体との連携

「連携がある」の割合が82.8%、「連携はない」の割合が15.0%となっています。平成29年度と比較すると、「連携がある」の割合が増加しています。

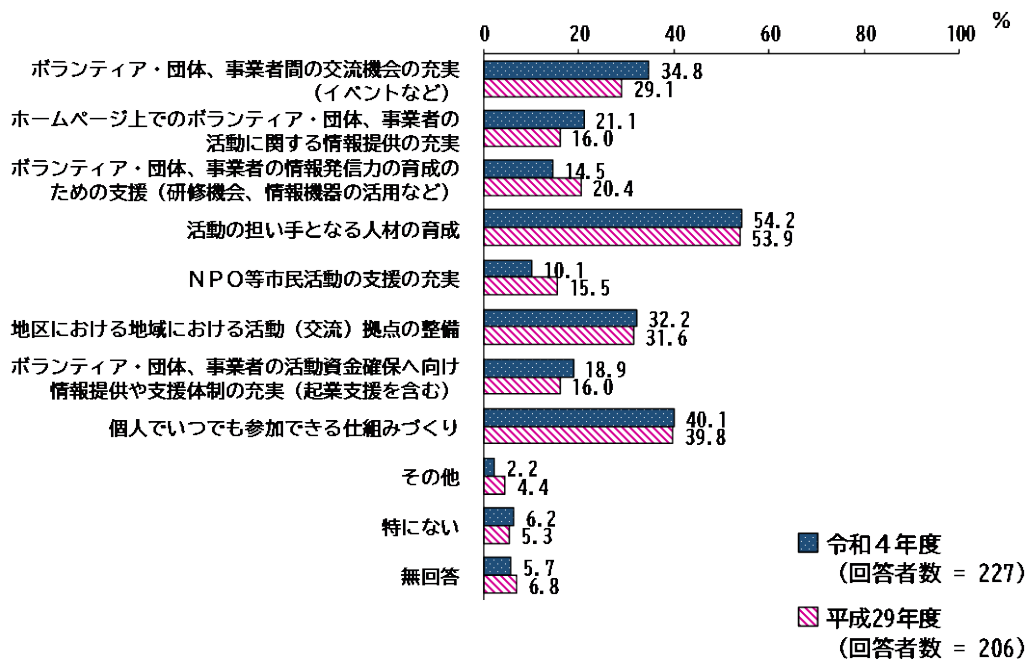


③ 今後必要な取組について

ア 今後、地域における活動を活性化させるため行政の取組

「活動の担い手となる人材の育成」の割合が54.2%と最も高く、次いで「個人でいつでも参加できる仕組みづくり」の割合が40.1%、「ボランティア・団体、事業者間の交流機会の充実（イベントなど）」の割合が34.8%となっています。

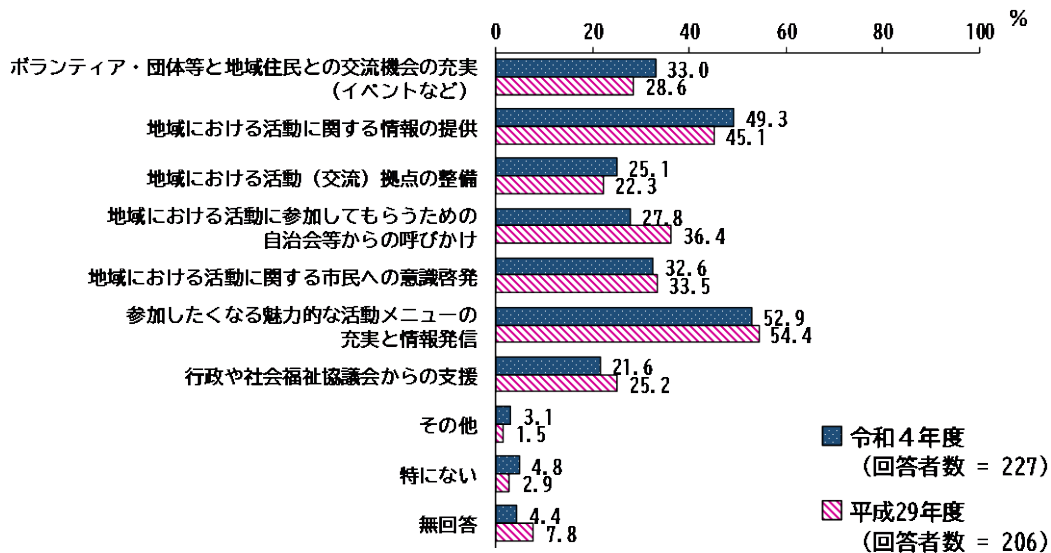
平成29年度と比較すると、「ボランティア・団体、事業者間の交流機会の充実（イベントなど）」「ホームページ上でのボランティア・団体、事業者の活動に関する情報提供の充実」の割合が増加しています。一方、「ボランティア・団体、事業者の情報発信力の育成のための支援（研修機会、情報機器の活用など）」「NPO等市民活動の支援の充実」の割合が減少しています。



イ 地域における活動・地域住民の参加や地域住民の理解・協力を得るための必要事項

「参加したくなる魅力的な活動メニューの充実と情報発信」の割合が52.9%と最も高く、次いで「地域における活動に関する情報の提供」の割合が49.3%、「ボランティア・団体等と地域住民との交流機会の充実（イベントなど）」の割合が33.0%となっています。

平成29年度と比較すると、「地域における活動に参加してもらうための自治会等からの呼びかけ」の割合が減少しています。



3 計画策定に係る意見交換会の結果

(1) 意見交換会の概要

① 目的

「第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定にあたり、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、市の地域福祉について考え、学び合うとともに、市民及び地域が取り組むべき目標等に市民の意見を反映させるため、意見交換会を開催しました。

② 開催及び参加者

○令和5年6月26日（榛原地区） 総合健康福祉センターさざんか

参加者区分	参加人数
榛原中学校生徒	5人
牧之原中学校生徒	3人
榛原高等学校生徒	23人
榛原地区民生委員	15人
地域福祉推進協議会委員	1人
社会福祉協議会職員	3人
市職員	5人
計	55人

○令和5年7月21日（相良地区） 相良総合センターい～ら

参加者区分	参加人数
相良中学校生徒	10人
相良高等学校生徒	22人
相良地区民生委員	15人
地域福祉推進協議会委員	1人
社会福祉協議会職員	4人
市職員	2人
計	54人

③ 内容

- ・ 現行計画の進捗及びアンケート調査結果から見える課題について情報を共有しました。
- ・ 「地域、自分の幸せのために取り組んでいること」の意見を出しあい、グループで福祉ビンゴを作成して意見を共有しました。また、取り組んでいることから大切なものを2つ選び、「なぜできているのか」、「どうしたら継続できるのか」を語り合いました。（ワークショップ形式）

※ファシリテーター 一般社団法人 CLIP

(2) 意見のまとめ

① 「地域、自分の幸せのために取り組んでいること」に係る意見のまとめ

○基本目標1 助け合いの「心」を育てる

施策1 地域福祉に関する情報提供
<ul style="list-style-type: none">・福祉を学ぶ、福祉についてインターネットで調べる・高齢者いきいきクラブへの参加により高齢者の情報収集を行っている・地区のPR、動画を撮って拡散
施策2 地域や学校における福祉教育の推進
<ul style="list-style-type: none">・元気にあいさつをする・地域の祭りの実行委員を務めている・老人の集まりの運営・企画

○基本目標2 助け合う「人」を育てる

施策1 地域活動への参加の促進
<ul style="list-style-type: none">・高齢者いきいきクラブ、お祭り、サロン活動に参加している・ボランティア活動に参加している・地区のPR、動画を撮って拡散(再掲)
施策2 新たなリーダーの育成
<ul style="list-style-type: none">・地域をより良くするための探究活動・地域のためになるようなことを考えている

○基本目標3 地域で助け合う「仕組」を育てる

施策1 地域活動の推進
<ul style="list-style-type: none">・レクリエーション仲間を作る・お母さんたちの安心できる日ごろの居場所・子どもたちとの交流の場を作る
施策2 防災・防犯活動の推進・充実
<ul style="list-style-type: none">・防災訓練に積極的に参加する・消防団活動による地域防災への貢献

○基本目標4 幸せあふれる「環境」をつくる

施策1 福祉支援の充実
<ul style="list-style-type: none">・支援を必要としている方への声掛け、訪問
施策2 多様な福祉問題を抱える人に対する支援
<ul style="list-style-type: none">・支援を必要としている方への声掛け、訪問(再掲)
施策3 権利擁護のための体制の強化
<ul style="list-style-type: none">・支援を必要としている方への声掛け、訪問(再掲)

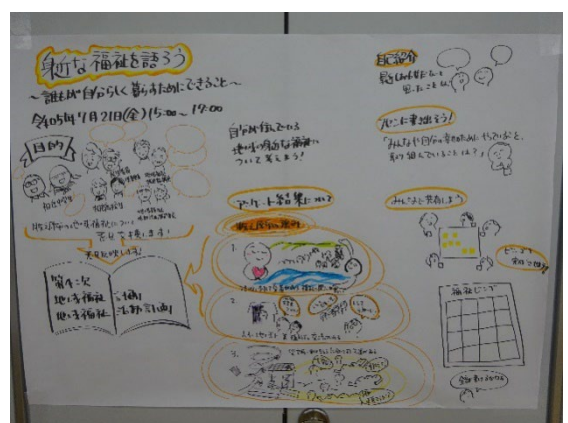
意見交換から、参加者の多くが、第3次牧之原市地域福祉計画で掲げていた「市民・地域の取組項目」の多くの取組を実施していることが確認できました。

② 「大切な取組」、「なぜできているか」、「どうしたら継続できるか」の意見のまとめ

大切な取組	なぜできているのか、どうしたら継続できるか
笑顔であいさつをする	なぜできているのか
	<ul style="list-style-type: none"> ・気持ち、気分がいいから ・礼儀、大事だから ・相手も自分も笑顔、元気になれるから ・相手がしてくれるから
交流の場をつくる	なぜできているのか
	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校の見守りをしてくれる方や地域で役員をやってくれる方がいるから ・お祭りなど、地域での行事があるから
地域の活動に積極的に参加する	どうしたら継続できるか
	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練であれば自分のためになる ・資源回収へ参加する ・夏休みに子どもサロン活動に参加する ・子どもたちの学校へ地域の人が参加する活動をする ・通学バスの高齢者も乗車し、おしゃべりをする
ボランティア活動に参加する	なぜできているのか
	<ul style="list-style-type: none"> ・同年代が多いから ・違う年代の人に関われるから ・地域の情報を知れ、発見が多いから
ボランティア活動に参加する	どうしたら継続できるか
	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を知り魅力を伝える ・役を作らないでみんなが代表にする ・短い時間でも参加可能にする
ボランティア活動に参加する	なぜできているのか
	<ul style="list-style-type: none"> ・参加することで地域を自分の力でよくすることができる ・相手が笑顔になると自分も嬉しい ・年齢関係なく交流ができる ・自分のためになる
ボランティア活動に参加する	どうしたら継続できるか
	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を知り活動を認知してもらう ・活動の頻度や種類を増やす ・人との繋がりを大切にする

大切な取組	なぜできているのか、どうしたら継続できるか
地域の防災訓練に参加する	なぜできているのか
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に無事である可能性を高めるため ・地域の人との関わりを増やすため ・他の地域で災害があるから（東日本大震災） ・自分が助ける側になるため
	どうしたら継続できるか
	<ul style="list-style-type: none"> ・意識の醸成をする ・地域での声掛け、友達同士で参加する ・参加の特典、学校で評価してもらえる制度をつくる

意見交換から、特に大切にしたい取組が5つにまとめられ、取組の継続には、「意識の醸成、向上」、「活動参加への声掛け、周知啓発」が必要であることが共有されました。また、継続するための新たな仕組みづくりや仕掛けづくりが求められました。



4 牧之原市の地域福祉を取り巻く課題

本市の取組状況やアンケート調査結果、意見交換会からの意見を踏まえ、第3次牧之原市地域福祉計画で掲げた基本目標及び施策ごとで課題を整理しました。

基本目標1「助け合いの「心」を育てる」における課題

① 地域福祉に関する情報提供

地域福祉に対する意識の醸成、向上を図るため、地域福祉に関する情報提供を実施してきたが、アンケート調査結果を見ると福祉サービスの情報について、“ほとんど入手できていない”が15.6%となっています。サービスの入手先については、若年層については「市LINE」の割合が高くなっており、福祉サービスの知りたい情報について、30～40歳代では、「子ども・子育て支援に関する情報」、50歳以上では「年金の情報」「介護保険の情報」の割合が高くなっており、時代に合わせて情報発信をしていくとともに、ライフスタイルに応じた情報提供が必要となっています。

また、地域における活動を行う上で、地域住民の参加や理解・協力を得るためには「参加したくなる魅力的な活動メニューの充実と情報発信」が52.9%と最も高い割合を示している一方、一部の既存の活動団体の活動について、周知できていないため、活動の魅力発信が必要となります。

② 地域や学校における福祉教育の推進

福祉教育として、学生に対しては特別支援学校の生徒の交流籍を活用した交流や福祉体験学習として出前講座等を実施し、地域に対しては啓発活動や研修、養成講座等を実施してきました。しかし、アンケートの前回調査と比べると配慮を必要とする方への意識と行動が低下し、配慮を必要とする方に対し支援をしたいが、何をすればよいかわからない状況となっています。

また、地域の助け合いや福祉活動を進めるためには「学校や社会における福祉教育を充実する」が42.3%と最も高い割合となっています。

子どもの頃から福祉が身近なもの、当たり前となるよう、体験や交流を主とした福祉教育による意識の醸成が必要です。

基本目標 2 「助け合う「人」を育てる」における課題

① 地域活動への参加の促進

誰もが地域福祉活動に参加するよう、ボランティアや福祉団体の活動内容の周知や活動支援を実施してきましたが、福祉団体の中には会員数の減少が課題となっている団体があります。アンケート調査結果からは、地域内の行事や活動に参加・協力していない理由について、「忙しくて時間がない」が27.7%と最も高く、次いで「声がかからない」が20.6%と割合が高く、ボランティア活動に参加していない理由について、「時間がないから」が40.8%と最も高く、次いで「機会がないから」が31.4%と割合が高くなっています。

また、少子高齢化が進む中で、定年延長などにより以前のようにゆとりをもって地域活動に参加できる方が減少していることから、休日や短時間でも、初めての方でも気軽に参加可能な活動の仕組みの整備とSNSを活用した積極的な情報発信が必要です。

② 新たなリーダーの育成

活動の担い手を育成するため、研修会や講習会、養成講座を実施するとともに、地域のニーズ調査や活動体制の充実を図ってきました。しかし、養成講座修了生が継続的に活動実施できず、活動休止している方がいます。

アンケート調査結果からは、活動にあたっての問題点について、「メンバーの高齢化が著しい」が34.1%と最も高く、次いで「新たなメンバーが加入しない」が32.2%となっており、今後、地域における活動をさらに活性化させるために、行政はどのような取組を行うことが必要かについて、「活動の担い手となる人材の育成」が54.2%と最も高く、また、民生委員・児童委員の認知度が低いことから、各種講座の実施とともに担い手不足を解消するような活動の周知・啓発活動が必要です。

基本目標 3 「地域で助け合う「仕組」を育てる」における課題

① 地域活動の推進

地域での助け合いの充実を図るため、自主的な自治会活動の支援や地域課題の解決と魅力ある地域づくり事業への支援、地域活動拠点の施設整備を支援してきましたが、アンケート調査結果を見ると、地域における活動をさらに活性化させるために必要な行政の取組について、「活動の担い手となる人材の育成」が54.2%と最も高く、自由意見として、より身近な「地区」での活動が大事であるが、近所同士集まる機会が減っているため、お互いの助け合いが難しくなっているといった声がありました。自治会役員の担い手不足や自治会加入率の低下、区長等の負担軽減が以前からの課題となっ

ており、持続可能な組織運営とするため、人材育成と女性や若手の参加、市民の活動への参加促進など、地区長会を中心に協議を進め、課題に取り組んでいくとともに、地域づくり事業については、若者から高齢者まで誰もが気軽に参加できる取組を進め、多くの市民が主体的に地域活動やボランティア活動に参加できるよう、人材育成や組織づくりを進める必要があります。

また、福祉施設が整備されているまちだと思うかについて、“そう思う”が25.2%、“そう思わない”が40.1%となっています。地域活動、防災等の拠点として、地域と協力して、必要な施設の整備を進める必要がある一方、施設の老朽化等により施設の集約化、除却の検討も必要となっています。

② 防災・防犯活動の推進・充実

地域防災・防犯の推進・充実を図るため、人材の確保、育成や訓練の支援を行うとともに、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の定期的な更新を実施してきました。アンケート調査結果からは地震や台風などの災害時に備えて、子ども・高齢者・障がい児（者）など、災害時に手助けを必要とする方に対する対策として、特にどのようなことに取り組むべきだと思いませんかについては、「日頃から地域・近所で協力できる体制をつくる」の割合が49.6%と最も高くなっています。地震などの災害発生時に、自力で避難することができますかについては、「できないが」が0.9%となっており、普段からの自治会活動や顔の見える関係づくりなど災害時要配慮者支援や隣近所での見守りや支援が必要となっています。また、個別避難計画において、避難を支援してくれる方が見つからず、避難支援者の確保や個別の避難支援の方法や福祉避難所の運営体制についても課題となっています。

また、アンケート調査結果からは、地域社会へ期待することについて、「防災・防犯などの日頃の協力」が31.8%、今後、牧之原市に必要な活動について、「防災や防犯、交通安全などに関する活動」が23.1%となっております。市内の特殊詐欺認知件数は、令和3年が5件、被害額が11,048千円、令和4年が11件、47,991千円で、被害額は約4倍となっています。

地域で安心して暮らせる生活を確保するため、見守り活動、防犯教室、周知・啓発などによる被害を防ぐ活動とともに、特殊詐欺については、若年層が事の重大性を認識することなく、SNSなどを使い、アルバイト感覚で犯罪を敢行することがないよう、啓発などによる加害防止対策も必要です。

① 福祉支援の充実

支援体制の強化を図るため、福祉サービスや事業、制度に関する情報提供の実施、また、社会福祉課の福祉相談係をこどもセンターに移管し、「福祉こども相談センター」とし、世帯丸ごとの相談を受け止める包括的な相談体制を進めてきました。

アンケート調査結果からは、福祉サービスを安心して利用できる状況をつくるために、どのようなことが必要だと思いますかについて、「対応窓口の一本化」が求められています。今後の福祉団体の活動はどのように進めていきたいと考えていますかについて、平成29年度と比較すると、「メンバーの知識・技術の向上に力を入れたい」「仲間づくりや交流を中心として進めたい」「他団体や組織と連携したい」の割合が増加している一方、「現在の取組を継続して進めたい」の割合が減少しています。相談先がわからず状態が深刻化してしまうケースや、適切な相談につながらず孤立化してしまうケース等がないように、問題が発見された場合に適切な相談先につなげる仕組みや、包括的な支援体制の整備が必要となっています。

今後は、複合化・複雑化する生活相談に対応するための人材確保と更なるスキルアップが求められており、他団体との連携など新たな取組により活動の活性化が必要となっています。

② 多様な福祉問題を抱える人に対する支援

就労が困難な方や居住に問題を抱えている方、犯罪を犯した者に対する支援に取り組まれました。アンケート調査結果からは、生活困窮者（就労したくてもできない、住居がない方など）を支援するためどのような施策が重要かについて、「自立に向けた相談支援」の割合が49.6%と最も高く、次いで「就労に向けた準備の支援」の割合が29.3%、「生活困窮世帯の子どもへの学習等の支援」の割合が20.1%となっています。負の連鎖とならないことや、子どもの貧困等へのサポートが求められており、関係機関と連携し、適切な支援が受けられるよう相談体制を強化していく必要があります。

また、再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）について知っていますかについて、「知らない」の割合が66.2%と最も高くなっています。認知度が低いため、周知・啓発が必要であり、国の再犯防止推進計画を踏まえ、市の実情に応じた取組方針及び実施内容を定める必要があります。

③ 権利擁護のための体制の強化

成年後見制度の周知・啓発や成年後見サポートセンター(中核機関)の開設、担い手の確保・支援を実施しました。成年後見制度を利用する場合に心配や不安を抱いている方がおり、制度に対する認知度が低いことが課題となっていることから、各種制度について周知・啓発するとともに、判断能力が十分でないために適切な福祉サービスが受けられない方への権利擁護事業の推進を図る必要があります。

また、国の第2期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた、市の第2期計画を策定する必要があります。



基本理念・基本目標

1 計画の基本理念

第3次牧之原市総合計画では、牧之原市が次世代に向けて更なる発展を遂げ、この地で暮らすことに幸せを感じられるまちをつくとともに、人口減少や少子高齢化が急速に進む社会情勢においても高い持続性を確保していくため、まちづくりの理念(将来都市像)として「RIDE ON MAKINOHARA 夢に乗るまち 牧之原」 「豊かな自然を活かした 心豊かでアクティブな暮らしが実現できるまち」を掲げており、自然資源を中心とした地域の魅力を活かして、住民や来訪者が、心豊かで、健康的で、活動的な暮らしが実現できるまちを目指しています。本計画においても、この将来都市像の実現に向けて、地域福祉を推進します。

また、国では、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、福祉サービスを必要とする地域住民も含め地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を引き続き目指していることから、本計画では、第3次牧之原市地域福祉計画の基本理念であった「市民一人ひとりと 地域が創る 幸せあふれるまち」を継承し、市民、地域、関係機関・団体、行政、市社会福祉協議会等が協働して、地域共生社会の実現を目指します。

市民一人ひとりと 地域が創る
幸せあふれるまち

2 計画の基本目標

基本理念として掲げる「市民一人ひとりと 地域が創る 幸せあふれるまち」を達成するため、次の3つの基本目標に沿って施策を展開します。

基本目標 1 支え合う「人」を育てる

地域福祉に関して、多くの市民が感心をもち、地域活動に参加することができるまちを目指します。

また、福祉活動を活発化させるため、地域活動のきっかけづくりや、活動を促進する取組を行い、様々な活動を通じて地域福祉の担い手の育成を進め、支え合う「人」を育てていきます。

基本目標 2 支え合う「地域」をつくる

市民の自発性により、それぞれの住民の意欲・能力を活かしながら、地域で支え合うことができる仕組みづくりを促進します。

また、地域活動の推進や住民自ら防災・防犯活動を行うことで、助け合い、支え合うことのできる「地域」をつくっていきます。

基本目標 3 幸せあふれる「仕組み」をつくる

市民が地域で安心して、幸せあふれる生活を送ることができるよう、高齢者、障がいのある人、子どもその他の福祉に共通する取組を促進し、複合的な課題へ横断的に対応できる、幸せあふれる「仕組み」をつくっていきます。

3 重点的な取組

「基本目標」の実現に向けて、施策の中から、特に積極的に取り組む必要がある次の4つを、重点的な取組として掲げます。

重点取組 1 地域や学校における福祉教育の推進

地域や学校において、幼少期からあらゆる世代における福祉教育の推進や学校などでは体験できない学習の場や体験の場を充実し、地域福祉に対する意識の醸成、向上を図ります。

重点取組 2 地域活動への参加の促進

市民に対し、地域活動メニューの提供や情報発信、活動しやすい場の整備を促進し、市民の地域活動やボランティア活動への参加促進につなげていきます。

また、地域で活躍する様々な機関や団体に対して、地域活動支援を行い、地域福祉活動の活性化を図ります。

重点取組 3 防災・防犯活動の推進・充実

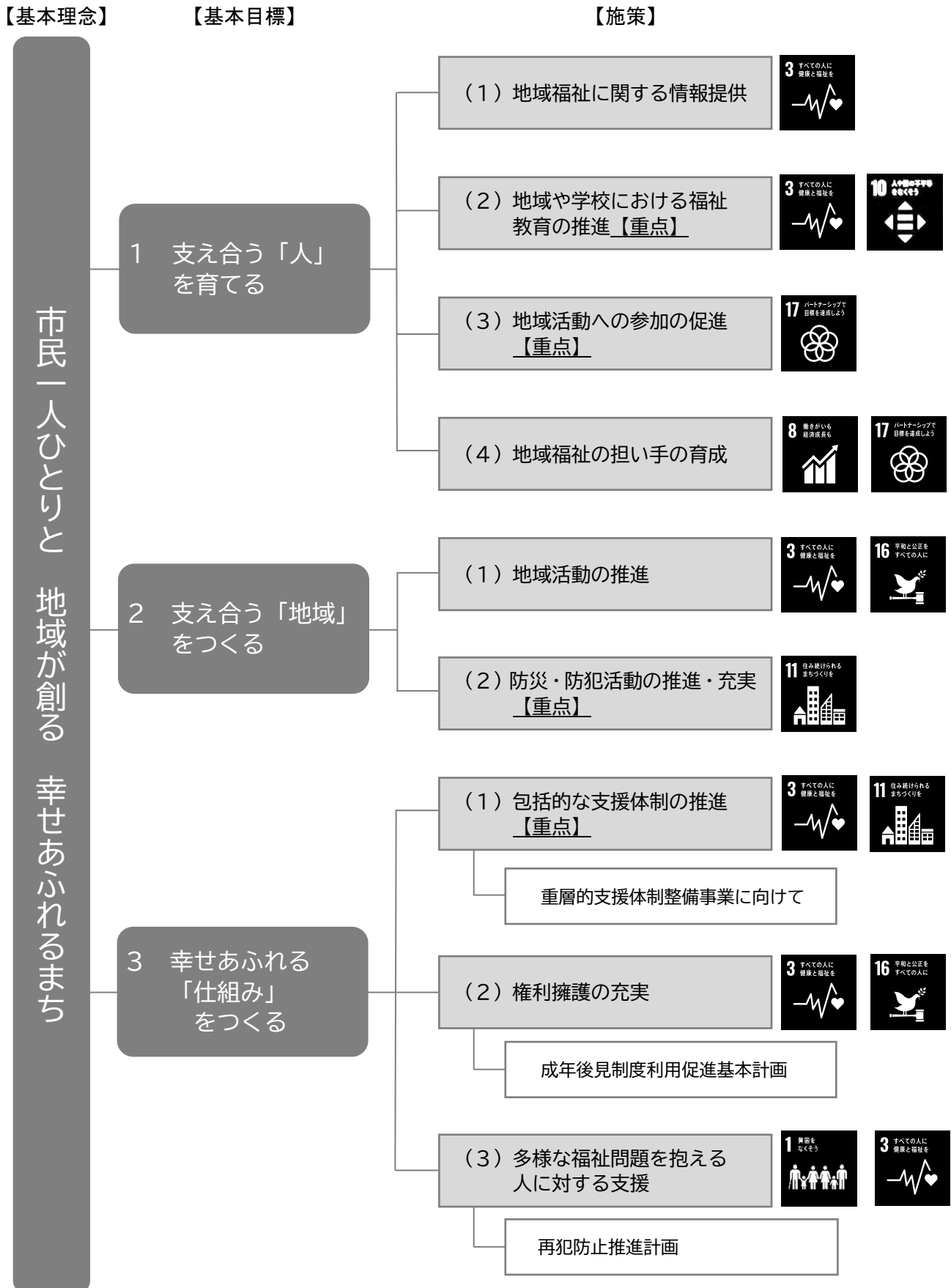
地震や台風等の自然災害の発生時でも誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりや、地域の防犯体制の強化を図るとともに、日常的な見守りなどの取組や地域で支える仕組みづくり、ネットワークづくりを推進していきます。

重点取組 4 包括的な支援体制の推進

地域の問題や課題に対して、包括的に受け止め、適切な支援関係機関に速やかにつなげることができる相談支援体制を整備していきます。

また、地域の様々な機関・団体と連携を図り、地域の困りごとを地域で解決することのできる支援体制を推進していきます。

4 計画の体系



5 計画を推進していくためのそれぞれの役割

地域における様々な生活課題に対して、その地域に住む市民が地域に根ざしたきめ細やかな支え合い活動やふれあいの場づくりを進めていくため、市民をはじめ、民生委員・児童委員などの地域の方、また、サービス提供事業者やNPO法人、ボランティア活動団体などの地域福祉関係機関や団体が担い手なり、行政や市社会福祉協議会と協力・連携しながら、計画を効率的かつ効果的に推進していきます。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが地域活動に関心を持ち、地域における複雑化・多様化した生活課題に対して、地域の市民が協力し、力を合わせて地域活動を自主的に行い、地域での支え合い活動、見守り活動などを進めていく必要があります。

(2) 地域の役割

地域住民や民生委員・児童委員などの地域の方と市社会福祉協議会、行政などと協働しながら、ともに地域活動を行っていく意識を持ち、地域の生活課題を「我が事」として考え、生活課題を解決し、支え合うことができる地域力を高めていく必要があります。

(3) 関係機関・団体等の役割

地域のサービス提供事業者や社会福祉法人・福祉施設、NPO法人、企業等の様々な関係機関・団体等が積極的に地域活動に参加し、地域と連携した福祉活動や地域貢献活動、社会貢献活動等を展開することが必要です。

(4) 市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、社会福祉法により「地域福祉の推進を図る団体」として位置づけられ、地域福祉推進の中核的な役割を担うこととなります。

地域福祉に関する専門的な知識と経験を活かし、住民とともに生活課題の解決に取り組んでいきます。

(5) 行政の役割

複雑化・多様化する生活課題について、住民や地域と協働して解決を図ることは行政の役割であることから、地域福祉活動に対し、積極的に支援していきます。

また、地域住民が抱える地域の生活課題の解決に資する包括的な支援が提供される体制やネットワーク、仕組みを整備していきます。



地域福祉施策の展開

基本目標 1 支え合う「人」を育てる

【指標】

指標	基準値	目標値
	令和5年度	令和10年度
福祉に関心がある人の割合 (アンケート調査)	58.9%	69.0%
市内学校のうち福祉出前講座を実施した学校数	8校	12校
ボランティア活動に参加したことがある人の割合 (アンケート調査)	45.1%	55.0%
福祉活動が活発に行われているまちとおもっている人の割合 (アンケート調査)	20.1%	30.0%

※アンケート調査は令和4年に実施しており、その結果を基準値としています。

施策（１）地域福祉に関する情報提供

すべての市民に福祉情報を届けるため、年齢やニーズに合わせた情報提供の充実を図ります。

また、地域福祉活動を行う団体やこれから活動しようとしている人に対しての、幅広い情報提供の方法を検討します。

【市民、地域、関係機関・団体の取組】

○福祉に関心を持ちましょう。



地域では、様々な人が住んでおり、抱える課題も様々であることを意識しましょう。

○福祉に関する情報や広報物に目を通しましょう。



社会福祉協議会が発行する「ふくしだより」や市が発行する「広報まきのはら」、ホームページ、SNSなど、様々な媒体の中から福祉に関する情報に目を通すよう心がけましょう。

○福祉に関する情報を地域で共有しましょう。



日常生活の中で、福祉に関する情報を住民同士で交換・共有しましょう。

○地域活動、ボランティア活動の内容を内外に発信しましょう。



取り組んでいる活動の内容や魅力について地域の内外に発信し、活動への参加を促しましょう。

【市社会福祉協議会の取組】

事業・取組	内 容
ふくしだよりの発行	・奇数月に地域の活動紹介やボランティア情報等、福祉の情報を発信します。
ホームページやSNSでの情報発信	・広報委員会にて、ホームページの見直しや更新を行います。 ・フェイスブックやインスタグラムから地域の取組や事業の紹介などの福祉に関する情報発信を行います。
ボランティアのひろばの発行	・地域の取組や事業の紹介などの福祉に関する情報発信を行います。
集いの場マップ	・高齢者の集いの場に関する情報発信を推進します。
社会福祉大会	・福祉活動に尽力している住民や企業を表彰します。 ・福祉についての情報発信や地域の取組紹介を行います。

【行政の取組】

事業・取組	内 容	担当課
情報発信事業	・市や地域が行う事業を広報やホームページ、SNSなどの様々な手段により、積極的に発信します。	情報交流課
子育て支援事業・子育て支援連携システム運用事業	・子育て中の家族が必要とする情報をリアルタイムに発信するとともに、子どもの健康情報を電子データ化し、子育て支援を効率的に提供します。 ・子育て支援事業を分かりやすくまとめた冊子を発行します。	子ども子育て課
地域包括支援センターの周知	・市広報やホームページ、地域包括支援センター毎のチラシにより周知を推進します。 ・地域包括支援センターによる介護予防や認知症、寝たきりの人の介護、エンディングノートの書き方などについての説明をするお出かけ教室を実施します。	長寿介護課
障害者情報アクセシビリティの向上	・手話通訳者、要約筆記者の派遣、声の広報、点字文書の発行を継続的に実施するとともに、音声コード等の新たな手段による情報発信に取り組みます。 ・日常生活用具給付事業による情報取得ツールの購入費支援と、ICT機器の利用促進のための研修を実施します。	社会福祉課
市民トーク	・市内10地区において、市長より市の課題や取組などの説明と意見交換を行います。	秘書政策課

活動紹介


施策に係る活動内容を掲載予定

施策（２）地域や学校における福祉教育の推進【重点】


福祉への関心や理解を高めるために、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を図ります。

また、子どもから大人まで、福祉に対する意識の高揚を目的とした、啓発活動の推進や福祉教育、交流活動の活性化を図ります。



【市民、地域、関係機関・団体の取組】

○自分から笑顔で元気にあいさつしましょう。 

「笑顔」や「元気」は地域の雰囲気明るくします。また、「あいさつ」はお互いの存在を認め、コミュニケーションを活発にするものです。地域の人を見かけたら、笑顔で元気にあいさつを自分から進んでみましょう。

○支え合いの心を育む場に参加しましょう。 

学校の出前講座や、福祉体験講座、福祉について学ぶ公開講座、生涯学習講座などに積極的に参加しましょう。

○楽しみながら地域で支え合いの心を育む場を設けましょう。  

防災訓練や地区の絆づくり事業、世代間交流の場などの地域行事を継続し、住民が楽しみながら参加できる活動の場を設け、支え合いを実践できるようにしましょう。

【市社会福祉協議会の取組】

事業・取組	内容
福祉教育担当教諭と意見交換	・各学校に訪問し、地域との繋がりや、スクールボランティア等の取組を把握しながら、各校の実情に合わせた福祉教育に取り組みます。
福祉教育	・各学校に出向き、疑似体験や当事者との関わり、事例などを通して身近な福祉について考えるきっかけづくりを提供します。
夏休みふくし体験講座	・学校では体験できない、ふくし体験や講話を通して福祉について学ぶきっかけづくりを提供します。
福祉講座の実施	・地域住民を対象にニーズに沿った各種講座を実施します。

【行政の取組】

事業・取組	内 容	担当課
小・中学校における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校中学年において、総合学習における福祉教育を実践します。 ・JRC活動の充実を図ります。 ・特別支援学校に在籍する児童生徒との交流を図ります。 	学校教育課
児童虐待防止対策等総合支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパーマーケット（市内4店舗）において児童虐待防止啓発活動を実施します。 	福祉こども相談センター
認知症サポーター及び認知症キャラバン・メイトの養成	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する正しい知識を広め、サポーターを養成します。 ・キャラバン・メイトを養成することにより、更に正しい知識を広め、今後の活動を広げます。 	長寿介護課
障がいへの理解促進研修・啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいへの理解と障害者差別解消を促進するために、民生委員や中高生を対象とした研修会を開催します。 	社会福祉課

活動紹介

施策に係る活動内容を掲載予定

施策（３）地域活動への参加の促進【重点】

地域福祉を推進するために、地域で活動する担い手を増やし、各活動のさらなる広がりを促進するための支援を行います。また、今まで地域活動等に参加していなかった人でも、気軽に参加できる環境づくりや、きっかけづくりを行います。

【市民、地域、関係機関・団体の取組】

○地域活動に参加しましょう。

防災訓練や地区の絆づくり事業など、地域のためになる活動へ関心をもち、積極的に参加しましょう。

○ボランティア活動に参加しましょう。

ホームページやSNSなど様々な媒体にボランティアに関する情報を公開されています。子どもや高齢者、障がい者に対するボランティアから、趣味を活かした誰でも取り組みやすいボランティアまで多様なメニューがあるので、ボランティア活動に気軽に参加してみましょう。

○寄付や共同募金に協力しましょう。

地域福祉事業の財源となる寄付や共同募金について、それぞれの趣旨を理解したうえで協力しましょう。

○地域活動、ボランティア活動への参加を呼びかけましょう。

住民に対し、企画する事業やイベントへの参加を呼びかけましょう。

【市社会福祉協議会の取組】

事業・取組	内容
福祉ニーズなどの把握	・事業実施時のアンケート調査結果の分析により、地域のボランティアニーズ等を把握します。
ボランティアやサロンに関する講座	・各サロン団体が円滑に活動ができるよう情報交換や各種講座を開催します。
コーディネート機能の充実	・ボランティアの育成やボランティアコーディネート体制の充実を図ります。

【行政の取組】

事業・取組	内 容	担当課
ボランティア団体への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市社会福祉協議会を通じて、ボランティア団体の情報共有やニーズの把握を行います。 ・ボランティア団体に対し、さざんか内ボランティア室の貸出や市社会福祉協議会を通じてボランティア活動の支援を行います。 	社会福祉課
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て親子の交流を促進し、子育ての不安を緩和するための子育て支援拠点として、子どもの健やかな育ちを支援します。 	福祉こども相談センター
福祉関係団体への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・母親クラブの活動を支援するため、補助金を交付します。 	子ども子育て課
高齢者ふれあい・いきいきサロン事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の閉じこもり防止や生きがいづくり活動を実施する団体へ活動に要する経費に対し補助金を交付します。 	長寿介護課
生活支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターを配置し、住民主体による高齢者の生活支援・介護予防体制を充実し推進します。 	長寿介護課
福祉の店「ドリームまきのはら」の出店	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で実施されるイベントや市役所庁舎において、就労継続支援B型事業所の利用者による自主製品の販売を行います。 	社会福祉課
福祉関係団体への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉活動の促進を図るため、活動を実施する福祉関係団体へ活動に要する経費に対し補助金を交付します。 	社会福祉課
多文化共生推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の外国人登録の半数以上となるブラジル国籍住民に対して、SNSを活用し、ポルトガル語により、地域で生活するために必要な情報を発信します。 	情報交流課

活動紹介

施策に係る活動内容を掲載予定

施策（４）地域福祉の担い手の育成

地域での生活課題等を地域で解決できるように、地域活動を行う団体や人材の育成を支援します。

【市民、地域、関係機関・団体の取組】

○地域活動、ボランティア活動へ積極的に参画
しましょう。



活動への理解を深めるとともに、誰もが継続して参加できるような活動に参画しましょう。

○地域ぐるみで次世代のリーダーを育成しましょう。



自治会運営や支え合い活動の新たな担い手を地域の中で育成しましょう。

【市社会福祉協議会の取組】

事業・取組	内容
地域に出向き ニーズに沿った ボランティア講座 の開催	・「地域支え合い活動」における地域の課題解決に向けた検討結果を踏まえ、地域のニーズに即したボランティアを養成します。 ・子どもから大人の地域福祉活動への参画を促します。
福祉教育出前講座	・子どもから大人の地域福祉活動への参画を促します。
地域活動支援	・サロン団体や趣味団体等、地域の活動に出向き、福祉に対する関心の高い住民との関わりを持ちます。 ・地区社会福祉協議会事務局との関係を構築します。

【行政の取組】

事業・取組	内 容	担当課
地域づくり推進事業（地域リーダー育成プロジェクト）	・地域リーダー育成プロジェクトを実施し、高校生、一般市民のまちづくりへの参画を促進し、将来まちづくりを担う人材を育成します。	地域振興課
生活支援体制整備事業（生活支援・介護予防活動の担い手育成）	・生活支援コーディネーターによる高齢者の生活支援・介護予防活動に係る担い手養成講座を実施し、人材確保に取り組みます。	長寿介護課
アクティブシニア活躍支援事業	・介護サポーターに関する研修（入門的研修又は生活援助従事者研修）を実施します。 ・研修修了者に対して介護事業所との就労マッチングを行います。	長寿介護課
地域介護予防活動支援事業	・ボランティア養成講座を開催します。 ・介護予防活動を支援するため、会員の資質向上研修会を開催します。	健康推進課
地域生活支援事業	・食育ボランティアの養成講座を開催します。 ・保健委員会、健康づくり食生活推進協議会で研修会を実施し、地域で健康づくりを推進します。	健康推進課
民生委員児童委員活動の環境整備	・民生委員活動に即した研修を実施します。 ・民生委員活動のQ & Aの作成及びQ & Aを用いた研修会を実施します。 ・民生委員が活動しやすいように、広報紙等を使い、地域に向けて民生委員制度を踏まえたPRを実施します。	社会福祉課

活動紹介

施策に係る活動内容を掲載予定

基本目標 2 支え合う「地域」をつくる

【指標】






指標	基準値	目標値
	令和5年度	令和10年度
困った時に隣近所で助け合えるまちであると感じる人の割合 (アンケート調査)	53.0%	63.0%
地域には災害時に助け合ったり、支え合ったりする気運があると思う人の割合 (アンケート調査)	65.8%	76.0%

※アンケート調査は令和4年に実施しており、その結果を基準値としています。

施策（1）地域活動の推進

地域福祉を推進するために、地域の担い手としての学びの機会を増やし、新たな活動メニューの提供等を行うとともに、住民の自発性を尊重し、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取組を実施します。

【市民、地域、関係機関・団体の取組】

- 地域資源を把握しましょう。 
あなたの周りで支え合いの活動をしている人や団体、活動に利用できる施設など、様々な地域資源を把握しましょう。
- 活動の輪を広げましょう。 
あなたが行っている活動の仲間づくりをしましょう。
- 地域の人や仕組み、施設を有効に活用しましょう。 
既存の地域資源を有効に活用し、活動の活性化につなげましょう。
- 活動の輪をつなげましょう。  
地域で活動している人や団体同士をつなげ、子どもから大人まで誰もが支え合える地域をつくりましょう。

【市社会福祉協議会の取組】

事業・取組	内 容
地区社会福祉協議会や地区との関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社会福祉協議会事業へ参加します。 ・地域福祉活動に積極的に取り組んでいる人や地域との連携を強化します。
補助金の交付及び活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金を交付します。 ・各団体が円滑に活動できるように支援します。
地域活動への連携と支援	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な支えあう活動の推進及び仕組みづくりの構築を支援します。

【行政の取組】

事業・取組	内 容	担当課
コミュニティ活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会の運営、地域課題の解決や活動促進のため、自治会役員への報酬、事務費交付金を助成します。 	地域振興課
地域の絆づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小学校 10 地区を単位とした地区自治推進協議会が行う絆づくり事業に対し支援を行います。 	地域振興課
保健師地区担当制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の健康課題の解決のため、地域での健康教育を実施します。 ・保健師の活動を周知するため、ホームページの地区活動報告を定期的に更新します。 	健康推進課
コミュニティ・スクールの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・再編を見据えたよりよいコミュニティ・スクールの組織づくりを行います。 ・各学校における学校運営協議会を充実させます。 	学校教育課
相良総合センター管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体等に、福祉団体活動室への積極的な利用促進を図ります。 	社会教育課
福祉活動拠点の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズに応じた修繕を行います。 ・新たな保健福祉関係団体が使用する場合、団体の活動内容等を勘案し、積極的な利用促進を図ります。 	社会福祉課
コミュニティ施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会（区・町内会）の所有する集会所等の修繕、建替等の施設整備に対して助成します。 	地域振興課
地区支援拠点推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小学校区の 10 地区のコミュニティづくり、地域課題の解決のための拠点づくり、人材育成を進めます。 	地域振興課

活動紹介

施策に係る活動内容を掲載予定

施策（２）防災・防犯活動の推進・充実【重点】

地域での防災活動の周知・参加を促進し、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりを目指すとともに、災害発生時や避難所等での支援体制を充実させます。

【市民、地域、関係機関・団体の取組】

○地域の防災活動に積極的に参加しましょう。 (市民)

防災訓練に積極的に参加し、災害時に備え、防災用品や避難場所、避難経路を確認し、防災に対する意識を高めましょう。また、「避難行動要支援者」は個別避難計画を作成しましょう。

○防犯意識を高めましょう。 (市民)

日常生活の中で起こる犯罪行為（空き巣、詐欺等）に対する対応方法や相談先を確認するとともに、防犯パトロールや見守り活動に参加しましょう。

○災害時に支え合える体制をつくりましょう。 (地域)

地域住民の参画を促したり、防災活動の回数を増やし、地域において支え合える体制づくりを推進しましょう。

○防犯活動を活発にしましょう。 (地域)

交通安全運動やパトロールに積極的に参加し、地域における防犯の取組を活発にしましょう。

○避難行動が困難な方への支援体制をつくりましょう。 (地域) (機関団体)

平常時において、「避難行動要支援者」を把握し、災害時における支援体制をつくりましょう。

【市社会福祉協議会の取組】

事業・取組	内 容
行政や県社会福祉協議会等との災害時ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と災害時の動きについて共有する機会をもち、地域ニーズ把握に出向ける職員体制の構築を図ります。 ・災害時に企業との連携がスムーズに図ることができるよう、平時からつながる仕組みを検討します。(ライオンズクラブ、青年会議所等)
災害ボランティアコーディネーターとの意見交換会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・有事に備え、災害ボランティアコーディネーター及び行政との意見交換会を行います。
県主催災害図上訓練参加	<ul style="list-style-type: none"> ・県主催災害図上訓練に参加します。
自立支援ネットワーク等の会議参加	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援ネットワーク等の会議に参加します。
松川町社会福祉協議会(長野県)との災害時相互応援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に協力し合える体制を目指します。
災害対策マニュアル等の継続的な見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策マニュアル、災害ボランティアセンターマニュアルを見直し、更新します。 ・立上げ訓練を計画、実施します。 ・避難行動要支援者について外部研修等に参加し理解を深めます。
災害ボランティアコーディネーター養成講座	<ul style="list-style-type: none"> ・養成講座を実施し、災害ボランティアセンター運営の担い手を育成をします。 ・災害ボランティアコーディネーター定例会を実施し有事に備える体制を整備します。
災害ボランティアセンター立ち上げ訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち上げ訓練を実施しながら、災害時でも地域支援ができる組織づくりを模索します。
ふれあいいきいきサロン事業連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での集いの場等で、防犯や防災について学ぶ機会を啓発します。 ・消費者協会による詐欺等の啓発活動を行います。 ・交通安全指導員による啓発活動を行います。 ・災害ボランティアによる啓発活動を行います。

【行政の取組】

事業・取組	内 容	担当課
災害時要配慮者 避難支援	<ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画の必要性を理解するための講演会や意見交換会を実施します。 ・地域・福祉専門職と連携した要配慮者に係る個別避難計画の作成をします。 	社会福祉課
福祉避難所の 体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所開設運営マニュアルを整備します。 ・対象施設、地域と連携した福祉避難所運営訓練を実施します。 ・福祉避難所に必要な備蓄品等を整備します。 	社会福祉課
障害者自立支援ネ ットワーク防災部 会の取組推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者にも対応した自助、互助、共助、公助の防災対策の実効性を高めるため、当事者、支援者、関係機関が参加する防災部会において、啓発イベントや訓練等の企画、運営を行うほか、防災対策の推進に向けた自主防災会や福祉施設との調整を図ります。 	社会福祉課
自主防活動支援 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練、防災資機材点検、修繕にかかる費用の補助を行います。 	危機管理課
防災指導員の養成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における防災知識の普及や自主防災組織の育成など地域防災力向上のため一般コース及びマスターコースの養成講座を実施します。 	危機管理課
避難支援者等の 確保	<ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画の作成過程を通じながら自主防災組織や地域住民といった避難支援者を確保します。 	社会福祉課
配食サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りだけではなく、高齢者の食の確保について情報収集し、食の確保が困難な高齢者世帯へ情報提供を行います。 	長寿介護課
消費生活出前講座	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害を未然に防止するための出前講座を実施します。 	市民課

活動紹介

施策に係る活動内容を掲載予定

基本目標 3 幸せあふれる「仕組み」をつくる

【指標】

指標	基準値	目標値
	令和5年度	令和10年度
他の組織・団体との連携の有無 (アンケート調査)	82.8%	88.0%
成年後見制度を知っている人の割合 (アンケート調査)	58.6%	69.0%
子育て支援センターや児童館の取組 に対する満足度 (市民意識調査)	55.0%	60.0%
高齢者福祉サービスの取組に対する 満足度 (市民意識調査)	50.1%	55.1%
障がい者福祉サービスの取組に対す る満足度 (市民意識調査)	48.6%	58.6%

※アンケート調査、市民意識調査は令和4年に実施しており、その結果を基準値としています。

施策（１）包括的な支援体制の推進【重点】

生活上の問題や課題に対して、包括的に受け止め、適切な支援機関に速やかにつながるができる相談支援体制の整備を推進します。

【市民、地域、関係機関・団体の取組】

- 福祉サービスや事業、制度の内容や相談窓口を把握しましょう。



福祉サービスや事業、制度に関心を持ち、内容について理解を深めるとともに、相談窓口を把握しましょう。

- 福祉サービスを活用しましょう。



自分の心身の状態にあわせて、教育・保育サービスや介護保険サービス、障がい福祉サービスなどの福祉サービスを活用しましょう。

- 地域の困りごとを解決する仕組みづくりに協力しましょう。



地域の困りごとや課題を把握し、共有・解決する仕組みづくりに協力しましょう。

- 支援を必要としている人を把握し、適切な支援先へつなぎましょう。



地域で支援を必要としている人を把握し、適切な支援先へつなぐとともに、情報を共有しましょう。

【市社会福祉協議会の取組】

事業・取組	内容
地区社会福祉協議会活性化事業	・地区社会福祉協議会や未設置地区との信頼関係を構築します。
各種事業の見直し及び新規事業の検討	・現在の事業について地域ニーズにあわせた見直しを行うとともに、新たな事業の検討を行います。
見守り活動事業の実施・権利擁護事業の実施	・安否見守りが必要な高齢者や障害者への見守り活動及び生活支援員による見守り活動を行います。
地域包括支援事業	・医療、介護保険、福祉の側面から高齢者の相談支援を行います。

事業・取組	内 容
障害者生活支援事業	・障がいのある人やその家族等の相談に応じ、必要な情報提供や各種機関の紹介、福祉サービスの相談支援を行います。
介護保険事業	・市民に必要とされる介護保険事業を実施するとともに健全な運営を行います。

【行政の取組】

事業・取組	内 容	担当課
包括的相談支援事業※	・高齢、障がい、子ども、困窮などの相談に対し、本人や世帯の属性にかかわらず受け止める体制を整備します。	福祉こども相談センター
子育て家庭への包括的支援体制の構築	・母子保健や児童福祉の相談指導、健康調査、子育て支援サービスの連携、サポートプランの作成等を行います。	福祉こども相談センター
子どもの発達支援事業	・子どもに関するさまざまな相談に対し、「切れ目のない支援」を実施します。 ・子育て、児童虐待、発達支援などの相談及び関係機関との調整を行います。	福祉こども相談センター
スクールソーシャルワーカー配置事業	・長期欠席や不登校、問題行動等に対する福祉的視点に立ったアセスメント、プランニング等を支援します。	学校教育課
適応指導教室	・さまざまな理由により、不登校の状況にある児童生徒に対して、在籍校への復帰と社会的自立に向けての支援をします。	学校教育課
地域包括支援センターの運営	・毎年、市内全地域包括支援センターに対し運営等に関するヒアリングを行い、運営の適正化を図ります。	長寿介護課
法律相談（弁護士） ・心配ごと相談（司法書士）	・相談日を定例で設け、困難な相談に対し専門家が対応することで、解決に向けた支援を行います。	市民課
子育て支援事業・ 子育て支援連携システム運用事業（再掲）	・子育て中の家族が必要とする情報をリアルタイムに発信するとともに、子どもの健康情報を電子データ化し、子育て支援を効率的に提供します。 ・子育て支援事業を分かりやすくまとめた冊子を発行します。	子ども子育て課
高齢者への周知及び総合的な相談窓口の充実	・制度の周知について、市ホームページの公開及び介護保険制度説明会を実施します。 ・関係部署と関係機関が連携し、相談者への個別対応を実施します。	長寿介護課

事業・取組	内 容	担当課
福祉サービス及び助成制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者手帳の取得者や福祉サービスの申請者に対し、支援制度や利用できるサービスを案内するとともに、必要な情報が必要なときに取得できるよう周知・広報に努めます。 	社会福祉課
多機関協働事業※	<ul style="list-style-type: none"> 各関係機関と連携を図り、整備します。 複雑化・複合化したケースが円滑に進むように支援します。 	福祉こども相談センター
アウトリーチ等を通じた継続的支援※	<ul style="list-style-type: none"> 各関係機関と連携を図り、整備します。 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援を実施します。 	福祉こども相談センター
参加支援事業※	<ul style="list-style-type: none"> 高齢・障がい・子ども・困窮等について、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援を実施します。 	福祉こども相談センター
地域づくり事業※	<ul style="list-style-type: none"> 高齢、障がい、子ども、困窮の地域づくりに係る事業を実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施します。 	福祉こども相談センター
福祉サービスの基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの需要を把握し、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に整備目標を定め、進捗管理を行います。 	社会福祉課
在宅医療・介護連携推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員と総合病院との情報交換会を実施し、医療と介護の両方のサービスを必要とする人の在宅生活を支えるための顔の見える関係づくりを推進します。 在宅医療・介護連携推進会議を開催し、地域課題の把握と課題解決のための取組を関係機関と連携し、実施します。 	長寿介護課

※「第5章 重層的支援体制整備事業に向けて」（85 ページから方向性を説明しています。）

活動紹介

施策に係る活動内容を掲載予定

施策（２）権利擁護の充実

成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のため、各種制度について周知・啓発するとともに、支援が必要な方の権利擁護をより一層充実させ、虐待防止対策を推進します。

【市民、地域、関係機関・団体の取組】

○権利擁護等について理解を深めましょう。



権利擁護等について理解を深め、各種制度を活用しましょう。

○成年後見制度を知りましょう。



成年後見制度の内容を理解し、制度を活用しましょう。

○虐待や人権侵害に気づき、適切な対応を行いましょう。



ご近所で虐待や人権侵害を見かけた場合、関係機関へ連絡しましょう。

○地域の虐待や人権侵害の防止・早期発見に努めましょう。



見守りなどの地域活動を通じ、地域の虐待や人権侵害の防止・早期発見を行い、関係機関と連携し、適切な対応を行いましょう。

【市社会福祉協議会の取組】

事業・取組	内容
権利擁護について 広報・啓発	・ふくしだより等において、生活支援員、市民後見人等の活動を紹介し、権利擁護について周知します。
日常生活自立支援 事業	・地域住民や相談支援事業所から相談を受け、県社会福祉協議会の審査会に申請をし、金銭管理や福祉サービスの利用を支援します。
日常生活自立支援 事業生活支援員養成 又はフォローアップ	・地域住民の支え合いにより地域で自立した生活が営まれるように権利擁護に対する理解を深め、育成します。
市民後見人養成・ 実務研修	・権利擁護の知識を学び機会を提供し、実務経験を通して技術を磨き、地域の担い手を確保していきます。
法人成年後見事業	・成年後見人等の受任を受け成年後見人等業務を行います。

事業・取組	内 容
法人成年後見事業 市民後見人監督人 業務	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見人等の受任を受け成年後見人等業務を行います。 ・法人後見運営委員会を実施し公平性を図ります。 ・市民後見人が適切な業務が行えるように監督します。
成年後見サポート センターの運営（中 核機関）	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援を必要とする方が、必要な時に適切な支援につ ながるように地域で支えるネットワーク機能及び機能を強 化する為の視点・取組を行います。

【行政の取組】

事業・取組	内 容	担当課
権利擁護支援の 周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員やケアマネジャーなど団体向けの啓 発研修をします。 ・広報紙に権利擁護支援について掲載をします。 	福祉子ども 相談センター
成年後見サポート センターの体制強 化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域連携ネットワークのコーディネートを担 う中核的な機関としての権利擁護支援に取り 組みます。 	福祉子ども 相談センター
市民後見人等の 養成	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人の養成講座を実施します。 ・権利擁護支援の担い手を育成します。 	福祉子ども 相談センター
虐待防止推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対し、広報等を通じて虐待防止の周知・ 啓発を行います。また早期発見・早期対応に努 めます。 ・虐待の対応について、支援機関と連携し、対応 強化を図ります。 	福祉子ども 相談センター
成年後見制度利用 促進基本計画※	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用の促進に関する法律第5 条に定める成年後見制度利用促進計画を定め、 権利擁護に関する施策を推進します。 	福祉子ども 相談センター

※「第6章 第2期成年後見利用促進基本計画」（87ページから詳しく説明していま
す。）

活動紹介

施策に係る活動内容を掲載予定

施策（３）多様な福祉問題を抱える人に対する支援

福祉問題を抱えている人など、支援を必要とする人が安心して地域で暮らせるよう、必要なサービスを必要な時に受けることができるよう、きめ細かなサービスを提供します。

【市民、地域、関係機関・団体の取組】

○フードバンク活動に協力しましょう。



消費しきれない食料をフードバンクに預け、本当に食料を必要としている人や場所に届けましょう。

○再犯防止への理解を深めましょう。



罪を犯した人の更生保護や社会復帰への理解を深め、立ち直ろうとする人に対し、何ができるか考え、できることから始めましょう。

○地域で支援を必要としている家庭に気づきましょう。



地域での生活困窮や8050問題、ダブルケア、ひきこもり、孤独・孤立、ヤングケアラーなど、支援を必要としている家庭に気づきの目を向けましょう。

○地域で支援を必要としている家庭を見守りましょう。



地域での生活困窮や8050問題、ダブルケア、ひきこもり、孤独・孤立、ヤングケアラーなど、支援を必要としている家庭の見守りを行いましょう。また、必要に応じ、相談機関へつなぎましょう。

【市社会福祉協議会の取組】

事業・取組	内 容
福祉総合相談	・介護、福祉等の様々な相談に対応します。
生活困窮者自立支援事業	・相談者及びその家族が生活に困窮し、日常生活に支障がきたす場合に、相談者やその家族の生活や生命の安全を図ります。必要に応じて自立に向けた支援計画の作成等を行います。
県生活福祉資金貸付事業	・低所得者世帯、障害者世帯、または高齢者世帯に対し、必要な相談支援を行います。
市生活福祉資金貸付事業	・低所得者に対し、緊急かつ一時的に必要な資金を貸付し、必要な相談支援を行います。
生活困窮者特別支援事業	・自立相談支援事業に基づいて、相談者及びその家族が生活に困窮し、ライフライン等の支援を行います。
牧之原市版フードバンク事業	・市民や企業、団体から必要に応じた食料を寄付していただき、食の支援を望む生活困窮者へ支援を行います。

【行政の取組】

事業・取組	内容	担当課
生活困窮者自立支援事業※	・就労、住居、その他の自立に関する相談支援を行います。	福祉こども相談センター
就労準備支援事業※	・一般就労に必要な訓練を、日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施します。	福祉こども相談センター
相談支援体制の強化※	・犯罪を犯した者に対して、福祉支援が必要な方から相談があった場合、関係機関と連携し社会復帰への支援を実施します。	福祉こども相談センター
	・加害者、被害者関係なく、保健医療が必要な者から相談があった場合は、適切な支援が受けられるよう関係機関と連携し、適切な支援・機関につなげます。	健康推進課
	・犯罪を犯した者に対して、社会復帰の過程で必要な保健医療が受けられるよう、ケースに関わる関係機関との連携を図り、相談体制を強化します。	国保年金課
更生保護団体等への活動支援※	・更生保護団体等が実施する活動に要した経費に対して、補助金を交付します。 ・更生保護の活動拠点となる更生保護サポートセンターを老人福祉センターに設置しており、活動の支援を実施します。	社会福祉課
青少年健全育成事業※	・市民と教員等で構成している青少年健全育成推進委員が祭典・花火大会後の夜間見回りや交通安全活動のための青色防犯パトロールやあいさつ運動を実施します。	社会教育課
社会を明るくする運動※	・犯罪や非行をした者の更生についての理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための「社会を明るくする運動」を実施します。	社会福祉課
自殺対策推進事業	・「いのち支える牧之原市自殺対策計画」に則り、庁内外の関係機関と市の自殺対策に関する情報共有や意見交換の場を設けます。	健康推進課
食の提供重点支援事業	・子どもの貧困対策の取組として、様々な家庭環境により支援を必要とする子ども達を対象に食料支援を実施します。	福祉こども相談センター
フードドライブ事業の推進	・広報まきのはらや市ホームページ、市公式LINE等で事業を周知し、家庭で使用しない食料品を集め、食の支援を望む生活困窮者の支援を行います。	社会福祉課

※「第7章 再犯防止推進計画」(95 ページから詳しく説明しています。)

活動紹介

施策に係る活動内容を掲載予定



重層的支援体制整備事業に向けて

1 趣旨

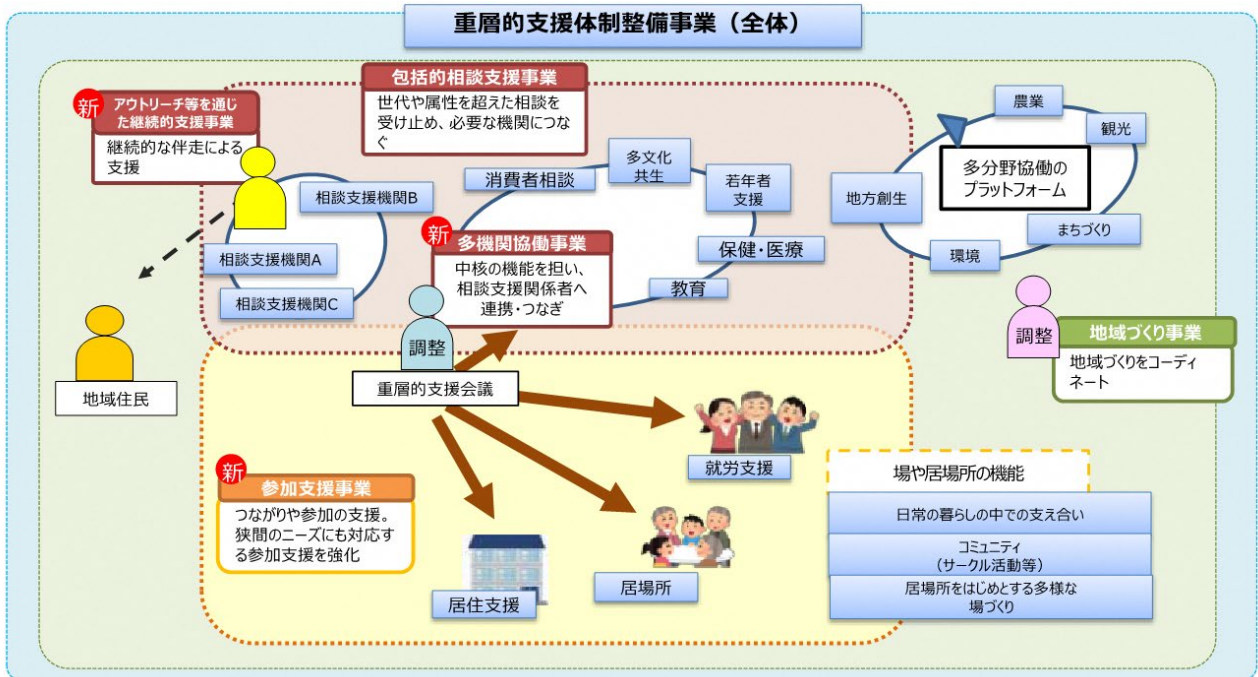
平成29年6月の社会福祉法の一部改正により、市町村は、「地域共生社会」の実現を目指した取組の推進に向け、「包括的な支援体制」の整備に努めることとされました。

また、令和2年6月の社会福祉法の一部改正により、市町村において、「包括的な支援体制」の構築を推進するための事業として、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

本市では、これまで、世帯丸ごとの相談をワンストップで受け止める包括的な相談支援体制を整備するとして、段階的に相談体制を再編し、令和5年4月から「福祉子ども相談センター」を設置しました。

本章は、社会福祉法第106条の4の規定に基づく重層的支援体制整備事業を推進するにあたり、今後の取組方針を定めるものです。

【重層的支援体制整備事業のイメージ】



【厚生労働省資料抜粋】

2 取組方針

「福祉こども相談センター」を核として、市の関係部署及び市社会福祉協議会をはじめとする各種支援機関等と連携し、既存の取組を活かしながら、相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、参加支援事業、地域づくり事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」に取り組みます。

また、重層的支援体制整備事業に向けて、庁内の関係部署と連携を図り、横断的取組について検討を進めます。福祉関係部署だけではなく、全庁的な取組を行い、課題解決に向けた連携・協働を行う場として庁内連携体制を構築し、令和8年度末までを目標に重層的支援体制整備事業を整備します。

事業・取組	内容	担当課
包括的相談支援事業	・高齢、障がい、子ども、困窮などの相談に対し、本人や世帯の属性にかかわらず受け止める体制を整備します。	福祉こども相談センター
多機関協働事業	・各関係機関と連携を図り、整備します。 ・複雑化・複合化したケースが円滑に進むように支援します。	福祉こども相談センター
アウトリーチ等を通じた継続的支援	・各関係機関と連携を図り、整備します。 ・必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援を実施します。	福祉こども相談センター
参加支援事業	・高齢・障がい・子ども・困窮等について、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援を実施します。	福祉こども相談センター
地域づくり事業	・高齢、障がい、子ども、困窮の地域づくりに係る事業を実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施します。	福祉こども相談センター



第 2 期成年後見制度利用促進基本計画

1 趣旨

平成12年にノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、「成年後見制度」が導入されました。

本市においては、令和2年4月に「牧之原市成年後見サポートセンター」を設置し、成年後見制度の適正な利用を推進してきました。

国においては「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号、以下「促進法」という。）」に基づき「成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定、以下「国の基本計画」という。）」を策定し、市町村に対して国の基本計画を勘案して権利擁護支援の促進に関する施策について基本的な計画の策定に努めるよう定めています。また国において令和4年3月25日には「第2期成年後見制度利用促進計画」が閣議決定され、権利擁護支援に関する取り組みをさらに進めていくこととなりました。

本市では、支援が必要な高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活を送ることができるよう、社会全体で支える仕組みとなる「地域共生社会」の実現に向けた取組を具現化するため、本章を「第2次牧之原市成年後見制度利用促進基本計画」（以下「市基本計画」という。）として「地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定し、施策を推進します。

2 成年後見制度について

（1）成年後見制度の概要

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等があり、判断能力の低下が認められる人が自分らしく安心して暮らせるよう、生活や財産を守り、契約を代わりに行うなどの支援を行う制度です。

成年後見制度には「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つの制度、利用方法があります。

任意後見制度とは、将来、自分自身の判断能力が低下した場合に備え、判断能力がしっかりとしているときに、本人が自ら支援の内容や後見人となってサポートしてくれる人を選び、公正証書を作成しその人と契約しておく制度です。実際に本人の判断

能力が低下した時点で、裁判所が後見監督人を選任し、あらかじめ契約しておいた人が本人の任意後見人となり、契約に沿って保護・支援を行います。

法定後見制度とは、判断能力が低下し、契約等の法律行為ができなくなる等、本人の生活に支障が出た場合、本人や親族等が家庭裁判所に申立てることにより、利用できる制度です。裁判所が本人の判断能力の程度に応じ、成年後見人等（補助人・保佐人・成年後見人）を選任し、選任された成年後見人等が、本人の利益を考えながら保護・支援を行います。

（２）牧之原市の現状

人口減少と少子高齢化は本市においても例外ではなく、64歳以下の人口割合が減少する一方、65歳以上の人口割合が年々増加しています。また市内の高齢者世帯数は令和5年に4,502世帯となり、3年間で709世帯増、特に一人暮らしの高齢者世帯は269世帯増となっています。同時に、要支援・要介護認定者数や身体・療育・精神障害の手帳所持者数もそれぞれ増加しており、様々な観点から支援を必要とする人が増加しています。

成年後見利用者数

単位：人

	成年後見	保佐	補助	任意後見	計
平成30年 12月末時点	56	15	8	0	79
令和5年 10月末時点	63	15	7	0	85

資料：家庭裁判所

市長申立て件数

単位：件

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者	0	1	1	4	1
障がい者	0	0	0	1	1

資料：福祉こども相談センター

報酬助成件数

単位：件

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者	0	0	0	3	1
障がい者	1	1	1	3	2

資料：福祉こども相談センター

法人後見受任件数

単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助	0	1	1	1
保佐	1	2	1	2
後見	2	2	3	4
合計	3	5	6	10

資料：牧之原市社会福祉協議会

成年後見サポートセンターによる相談件数

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延人数	332	233	218

資料：成年後見サポートセンター

日常生活自立支援事業利用数

単位：件

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用件数	17	18	22	37	39

資料：牧之原市社会福祉協議会

市民後見人養成講座取組状況（受講者、修了者、名簿登録者）

	令和2年度講座 (第1期生)	令和4年度講座 (第2期生)
受講者数	4	4
講座修了者数	4	4
市民後見人候補者名簿登録者数	4	(R6. 2審査予定)

資料：福祉こども相談センター

(3) 現状から見えた課題

成年後見制度は権利擁護支援における重要な手段の1つですが、市民への情報提供の不足等による制度利用の低迷がみられ、ケースごとの丁寧な対応で理解を促していく必要があります。

併せて、支援者や後見人等に対する支援体制づくりも重要です。これまでの経緯や、市の現状を踏まえると、制度の利用促進における課題は大きく分けて以下の4つに集約されます。

① 成年後見制度の正しい理解

制度の難しさや申立てに必要な書類の複雑さ等により、市民にとっては身近な制度ではなく、利用しづらい面があると考えられます。そのため、制度自体の周知・啓発を進め、意義や、どのような場合に制度が役に立つかなど、市民や対象者を取り巻く支援者にも広く浸透させる必要性が増しています。

② 権利擁護に関わる人材の確保・育成

制度利用の必要な対象者が増加していく中で、権利擁護支援の担い手の確保が求められています。福祉や法律の専門家である専門職後見人だけでなく、地域の身近な支援者である市民後見人を含めた人材の確保・育成する取組を実施することが必要です。

また、本人に身近な支援者と日常的な実態や気づきを共有し、「チーム」として対応する体制や後見人等が相談できる窓口の整備も必要です。

③ 利用しやすい相談体制

煩雑な手続き書類の準備や、相談先がわからないということは、制度の利用促進において大きなハードルの一つと考えられます。利用を希望する人、支援を必要とする人が円滑に制度を利用できるよう、相談支援を通じて適切な案内が必要です。

また、経済的な理由等によって制度利用をあきらめることのないように、公的な支援を行うことも必要です。

④ 地域で支える体制づくり

生活困窮者や虐待、ひきこもりといった地域の課題と同様、支援を必要とする人の発見が困難な状況にあります。今後は関係機関及び地域住民と連携し、権利擁護支援が必要な人の発見や支援、支援体制の整備等利用者を支える地域連携ネットワークを構築していくことが必要です。

3 今後の取組

基本目標 1 中核機関および地域連携ネットワークの推進

市と成年後見サポートセンターが協働し中核機関を担い、地域連携ネットワークの充実を図ります。また、地域連携ネットワークを活用し、「チーム（本人の支援を行う親族、福祉・医療・介護、地域の関係者と後見人等）」を形成し、日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を図る体制づくりを進めます。

【主な取組】

① 「チーム」の編成及び支援体制の構築

後見人等の選任後、本人への支援が速やかに行えるよう、本人に身近な、親族、福祉、医療、地域の関係者と後見人等が「チーム」を編成します。

「チーム」だけでは本人を支えられない場合は、必要な支援を行えるよう、司法や福祉関係機関との連携を図ります。

② 成年後見制度利用促進審議会及び個別支援部会の充実

成年後見制度利用促進審議会を開催し、権利擁護に係る課題の整理、中核機関や地域連携ネットワークの進捗管理及び評価を行います。また弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職で構成される個別支援部会において、本人に適した制度の活用方法や、適切な候補者の選定、今後のチーム体制について検討します。

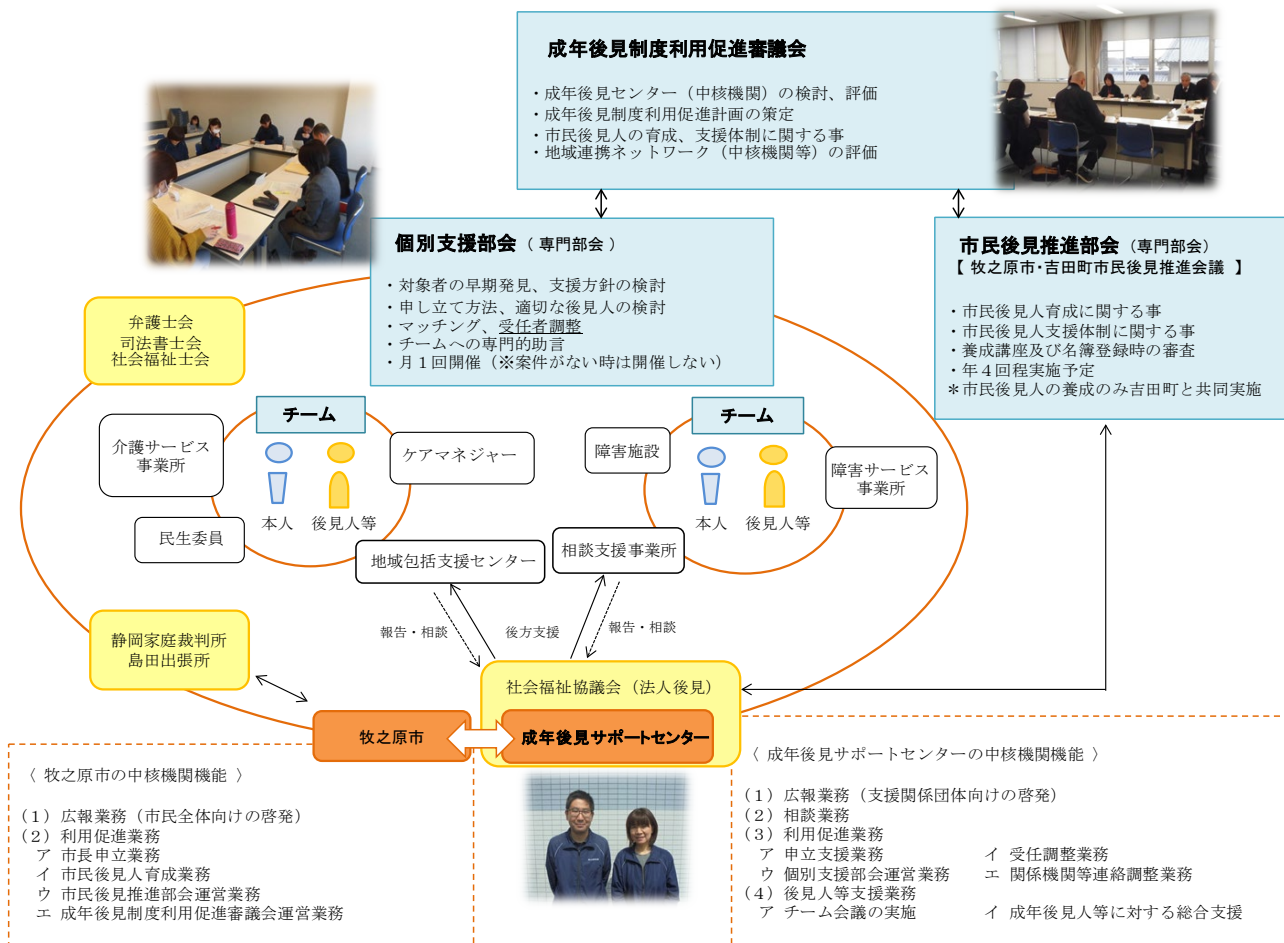
③ 持続可能な権利擁護支援モデルについて検討

広範な権利擁護支援ニーズに対応していくため、地域の社会資源を活用し、新たな権利擁護支援に係る連携・協力による支援体制を推進します。そのため、それぞれの特性を活かした各活動・支援を分担する仕組みづくりを検討します。

【指標】

指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和10年度
個別支援部会での検討ケース数	7件	10件

成年後見制度に係る地域連携ネットワークのイメージ



基本目標 2 権利擁護に係る人材の育成

今後の権利擁護に係る需要拡大を想定し、吉田町と協働による市民後見人の養成・育成に努めます。市民後見人は、市民目線での関りを強みとし本人に寄り添った支援が期待されます。また、市民後見人が広く活躍できるように、中核機関がバックアップ体制を整備します。

【主な取組】

① 市民後見人の養成・育成

司法や福祉等の専門職の協力を得て、地域で権利擁護に携わる人材を養成します。日常生活自立支援事業の生活支援員や、法人後見支援員として実践をする中で、スキルアップを図ります。

② 市民後見人へのスムーズな移行

専門職後見人と市民後見人の複数選任や、専門職後見人から市民後見人への移行など、市民後見人の活躍の場が広がるよう努めます。

また、市民後見人が活動する際のサポート体制について、市と成年後見サポートセンターで検討を行います。

【指標】

指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和10年度
市民後見人の養成修了者	8人	12人
専門職後見人から市民後見人への移行数	0人	4人

基本目標 3 成年後見制度の理解促進

本人の意思を尊重した支援を基本とし、権利擁護支援を適切に利用できるよう、普及・啓発に取り組みます。本人自身や、地域住民、介護支援専門員、相談支援専門員などの本人の身近な支援者が、判断能力の低下に関するリスクや課題に気づき、本人の特性に応じた権利擁護支援を促進します。

【主な取組】

① 権利擁護支援の普及・啓発

権利擁護支援を必要としている人が、適切に相談窓口に繋がることができるよう、広報紙やホームページへの掲載、関係機関でのチラシ配布等により周知します。併せて地域住民の権利擁護に関する意識を高められるよう講演会等を開催し、普及啓発に努めます。

② 成年後見制度利用支援事業の実施

経済的な事由により制度利用が難しいケースは、成年後見制度の利用に係る費用の助成を行います。また緊急性の高いケースなどへの支援として、市長による後見開始等の審判申立てを行います。

③ 意思決定支援の促進

支援が必要な人が自ら日常生活などの意思決定ができるよう、支援者が意思決定支援の基本的考え方を整理し共通認識を持つため、支援者対象の研修会等を行います。

【指標】

指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和10年度
成年後見制度の認知度 (制度内容を知っている人の割合)	18.2%	30%
意思決定支援に関する研修会等の開催数	0回	2回



再犯防止推進計画

1 趣旨

だれもが安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした者等が抱える課題等を社会全体で解消することで、その立ち直りを支援し、犯罪や非行の繰り返しをなくしていく再犯防止の取組を推進していくことが不可欠です。

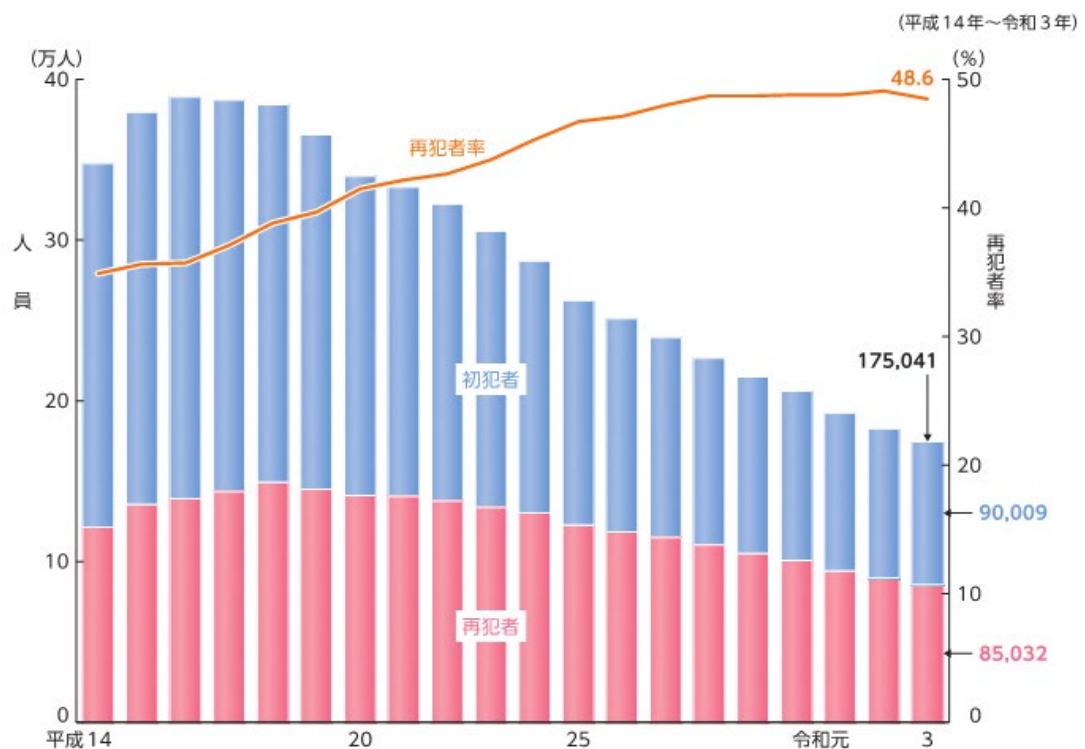
更生保護や再犯防止施策は、刑事政策の一環として、これまで国が中心となって実施されてきましたが、犯罪をした者等の中には、高齢者、障がいがある人、自立した生活を営むための基盤である適当な住居や就労が確保できない者など、地域において社会復帰を果たす上で継続的な支援を要する者が存在しており、それらの者が必要な住民サービス等を円滑に受けられるような配慮が求められています。

本市では、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」（以下「再犯防止推進法」という。）の趣旨に基づき、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」における「多様な福祉問題を抱える人に対する支援」の施策を具体的・効率的に展開するため、本章を「再犯防止推進計画」として一体的に策定します。

2 現状と課題

(1) 全国における刑法犯の検挙人員と再犯者率

再犯者数は、平成18年(14万9,164人)をピークとして、その後は漸減状態にあり、令和3年は平成18年と比べて43.0%減となっています。他方、初犯者の人員は、平成16年(25万30人)をピークとして、その後は減少し続けており、令和3年は平成16年と比べて64.0%減となっています。再犯者の人員が減少に転じた後も、それを上回るペースで初犯者の人員が減少し続けたこともあり、再犯者率は平成9年以降上昇傾向にありましたが、令和3年は48.6%となっています。



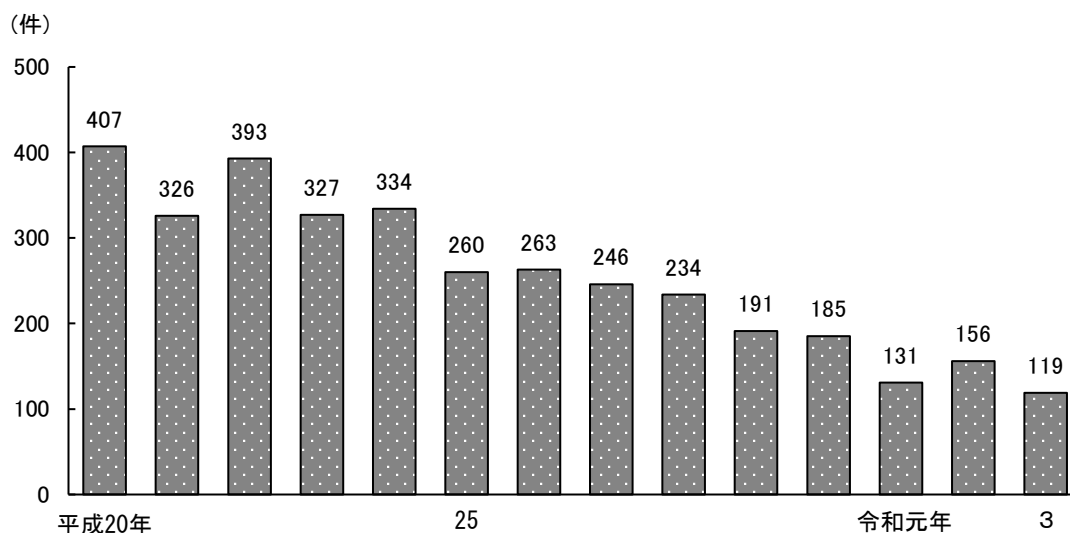
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

資料：令和4年犯罪白書

(2) 牧之原市における刑法犯の検挙人員と再犯者率

① 刑法犯の認知件数

牧之原市の刑法犯認知件数は、全国の状況と同様に減少傾向にあり、平成20年は407件であったが、令和3年には119件となり、平成20年と比べると70.8%減となっています。

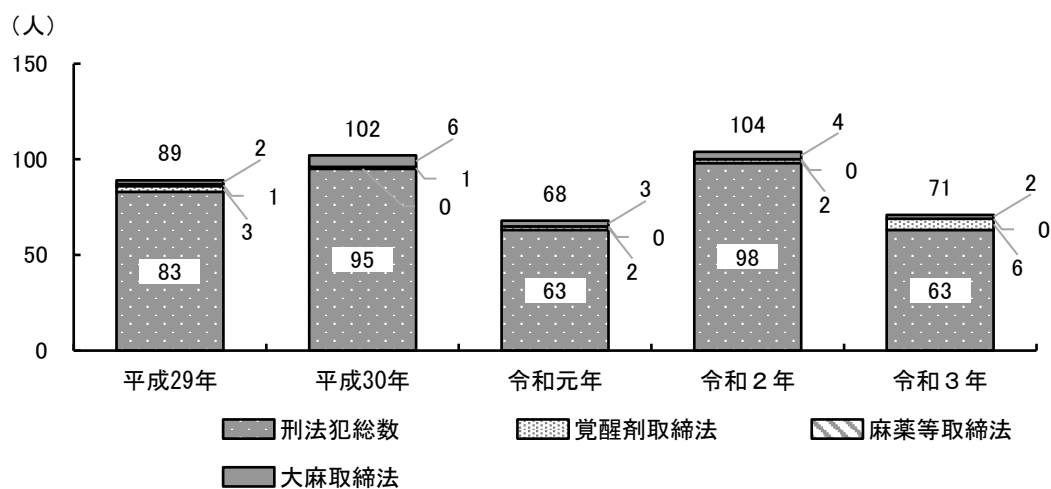


資料：牧之原警察署

② 罪種別検挙人員 (20歳以上)

検挙人員は、増減を繰り返しながら、令和3年では、71人となっています。

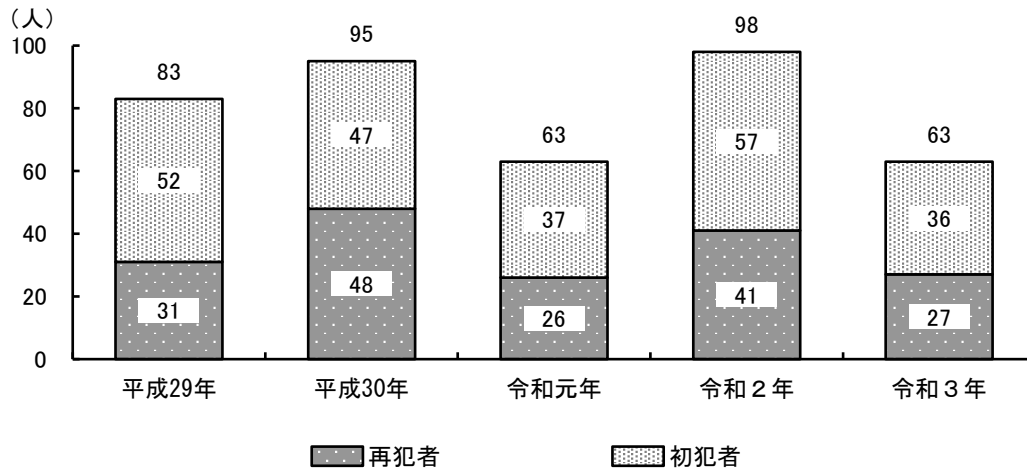
罪種別で見ると、令和3年では、刑法犯総数が63人と最も多く、次いで覚醒剤取締法が6人、大麻取締法が2人となっています。



資料：法務省

③ 初犯者・再犯者別検挙人員（20歳以上）

平成30年では再犯者の人数が初犯者の人数を上回っており、令和元年以降は、全体の4割以上が再犯者となっています。



資料：法務省

(3) 課題

本市の検挙人員は、増減を繰り返しているものの、多い年では100人以上となっており、平成30年以降では、再犯者の検挙人数が全体の4～5割と高くなっています。

犯罪をした者等の更生を支援するためには、支援にかかわる関係者・関係機関等の連携が重要です。関係者・関係機関等が緊密な連携協力関係を築き、犯罪をした者等が孤立することのない取組を進めていくことが必要です。

3 再犯防止等の推進にあたっての基本的方針

本市では、国の取組を踏まえ、国や県からの情報の活用や実施する施策への協力等により連携を深めるとともに、地域による関係機関、団体との協働による包括的な支援を基本に、再犯防止に向けた取組を進めます。

国の再犯防止推進計画を勘案し、本市においては次の点について重点的に取り組みます。

- (1) 就労・住居の確保等
- (2) 保健医療・福祉サービス利用の促進等
- (3) 民間協力者の活動支援
- (4) 広報・啓発活動の推進等

4 今後の取組

(1) 就労・住居の確保等

事業・取組	内容	担当課
生活困窮者自立支援事業	・就労、住居、その他の自立に関する相談支援を行います。	福祉こども相談センター

(2) 保健医療・福祉サービス利用の促進等

事業・取組	内容	担当課
相談支援体制の強化	・犯罪を犯した者に対して、福祉支援が必要な方から相談があった場合、関係機関と連携し社会復帰への支援を実施します。	福祉こども相談センター
	・加害者、被害者関係なく、保健医療が必要な者から相談があった場合は、適切な支援が受けられるよう関係機関と連携し、適切な支援・機関につなげます。	健康推進課
	・犯罪を犯した者に対して、社会復帰の過程で必要な保健医療が受けられるよう、ケースに関わる関係機関との連携を図り、相談体制を強化します。	国保年金課

(3) 民間協力者の活動支援

事業・取組	内容	担当課
更生保護団体等への活動支援	<ul style="list-style-type: none">・更生保護団体等が実施する活動に要した経費に対して、補助金を交付します。・更生保護の活動拠点となる更生保護サポートセンターを老人福祉センターに設置しており、活動の支援を実施します。	社会福祉課

(4) 広報・啓発活動の推進等

事業・取組	内容	担当課
青少年健全育成事業	<ul style="list-style-type: none">・市民と教員等で構成している青少年健全育成推進委員が祭典・花火大会後の夜間見回りや交通安全活動のための青色防犯パトロールやあいさつ運動を実施します。	社会教育課
社会を明るくする運動	<ul style="list-style-type: none">・犯罪や非行をした者の更生についての理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための「社会を明るくする運動」を実施します。	社会福祉課



計画の推進体制

1 推進体制

(1) 地域福祉推進の強化

市民が地域福祉活動に積極的に取り組むことができるよう、自治会組織の代表などとの情報共有や交流の場を設けます。また、地域活動に先進的、先導的に取り組んでいる人や団体を表彰するなど、地域福祉を推進する組織への支援を行います。

行政や社会福祉協議会の財政基盤を整備し、地域福祉を推進する体制の強化を図ります。

(2) 市民と事業所との連携の強化

問題が深刻化する前に支援が必要となる人への早期の対応ができるよう、地域における見守り活動などの支援と専門的な相談支援機関による支援の相乗効果により、地域の福祉力を高め、市民や地域組織、関係団体、事業所等が緊密に連携する体制の強化を図ります。

(3) 庁内の連携体制の強化

教育施策や交通施策などの、地域福祉施策以外で、日常生活に関連する分野との調整や協力などを行うことができるよう、庁内関係各課との連携を図り、総合的かつ横断的な地域福祉施策の発展に努めます。

(4) 行政と社会福祉協議会との連携の強化

行政と社会福祉協議会が適切な役割分担を行い、連携、協働して、地域福祉施策を実施します。また、役割が重複する施策、取組の実施に際し、情報共有を進めることで、効率化や有効性の向上を図ります。

(5) 社会福祉協議会の組織強化

社会福祉協議会においては、地域福祉の推進を図ることができるよう、相談機能の充実や財源の確保を行います。そのため、共同募金運動や介護保険事業などを実施し、得た財源で地域福祉事業を展開します。また、質の高い事業を円滑に提供するためには、人材の確保や育成、掘り起こしを進める必要があることから、法人内外の研修に参加し、更なる業務サービスの向上を図ります。

2 進行管理・評価

本計画の進行管理を目的として、行政や社会福祉協議会における地域福祉施策の実施状況を把握します。また、取組や事業の進捗を踏まえ、PDC Aサイクル（計画-実施-評価-改善）による評価を行い、取組の処置・改善を図ります。

